

PRIMAFF REVIEW

農林水産政策研究所 レビュー No.23 2007.3

CONTENTS

動向解析

【連載】 食品安全・動植物検疫措置に関するWTO紛争事例の分析
第5回 EC-バイテク産品(GMO)事件

論 説

中国農村專業合作經濟組織に関する一考察
アメリカにおける遺伝子組換え作物規制の近年の動向

目 次

巻頭言

知識社会の農業.....	神野直彦.....	1
--------------	-----------	---

動向解析

【連載】食品安全・動植物検疫措置に関するWTO紛争事例の分析 第5回 EC-バイオテク産品（GMO）事件	藤岡典夫.....	3
---	-----------	---

論 説

中国農村専業合作経済組織に関する一考察.....	河原昌一郎.....	16
アメリカにおける遺伝子組換え作物規制の近年の動向.....	立川雅司.....	22

政策情報

担い手経営安定新法の政策としての安定性に関する考察 ——品目横断的経営安定対策が「法律」により措置されたことの意義——.....	河南 健.....	28
---	-----------	----

コラム

続・「実務家教員」体験記	松原明紀.....	36
集落営農組織化の実戦書を読んで.....	小野智昭.....	38
カレー考.....	河口正紀.....	39
東畑イズム.....	石原清史.....	40

ブックレビュー

スローフードな日本！	佐藤孝一.....	41
------------------	-----------	----

定例研究会報告要旨（第2025回～第2032回）

我々の社会における『安心』と『リスク』（神里達博）...42 / 中国雲南省における灌漑管理の成果と農民間の協調行動（伊藤順一）...43 / 農村共有資源の共同管理と直接支払いに関する理論的考察（伊藤順一）...44 / 人びとのリスク判断と信頼（中谷内一也）...45 / 圃場特異的な降水量変動リスクと農民行動：西アフリカ，マリにおける実証（櫻井武司）...46 / 中国の社会主義新農村建設の推進政策について（山下憲博）...47 / アメリカ・カナダの農業保険とリスク管理（吉井邦恒）...48 / スリランカの食料・農業情勢（河口正紀）...49		
---	--	--

特別研究会報告要旨

水産物の安全・安心の構築におけるITの活用と波及効果(公立はこだて未来大学システム情報科学部教授)長野 章・(有限会社マリンプランニング代表取締役)古屋温美.....	50
韓国およびアメリカにおける環境保全型農業の推進政策.....(韓国農業専門学校教授)金 種淑.....	52

講演会要旨

地球温暖化が農業と水資源に与える影響評価のためのモデル構築(国際食料政策研究所(IFPRI)環境・生産技術部部長)マーク・W・ローズグラント.....	53
新農村建設背景下における中国農業政策の行方(中国国务院発展研究センター農村経済研究部副部长)徐 小青.....	54

海外調査報告

日中農業保険セミナー.....	山下憲博.....	57
巨大市場機会の出現に反応するラオス北部.....	櫻井武司.....	58
F A O主催「農業の役割プロジェクト」最終ワークショップ.....	渡部靖夫.....	59

学会報告

九州農業経済学会.....	小野智昭.....	60
経済理論学会.....	須田文明.....	61
地域農林経済学会第56回大会.....	林 岳.....	62
地域漁業学会第48回大会.....	竹ノ内徳人.....	63
TEA研究会	伊藤順一.....	64
人文地理学会大会.....	大橋めぐみ.....	65
第7回現代韓国朝鮮学会大会	樋口倫生.....	66
日本国際地域開発学会2006年度秋季大会.....	上林篤幸.....	67
科学技術社会論学会第5回年次研究大会	須田文明.....	68

研究活動一覧	69
--------------	----

最近の刊行物	73
--------------	----

巻頭言



知識社会の農業

東京大学大学院経済学研究科教授

—— 神野 直彦*

日本における農業生産の衰退は、奇妙なことに工業社会の衰退とともに生じる。というのも、日本における農業生産は、工業社会から知識社会へと転換を遂げる 1980 年代から衰退していくからである。

この点で日本とヨーロッパは対照的である。ヨーロッパは日本のように農業が衰退して、第三次産業が拡大するのではなく、工業が衰退して第三次産業が拡大して、工業社会から知識社会へと転換していくからである。

こうした日本の特色は二つの理由によるものと考えられる。一つは日本では工業社会から知識社会への転換が順調に進んでいないことである。もう一つは日本では農業の工業化が進められたため、工業の衰退としての農業の衰退が生じているからだと考えられる。

工業の存在しない経済は考えられても、農業の存在しない経済は考えられない。経済つまりエコノミーとは、ギリシャ語の家庭を意味するオイコス (oikos) と管理を意味するノモス (nomos) に由来する。つまり、経済とは家庭の暮らしの管理を意味している。

こうした家庭の暮らしの管理としての経済は、農業の誕生とともに始まる。狩猟と採集では、計画を策定して、暮らしを管理する必要はない。農業の営みを始めれば、計画的に暮らしを管理する経済も始まるのである。

生態学的に言えば、人間は消費者にすぎない。太陽エネルギーを捉え、有機的物質を創造する生産者は、光合成のできる緑の植物しか存在しない。この太陽エネルギーを捉える生産者を農業が栽培することなしには、消費者にすぎない人間の生活は成立しないという意味でも、農業の存在しない経済はありえない。

農業が「生きた自然」を原材料とする産業だとすれば、工業は「死せる自然」を原材料とする産業である。「死せる自然」を原材料とする工業は、「生きた自然」を原材料とする農業の存在を前提にしてしか存在しない。

偉大な経済学者アダム・スミスが指摘するように、農業では人間とともに自然が労働をする。「生きた自然」を原材料として、人間とともに自然が労働する農業では、それぞれ相違する地域の自然と調和して人間の暮らしを管理する必要がある。そのため農業は、地域ごとに相違する人間の生活様式を生み出す。

人間の生活様式は文化と呼ばれている。農業つまりアグリカルチャー (agriculture) と

*当研究所客員研究員

は「土の文化」なのである。

大量生産・大量消費を実現した工業社会は、「土の文化」を破壊してしまった。つまり、「土の文化」にもとづく生活様式を破壊し、大量生産された生産物を、大量消費する画一的生活を強制したのである。

ところが、工業が衰退し、工業社会から知識社会に転換していくと、工業によって汚染された自然環境を取り戻し、大量生産・大量消費の工業によって破壊された生活様式、つまり「土の文化」を復活させることが、経済発展のシナリオとなる。「環境」と「文化」が、知識社会での経済発展の合言葉なのである。

人間と自然との質量変換を最適化するには、知識と情報を動員しなければならない。知識や情報を動員すれば、量は質に置き換えられる。情報とは「形を与える (in-formea)」という言葉に由来する。人間が物をつくる時、自然に存在する物質に、情報や知識を付与する。情報量や知識量を増大させれば、自然に存在する物質の使用は節約される。

しかも、自然には地域ごとに相違する景観という「顔」がある。そのために地域ごとの自然に対応した生活様式としての「地域文化」つまり「土の文化」が形成されている。地域社会に存在する固有の生活様式は、地域ごとに相違する自然との共生を可能にする。

地域社会に固有な生活様式を営めば、地域社会の外部から購入しなければならない財は多くない。「地域消費」と結びついた「地域生産」の地域内循環の創出は可能なはずである。地域の生活様式と結びついた農産物は、安全で質が高く、季節性と地域性の豊かな食材が生産される。

知識社会では量が質に置き換えられ、多品種少量生産が求められる。地域文化と結びついた最終消費財は、地域文化に合わせて多様となる。大量生産された財では充足できない地域性や季節性が求められ、農業は知識社会の基軸産業となるはずである。

ところが、日本では工業社会の衰退とともに、農業も衰退する。それは日本では農業の工業化に努めてきたからである。「死せる自然」を原材料とする工業生産物は、季節性も地域性もない。腐敗することもなく、市場に乗って世界を駆け巡る。

しかし、「生きた自然」を原材料とし、自然の労働が主役を演じ、人間の労働が脇役しか演じない農産物は、そもそも市場にはなじまない。季節性と地域性があり、腐敗する農産物は世界を駆け巡ることはできない。

ところが、そうした農産物を工業生産物のように、市場に乗せて世界を駆け巡らせようとしているところに、農業の衰退が生じる。知識社会では、知識や情報にも所有権を設定して、市場で取引することが効率的だとは思われない。

市場によって生産物を処理してきた工業社会は晩鐘を響かせている。農業を市場から保護するのではなく、知識社会では農業の「脱」市場化を目指す必要がある。農業の工業化から脱却し、知識集約型栽培こそ求められる。農業の主役である自然の肥沃を高めるために、知識と情報の動員こそが必要なのである。

動 向 解 析

【連載】 食品安全・動植物検疫措置に 関するWTO紛争事例の分析

第5回 EC - バイテク産品（GMO）事件

藤岡 典夫

本事件は、SPS協定に関する最も新しいケースであり、食品安全性と環境の保護等様々な面で近年話題になることも多いGMO（遺伝子組換え体）がテーマとなっていることから注目されるものであった。

European Communities - Measures Affecting the Approval and Marketing of Biotech Products

パネル報告 2006 年 9 月 29 日（WT/DS291/R, WT/DS292/R, WT/DS293/R）

採択 2006 年 11 月 21 日

1. 事実関係

（1）ECのGMO承認制度

EC⁽¹⁾は、1990年に「GMOの環境への意図的放出に関する理事会指令 90/220/EEC」（以下「旧環境放出指令」）を制定し、GMOの市場流通等を規制した。これは、GMOまたはGMOより構成されるか若しくはそれを含む製品の環境放出・市場流通の承認制度を設定するとともに、その承認に当たり人の健康や環境に対するリスクを評価する手続を規定したものであった⁽²⁾。

また、1997年にはGM食品（遺伝子組換え食品）に関して「新規食品に関する理事会規則 258/97/EEC」（以下「新規食品規則」）が制定された。これに規定された承認の手続きは上記旧環境放出指令にほぼ類似していた。

（2）事実の経過

1）新規承認の停止

旧環境放出指令は、2001年に「GMOの環境への意図的放出および理事会指令 90/220/EECの廃止に関する欧州議会および理事会指令 2001/18/EC」（以下「新環境放出指令」）に置き換わった（2002年10月17日施行）。新環境放出指令は、旧環境放出指令の基本的

本事件についての詳細は、農業バイオプロジェクト研究資料第1号「EC - バイテク産品（GMO）事件WTOパネル報告の内容と意義」（平成19年1月）を参照されたい。

な仕組みを維持しつつ、さらに規制を強化したものであった。

この改正作業の過程で、1999年6月の環境相理事会において、デンマーク、ギリシア、フランス、イタリアおよびルクセンブルクの5カ国グループ（以下「G5」）は、次のような共同宣言を発表した。

「（5カ国の）政府は、GMOの栽培および市場流通に関して授けられた権限を行使するに際して、・・・GMOおよびGMO由来製品の表示およびトレーサビリティを確保するための完全な規則案を遅滞なく欧州委員会が提出する重要性を指摘し、そのような規則が採択されるまでの間、未然防止原則および予防原則に従って、GMOの栽培と市場流通の新規の承認を停止させるための手段をとる。」

この宣言の後、ECではGMOの新たな承認は行われず（「モラトリウム」と呼ばれた）、その状態は本パネルの設置時点である2003年8月においても続いていた。（なお、パネルの設置後の2004年5月から、幾つかの申請が承認され始めた。）

2）EC加盟国によるセーフガード措置

新旧環境放出指令および新規食品規則には、既にECレベルで承認されたGMOについて、EC加盟各国が人の健康または環境に対するリスクを構成すると考える正当な理由がある場合、暫定的に自国領域内においてその使用または販売を制限し、または禁止することができるという規定（セーフガード条項）があった。これに基づき、6カ国（オーストリア、フランス、ドイツ、ギリシア、イタリア、ルクセンブルク）が、1997年2月から2000年8月の間に9件のセーフガード措置（流通または輸入の禁止）をとった。

これらの措置は、それぞれ当該加盟国から欧州委員会に通報され、欧州委員会は、提供された情報が、人の健康または環境に対するリスクに関連する科学的証拠を構成するのかどうかについて、ECの植物科学委員会（SCP）の意見を求めた。SCPIは、当該産品が人の健康または環境に対するいかなるリスクも提供しないという元のSCPの評価を再確認した。しかしながら、その後これらのセーフガード措置に関してECレベルでいかなる決定も取られることなく、本パネルの設置時において依然として実施されていた。

3）WTO紛争解決の申立

上記のようなECの対応に不満を持ったGMO輸出大国である米国、カナダおよびアルゼンチンの3カ国は、2003年5月にWTO紛争解決の申立を行い、同年8月に、WTOの紛争解決機関（DSB）はパネルの設置を決定した。

3カ国の申立内容はほぼ同趣旨で、以下の通りであった。

ECは1998年10月以降、バイオテク産品（パネル報告では「GMO」と互換的に使用）の承認に関して一般的モラトリウム（general moratorium）を適用し、SPS協定の関連規定に違反した。

欧州委員会およびEC加盟国は、特定のいくつかの承認申請を検討することを怠り（産品特定の措置（product-specific measures））、SPS協定、GATT 1994およびTBT協

定の関連規定に違反した。

上記 6 カ国による 9 件のセーフガード措置によって、SPS協定、GATT 1994 および TBT協定の関連規定に違反した。

2. パネルの判断

WTOのパネルは、設置後 3 年余りを経過した 2006 年 9 月 29 日に最終報告を発表した。申立国、被申立国ともに上級委員会への上訴を行わず、同報告は同年 11 月 21 日に紛争解決機関（DSB）によって採択された。本パネル報告は、本文だけで 1000 頁を超える膨大なもので、これまでのWTO紛争に係るパネル報告の中で最も長く、論点も数多い。そのうちの主要事項に絞って、概要のみ以下に紹介する。

（1）前提的問題

まず上記 3 類型の措置についての判断の前にパネルが検討した一般的・共通的な問題のうち注目すべき 2 つの問題を取り上げる。

1) WTO協定の解釈と他の国際法規則との関係

ウィーン条約法条約 31 条 3（c）は、条約の解釈に当たり、文脈とともに「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」を考慮することを要求している。

ECは、次のように主張した。生物多様性条約とバイオセーフティー議定書並びに予防原則は、条約法条約 31 条 3（c）の意味で本件における争点のWTO協定の解釈に当たり考慮することを要求される「国際法の関連規則」に該当する。また、米国 - エビ事件で、上級委員会は米国が非当事国である条約を参照してWTO規則を解釈した。本紛争においては、生物多様性条約とバイオセーフティー議定書がそのような条約である。

パネルの判断は、以下の通り。

条約法条約 31 条 3（c）の「当事国の間の関係において」とは、「今解釈されている条約の当事国すべての間の関係において」を意味するので、この紛争における争点のWTO協定の解釈にあたり考慮することが要求される国際法の規則は、すべてのWTO加盟国の間の関係において適用される国際法の関連規則である。生物多様性条約（米国は非当事国）とバイオセーフティー議定書（米国、アルゼンチンとカナダは非当事国）は、WTO協定の解釈にあたり考慮することが要求されるとはいえない。

予防原則の国際法上の地位は未解決であり、条約法条約の意味で「国際法の規則」に当たるかどうかの問題についてパネルは見解を表明することを差し控える。

条約法条約の意味で「国際法の規則」に該当しない場合であっても、有益である場合にはWTO協定の解釈にあたり考慮することができるが、本件の場合には必要ない。

2) ECのGMO承認制度へのSPS協定の適用可能性

ECのGMO承認制度（新旧環境放出指令および新規食品規則）は、SPS協定附属書Aに定める「SPS措置」の定義を満たし、SPS協定が適用されるのかどうか、という問題である。

ECは、次のように主張した。ECの承認制度に含まれる生物多様性の保全のような環境保護目的は、SPS協定附属書A（1）に言及がなくSPS協定の範囲外であるので、ECの承認制度はTBT協定の対象となりうる（SPS措置と非SPS措置を兼ね備える）。

パネルの判断は、以下の通り。

環境保護の目的が、当然にSPS協定附属書A（1）の範囲外となるものではない。

新旧環境放出指令の目的は（個別に詳細に検討した結果）、GMOの存在を示す表示の要件を含め、すべてSPS協定附属書A（1）の範囲内である。

新規食品規則の目的は、SPSの範囲内のものとSPSの範囲外のものがある。

結論として、新旧環境放出指令および新規食品規則は、附属書A（1）の意味におけるSPS措置であり、SPS協定が適用される。

パネルは以上を踏まえつつ、争点の3つの類型の措置の検討に入った。

（2）一般的モラトリアム

1）一般的モラトリアムの存在

申立国は、「一般的モラトリアム」というECの措置が存在したと主張した。申立国によれば、それは、公式のECの行為によらずに、未決のまたは新しく提出されたすべてのバイオテク産品の承認申請に関して最終的な承認決定を事実上停止するものであった。

これに対してECは、一般的モラトリアムというものは存在しなかったと主張した。ECによれば、いくつかの申請が遅延したことは事実であるが、それは「決定をしないという決定」の結果ではない。また、公式・非公式を問わず、モラトリアムという行為はない。

パネルの判断は以下の通りであった。

G5諸国による1999年宣言は、関連の5カ国について、「表示とトレーサビリティに関する新規規則が採択されるまで新たな申請の承認を阻止するために自らの権限の範囲内で行動する」という意図⁽³⁾の直接的証拠を構成する。

EC高官による数多くの公式的および内部的文書およびステートメント並びに個別の承認手続の事実関係は、一般的モラトリアムの存在に関する申立国の主張を裏付けるものである。

以上により、ECは、1999年6月⁽⁴⁾と2003年8月との間において、バイオテク産品の承認について一般的（すなわち、1999年6月と2003年8月の間未決であったすべての申請に適用される）事実上の（すなわち、公式のECの意思決定プロセスを通じて採択されていない）モラトリアムを適用した。

次にECは、「たとえ一般的モラトリウムというものが存在したとしても、それはパネルの設置の日以降に存在しなくなった（2004年に現に2件の申請が承認された）結果、事件性を喪失しているので、パネルはそのWTO適合性について認定をするべきではない」と主張したが、パネルは先例に照らして「たとえパネルの付託事項の範囲内の措置がその後存在しなくなったとしても、パネルは原則としてそれについて認定する権限を有している」とし、ECの主張を退けた。

2) SPS協定 5.1 条の適合性

SPS協定 5.1 条は、加盟国に対し「SPS措置をリスク評価に基づいてとる」ことを要求する。ここでの中心的な論点は、「一般的モラトリウムはSPS措置か？」という問題である。

SPS協定附属書A(1)のSPS措置の定義によれば、「SPS措置は、要件および手続を含む。」とされており、ECは、「申立国の言う一般的モラトリウムは、ECの承認手続（これがSPS措置であることは決定済み）の適用の問題であって それ自体がSPS措置を構成するものではない」と主張した。

一方、申立国は、「一般的モラトリウムは、バイオテク産品に対する事実上の流通禁止を課したものである等の理由から、それ自体がSPS措置を構成する」と主張した。

パネルの判断は、以下の通り。

一般的モラトリウムを適用するという決定は、最終的な承認決定を遅らせるという決定であり、流通前承認要件の結果としてすでに存在していた暫定的な流通禁止の期間を延長するという効果を有した。それ自体が新しい事実上の禁止（要件）を課したのではなく、また別の「手続」を創設したともいえない。

したがって、ECの一般的モラトリウムを適用するという決定は、手続の適用または運用に関する決定であり「SPS措置」ではないので、5.1 条の規定は適用されず、一般的モラトリウムによるECの 5.1 条に基づく義務不適合はなかった。

3) SPS協定 8 条および附属書C(1)(a) 第1クローズの適合性

SPS協定 8 条は、加盟国に対して「承認手続の運用において附属書Cの規定を遵守する」ことを要求しており、これに基づき附属書C(1)(a) 第1クローズは、加盟国に対し、SPS措置の実施を確認しおよび確保するための手続が「不当に遅延することなく行われ、完了すること」を確保するよう要求する。

申立国は、「一般的モラトリウムは、ECのバイオテク産品に関する承認手続（これが「SPS措置の実施を確認しおよび確保するための手続」であることは争いがない）において不当な遅延を引き起こした」と主張した。

一方ECは、次のように主張した。本件においては、いかなる申請も、承認プロセスにおいて停止していなかった。遅延があったとしても、所管当局による正当な追加的な情報提出要請の結果として申請者側の理由で生じた遅延は、「不当」ではない。特に、GMOの

ように新しい技術に基づくものは、慎重と警戒を必要とし、「不当性」を判断するに当たり、予防原則が考慮されるべきである。

パネルの判断は、以下の通り。

遅延の「不当性」は、ケースバイケースに基づいて判断される。

加盟国は、SPS要件の充足について十分な確信を持って決定するために合理的に必要な時間をかけることを原則的に許容される。たとえば、当該SPS要件の充足性の決定に影響を有しうる新情報が承認手続の遅い段階で入手可能になった場合は、手続の完了を遅延させ、必要な追加的な時間をかけることは正当と認められる。

予防的アプローチを適用することは排除されないが、それ自体では、実体的な承認決定を遅らせる根拠とはならない。附属書C(1)(a)第1クローズは、決定に到達する義務を中核的義務として含んでおり、「着陸待ち旋回経路」に入ることにはできない。承認手続の1事例について検討した結果、遅延の「不当性」が認められる。

以上により、一般的事実上のモラトリアムの適用の結果として、ECはSPS協定附属書C(1)(a)第1クローズおよび8条の規定に不適合であった。

(3) 産品特定の措置

以上の一般的モラトリアムとは別に、申立国は、産品特定の措置、つまりいくつかの特定された産品に係る申請についての措置(申請の検討の不履行または停止)を問題とした。

1) SPS協定8条・附属書C(1)(a)第1クローズの適合性

パネルは、個別の申請に係る承認手続について、不当な遅延があったかどうかを検討し(全部で27件)、以下の通り結論づけた。

MS8/RF3 oilseed rapeなど24件の措置：

「不当な遅延」があり、SPS協定附属書C(1)(a)第1クローズ・8条の違反があった。

Transgenic potatoなど3件の措置：

最初の所管当局による申請者に対する追加情報の提出要請に対して申請者は十分な回答を提出しなかったこと、専門家によればこの要請は不当なものではないこと等から、「不当な遅延」は立証されていない。よって、SPS協定附属書C(1)(a)第1クローズ・8条の義務違反を認定せず。

2) SPS協定8条・附属書C(1)(a)第2クローズ並びにGATT3.4条の適合性

SPS協定附属書C(1)(a)第2クローズは、加盟国に対し、SPS措置の実施を確認しおよび確保するための手続について、「輸入産品が同種の国内産品よりも不利でない方法で行われ、完了すること」を確保するよう要求する。

アルゼンチンは、次の2つの点から、SPS協定附属書C(1)(a)第2クローズの不適合があったことを主張した。第1に、ECは、バイテク産品を、非バイテク産品に比べて不利に扱った。第2に、ECは、1998年以前には承認を与えた一方で、1998年の一般的モ

ラトリウムのは承認を与えなかった。

パネルの判断は、以下の通り。

内国民待遇義務に関するGATT3.4条についての先例に照らせば、ある輸入産品に不利な方法において承認手続を実施しまたは完了したということを示すだけでは、もしその行為がその産品が外国産であることに関連しない要因または状況によって説明される場合は、「不利な方法」を立証するのに十分ではない。アルゼンチンは、産品が外国産であることによって待遇が異なったという説明をしていない。よって、その輸入産品と国内産品との同種性の問題を検討する必要はない。

したがって、アルゼンチンは、産品特定の措置が、ECのSPS協定附属書C(1)(a)第2クローズおよび8条の義務不適合をもたらしたことを立証できなかった。

また、カナダおよびアルゼンチンは、GATT3.4条(内国民待遇義務)の違反も提起したが、パネルは、カナダについては訴訟経済を行使して「認定をする必要はない」とし、アルゼンチンについても、上記SPS協定附属書C(1)(a)第2クローズと同趣旨で義務違反を立証できなかったと結論づけた。

(4) EC加盟国のセーフガード措置

1) SPS協定の適用可能性

パネルは、争点の9件のセーフガード措置ごとに個別に検討し、これらは、SPS協定附属書A(1)(a)～(d)に規定される目的に該当することからSPS措置であり、SPS協定が適用されるとした。

2) SPS協定 5.1 条の適合性

申立国は、各セーフガード措置はリスク評価に基づいていないので、SPS協定 5.1 条に適合しないと主張した。

これに対するECの主張とパネルの検討は、次の2段階構成でなされた。

() SPS協定 5.1 条の適用可能性

ECは、まず次のように主張した。セーフガード措置は暫定的措置であるので5.7条(科学的証拠が不十分な場合に一定の要件の下に暫定的措置をとることを許容する規定)の問題である。5.7条は、5.1条の一般的義務からの例外ではなく、独立の権利である。よって、セーフガード措置には5.1条は適用されない。

この点に関してパネルは、5.7条は、5.1条の一般的義務からの例外(exception)ではなく、条件付の免除(qualified exemption)であり、条件付の権利として性格づけるべきであるとした。そのことの意味は、次の通りである。

問題のSPS措置が5.7条に適合する場合には、SPS措置をリスク評価に基づかせるという5.1条の義務は当該措置に適用されない。

逆に、5.7 条に適合しない場合には、5.1 条の義務は当該措置に適用される。

問題のSPS措置が 5.7 条に適合しないことの立証責任は、申立国にある。

次に、パネルは 5.1 条適合性の検討へ進んだ。

() SPS協定 5.1 条の適合性

ECは、たとえ、5.1 条が適用されるとしても各セーフガード措置は 5.1 条の意味でのリスク評価に基づいていると主張するとともに、これを補完して次のような主張を展開した。EC-ホルモン事件での上級委員会によれば、主流の科学的意見でなく異なる科学的見解(少数意見)に基づくこともできる。各加盟国は、ECレベルでの元のリスク評価(GMOに肯定的な評価)において反映されている主流の科学的意見とは異なる見解に基づいて行動した。さらに、各セーフガード措置は予防原則に基づいている。

パネルは、5.1 条の要件を満たしているかどうかの分析を 9 件のセーフガード措置ごとに行い、以下の通り結論づけた。

各セーフガード措置の根拠としてECが挙げた証拠は、SPS協定の意味での「リスク評価」の要件を満たしていない(リスクの可能性に言及しているだけで、評価(evaluate)していないこと、「評価」と言っても当該特定のGMOについての評価ではなく、より一般的なGM品種についての評価であること等の理由による)。

各措置(完全な禁止を内容とする)とECレベルでの元のリスク評価(GMOに肯定的な評価を出している)との間に合理的な関係は存在しないことから、各措置はリスク評価「に基づいて」いるとは言えない。

本件の状況は、EC-ホルモン事件上級委員会のいう「主流の科学的意見でなく異なる科学的見解に基づくこともできる」場合には該当しない。なぜなら、「異なった見解が、同一のリスク評価の一部として、かつその中において表明されている場合」でなく、またGMOの潜在的なリスクが「生命にかかわるもので、かつ公衆の健康と安全性に明確かつ差し迫った脅威を構成する」と考えることはできないからである。さらに、予防的アプローチは、リスク評価に基づいて措置をとるとの 5.1 条の要件に従って適用される必要がある。

以上により、各セーフガード措置は、5.1 条の要件を満たしていない。

3) SPS協定 5.7 条の適合性

前述の通り、SPS措置が 5.7 条に適合して採用され維持されている場合には、5.1 条の義務は当該措置に適用されないことになる。パネルは、5.7 条の適合性の分析を 9 件のセーフガード措置ごとに行った。

先例(日本 - 農産物事件上級委員会)によれば、5.7 条には 4 つの累積的要件が存在し、そのうちの 1 つが満たされない場合は 5.7 条に適合しない。4 つの累積的要件とは、その措置が「関連する科学的証拠が不十分な場合」に課されたこと、その措置が「入手可能な適切な情報に基づき」採用されたこと、「一層客観的なリスク評価のために必要な追加の情報を得よう努める」こと、「適当な期間内にその措置を再検討する」こと、

である。本件においてはこのうち、「関連する科学的証拠が不十分である」という第1要件が問題となった。

ECは、各セーフガード措置はこの要件を満たしているとして次のように主張した。5.7条における「科学的証拠の不十分性」は、追求される保護の目的（適切な保護の水準）との関連で検討される必要がある。本件セーフガード措置の場合、加盟国の適切な保護の水準を考慮すれば、関連する科学的証拠は不十分であった。また、GMOのリスクは、火傷病のケース（日本 - リンゴ事件。「科学的証拠の不十分性」には該当しないと判断された）に比べても高度に不確実で、科学の限界から来る理論的な不確実性以上のものである。

パネルの判断は、以下のとおり。

先例（日本 - リンゴ事件上級委員会）によれば、「科学的証拠が不十分な場合」とは、「入手可能な科学的証拠が、5.1条および附属書Aに基づいて要求される十分なリスク評価の遂行を量的にも質的にも許容しない場合」である。

追求される保護目的（適切な保護の水準）は、リスクの存在および大きさを評価する仕事との間に明白な関連は存在しない。

輸入加盟国は、リスク評価が不確実性または制約を示しており、そのゆえに特定の措置がその適切な保護水準を達成するかどうか十分な正確さをもって決定することができないことをもって、5.1条に従ったリスク評価を拒否することはできない。リスク評価における不確実性は、措置の決定にあたり考慮に入れることができる。

ECレベルにおける元のリスク評価および措置採用後の再評価は、ともにSPS協定の意味でのリスク評価であることに争いはなく、「入手可能な科学的証拠がリスク評価の遂行を許容する」ので、「関連する科学的証拠が不十分な場合」ではない。

以上により、各セーフガード措置は、5.7条の第1要件を満たしていないので、5.7条に適合していない。

以上の5.7条に関する認定に基づき、パネルは、ECが5.1条に基づく義務に不適合であったと最終的に結論付けた。

（なお、以上で紹介した以外に、一般的モラトリアム、産品特定の措置およびセーフガード措置それぞれについて、SPS協定、TBT協定およびGATTのいくつかの規定の適合性について判断がなされている⁽⁵⁾が、スペースの関係で省略する。）

（5）パネルの結論および勧告

パネルの結論をまとめると、第1表の通りである。

パネルは、これらの結論に照らして、DSU（紛争解決了解）19.1条に基づき次のように勧告した。

一般的事実上のモラトリアムがまだ存在している場合、その限りにおいて、一般的事実上のモラトリアムを、SPS協定に基づく義務に適合させるよう紛争解決機関がECに対して要請すること。

第 1 表 パネルの結論一覧

関連協定の規定		一般的モラトリアム	産品特定の措置	セーフガード措置
SPS協定	5.1 条	×	×	○（5.7 条不適合）
	2.2 条	×	×	○（第 2・3 要件）
	5.6 条，5.5 条，2.3 条	×	×	×
	10.1 条，附属書 B（1）及び 7 条	×	×	
	附属書 C（1）（a）第 1 cl 及び 8 条	○	○（24 件）	
	附属書 C（1）（a）第 2 cl 及び 8 条		×	
	附属書 C（1）（b）（c）（e）及び 7 条	×	×	
GATT1994	3.4 条，11.1 条		×	×
TBT協定	5.1 条，5.2 条，2.1 条，2.2 条ほか		×	×

資料： パネル報告に基づき筆者作成。

注． ○：不適合（違反）を認定

×：不適合（違反）を認定せず

空欄：申立国の請求なし

産品特定の措置を，SPS協定に基づくその義務に適合させるよう紛争解決機関が EC に対して要請すること。

加盟国のセーフガード措置を，SPS協定に基づくその義務に適合させるよう紛争解決機関が EC に対して要請すること。

なお，当事国の主張とパネルの判断の対比（主な点のみ）を第 2 表に掲げた。

3．パネル報告の意義と影響

（1）パネル報告の主要な含意

本パネル報告は，日本 - リンゴ（火傷病）事件に続いて，十分な科学的証拠および適切なリスク評価に基づき SPS 措置をとるという SPS 協定の基本的原則の厳格性を改めて認識させるものである。先例に比べても特に，リスク評価に含まれる不確実性，あるいは科学以外の政策的配慮（その結果としての高い「適切な保護の水準」の設定）をもって，この規律を曲げることは許されないことをより鮮明にしたといえる。

個別に主要な論点ごとの意味を整理してみると，以下のようになろう。

GMO によって生ずる可能性のある環境および人の健康への直接的および間接的な様々なリスクは，SPS 協定の対象範囲であることを明確にした。

承認手続の「不当な遅延」（SPS 協定附属書 C（1）（a））の解釈基準を初めて示し，遅延が「不当」でない場合の事例を明らかにした。

SPS 協定 5.7 条の性格について，5.1 条（2.2 条）の例外（exception）ではなく，条件付き免除（qualified exemption）であって独立の権利であるとの判断を初めて示した（立証責任の点で重要）。

先例を踏襲し，リスク評価に含まれる不確実性は，SPS 措置をとる段階で考慮される問題であって，SPS 措置をリスク評価に基づいてとる 5.1 条の義務に影響しないこと

第2表 当事国の主張とパネルの判断の対比（主要な点のみ）

	申立国の主張	ECの主張	パネルの判断
一般的モラトリアム	ECは、一般的モラトリアムという措置をとった。	一般的モラトリアムは、存在せず。	申立国に同意。
	「リスク評価に基づいて」いないので、5.1条等に違反。	一般的モラトリアムが存在したとしても、SPS措置ではないので、5.1条等は適用なし。	ECに同意。 5.1条等違反を認定せず。
	承認手続における「不当な遅延」があり、附属書C(1)(a)及び8条違反。	遅延があったとしても、「不当」ではない。	申立国に同意。 附属書C(1)(a)及び8条違反を認定。
産品特定の措置	上記に同じ。	上記に同じ。	上記に同じ。
	上記に同じ。	上記に同じ。	27件のうち24件について、附属書C(1)(a)及び8条違反を認定。 3件について、違反を認定せず。
	輸入バイテク産品は、同種の国内産非バイテク産品よりも不利に扱われており、SPS協定8条・附属書C(1)(a)第2クローズ並びにGATT3.4条(内国民待遇原則)違反。	原産地に中立的であり、内国民待遇原則違反はない。	ECに同意。 違反を認定せず。
セーフガード措置	「リスク評価に基づいて」いないので、5.1条・2.2条に違反。	5.7条は、5.1条・2.2条とは独立した権利。 暫定的措置に適用されるのは5.7条であって、5.1条・2.2条ではない。	5.7条は、5.1条・2.2条との関係で条件付の権利。
		5.1条が適用されるときも、「リスク評価に基づいて」いる。	「リスク評価に基づいて」いないので、5.1条・2.2に不適合。
		5.7条に適合している。	5.7条の第1要件「科学的証拠が不十分な場合」に当たらない。 最終的に申立国に同意。

資料： パネル報告に基づき、筆者作成。

注： 協定名のない条項番号は、SPS協定のもの。

を確認した。また、「科学的証拠の不十分性（SPS協定 5.7 条）と措置国の定める「適切な保護の水準」の高さとは関係がないことを初めて明確にした。

輸入産品を国内産品よりも不利な方法において扱うことそれ自体ではSPS協定附属書C(1)(a)第2クローズ違反ではないとする、SPS承認手続における内国民待遇に関する初めての判断を示した。

WTO協定の解釈にあたり考慮することが要求される条約（ウィーン条約法条約 31 条（3)(c)）を、「すべてのWTO加盟国が当事国になっている条約」に限定する初めての判断を示した。ただしそれに該当しない場合であっても、有益である場合には考慮することができるとした。

先例を踏襲し、「予防原則」が法規範または法の一般原則であるとは認定しなかった。一方で、承認手続において合理的に必要な時間をかけて決定でき、また、リスク評価における不確実性をSPS措置の決定に当たり考慮できるという意味で、加盟国は「予

防的アプローチ」を採用することができるとした。

以上のように、本パネル報告は、争点のECの措置のみならず各国のGMO規制を含む食品安全政策および動植物検疫政策にとっても重要な意義を有すると言えよう。

わが国の現在のGMO制度は、今回パネルが示した判断に照らしてみてもSPS協定整合的にとられており、直接的な影響を受けるものではないと考えられるが、食品安全・動植物検疫関係の政策各々について、本パネル報告が示した科学的原則に関する厳格な解釈その他各種論点についての判断に照らし進めていく必要がある。

(2) パネル報告の影響

EC内では、GMOに前向きな欧州委員会と、慎重派の幾つかの加盟国との対立が続いてきているが、パネル報告は、EC内でのGMO支持勢力を後押しする効果を一定程度有するであろう。ECはパネルの結論を見越してか2004年からGMO新規承認を再開していることから、最終的な結論が出たことによってECのGMO政策が劇的に変化することはないであろうが、ECは着実なGMO承認手続の進行を迫られることになる。また、加盟国のセーフガード措置についても撤廃を迫られる。欧州委員会は、パネルの結論をバックにこれらの点について一層の前進を図るものと見られる。ただし、新規承認がどの程度スピードアップするのか、加盟国のセーフガード措置が実際に撤廃されるのかは不透明な部分が多い⁽⁶⁾。現に、パネル報告がDSBによって採択された後の2006年12月のEC環境相理事会において、欧州委員会によるオーストリアのセーフガード措置の撤廃の提案が特定多数決によって否決された。このように今後の展開は予断を許さないものの、今後のEC内でのGMO論争の中心は、「GMOに対してYESかNOか」という問題から、「GMOと従来の作物とがいかに共存するか」という問題へ移っていくのではなかろうか。

また、パネル報告は、米国等が今後GMOの普及を望んでいるEC以外の国（開発途上国を含む）に対しても、安易な禁止措置の導入を抑止する効果を持つ。ただし、GMOの事前承認制度自体や、表示義務制度等は今回のパネルの判断の対象外であり、こうした規制をとる各国の権利が否定されたわけではない（肯定もされていない）こと、またGMOが一般的に安全か否かについて判断されたのではないことに留意する必要がある。米国サイドはECが2003年に制定した新規則に基づいてとっているGM食品に関するトレーサビリティと表示義務の制度に不満があり、紛争の種は依然として存在する。いずれにせよ、GMO貿易紛争は、今回のパネル報告で終わりにはならないであろう。今後のECの対応および米国等の動きが引き続き注目される。

注

- (1) 国際法人格を有するのは、今日においてもEUではなく、EC（European Community）であるので、法的にはECと表記するのが適切である。
- (2) 旧環境放出指令に定める承認手続の概略は次の通りであった。GMOを市場流通目的で環境放出しようとする者は、最初に市場流通されるEC加盟国の所管当局（以下「最初の所管当局」）に対し、人の健康および環境に対す

るリスク評価を含む所定の情報を添付して申請する。最初の所管当局は、申請を審査し、市場流通に同意すべきか否かを評価報告書としてとりまとめる。同意しない場合は手続は終了するが、同意すべきであると考えられる場合は、その手続はECレベルに移り、その申請は評価報告書とともに欧州委員会に提出される。欧州委員会は、他のすべてのEC加盟国の所管当局に遅滞なく受理した書類を送達する。他の加盟国から異議表明がなかったときは、元の評価を実行した最初の所管当局は市場流通の同意を与え、当該GMOはEC中で流通することができる。もし他の加盟国から異議が表明され、加盟国間の合意が見られなかった場合、欧州委員会は、ECの植物科学委員会（SCP）の意見を聞いた上で決定の草案を作成し、加盟国代表から構成される規制委員会（Regulatory Committee）に提出する。もし規制委員会が特定多数決によって賛成意見を表明する場合は、欧州委員会はその決定を採択する。そうでなければ、欧州委員会は遅滞なく決定の提案を閣僚理事会に提出する。もし閣僚理事会が3カ月以内に特定多数決によって決しないならば、欧州委員会はその決定を採択する。

- （3）パネルは、G5の1999年宣言の意味について次のように考えた。G5諸国は、規制委員会または閣僚理事会において、申請承認に必要な特定多数決（86票のうち62票必要）を阻止するために十分な投票権を持っていた（5カ国合計で30票）。G5諸国は、規制委員会および閣僚理事会による決定のレベルにおいて最終的な承認に対する“blocking minority”が1999年宣言によって形成されたという重要な信号を他の加盟国および欧州委員会に対して送った。
- （4）申立国の主張する1998年10月からではない。
- （5）第1表を見て分かるように、モトラリアム関係（一般的モトラリアムと産品特定の措置）に関しては、SPS協定の手続的規定の違反のみが認定され、申立国の請求した多くの実体的規定違反は認定されなかった。これは、一般的モトラリアムおよび産品特定の措置が「SPS措置」ではないと判断されたためである。
- （6）米国等はECの履行措置の内容に不満があれば、DSU（紛争解決了解）21.5条に基づく履行確認パネルの設置を要求することができる。

なお、今回をもって、5回にわたって連載してきた「食品安全・動植物検疫措置に関するWTO紛争事例の分析」を終了します。

論 説

中国農村專業合作經濟組織に関する一考察 —その農業共同化機能と制度的課題—

河原 昌一郎

1. はじめに

農村專業合作經濟組織（以下「專業合作組織」と略称。）は、農家経営請負制度によって多数の零細農家が農業経営を担うようになる中で、新作物導入等の必要性に対応して、多様な形態で各地に形成され、発展してきた組織である。

近年、この專業合作組織が、中国農業の共同化を促進し、農民所得の向上に資するものとして、中国政府、関係者の注目を浴びようになり、法制化の検討が進められるとともに、各種の行政的支援も行われるようになっている。

しかしながら、こうした政府の積極的な姿勢にもかかわらず、專業合作組織の法制化は順調には進んでいない。このことは、專業合作組織の現状には法制化の障害となるような何らかの制度的課題があることを示唆するものである。

專業合作組織は、各種の形態はあるものの、一般的には何らかの農業共同化機能を有する農民の共同組織であると考えられている。そして、その法制化は協同組合制度としての整備を念頭において検討が進められている。それでは、具体的に、專業合作組織はどのような農業共同化機能を有し、それをどのような形で実現しているのだろうか。また、その中で何が協同組合法制への制度的課題となっているのだろうか。

本稿では、主としてこうした課題意識の下に研究を進めることとする。

2. 專業合作組織の現状および位置付け

初期の專業合作組織では、農家の技術等が不十分で情報収集にも困難が多かった事情を背景として、技術交流を目的とした協会の形態をとることが多かったが、近年では、供銷合作社の支援唱導によるもの、郷鎮農業部門の指導によるもの、専門大規模農家の発意によるもの、竜頭企業によって組織されたもの等、いろいろな経緯で設立され、農家に対して多様なサービスを提供するようになっている。

2004年現在、中国農業部の調査によれば、中国の專業合作組織数は約15万であり、專業合作組織への参加者数は2363万人で全国農家総数の9.8%を占めている。專業合作組織

のうち、耕種農業の生産経営に関するものが40%、畜産養殖業に関するものが27%、加工運輸業に関するものが18%、その他が15%である。

專業合作組織のほか、農家経営の共同化に関係のある農村合作經濟組織としては、一般的に、農村社区合作經濟組織、農村供銷（きょうしょう）合作社、農村信用合作社の3つが挙げられる。そこで、專業合作組織をこれら他の農村合作經濟組織と比較してその位置付けを整理すれば第1表のとおりとなる。

同表から明らかなとおり、專業合作組織は、他の農村合作經濟組織との比較の観点からすれば、農家が主体となって市場対応のために農家経営の共同化を目的として設立され、専門性が強く特定地区に限定されない機能的組織であるということができよう。また、市場化に対応して各地の事情に即しながら生じた新しいタイプの組織であるため、現在では多様な組織形式・名称のものがある。

3. 專業合作組織の分類

專業合作組織は、個々の農家経営における特定の農産物の生産販売に関して、何らかの共同化を行うために設立される組織である。したがって、專業合作組織の分析のためには、その共同化がどのような方式でどのような要因のもとに実施されているのかを見ていく必要がある。

ところで、現在中国で行われている專業合作組織の分類方法には、設立主導者による分類、業務内容による分類等があるが、これらは必ずしも共同化の内容等に関する分析に適したものではない。

そこで、本稿では、筆者が2004年および05年に実施した專業合作組織の事例調査（11事例）の結果を踏まえ、第2表に示すとおり分類を行うこととした。

この分類では、專業合作組織を大きく情報型と販売型とに分類し、その上で、販売型については、專業合作組織の販売方式には我が国にない独自のものがあり、またそれらが專業合作組織の性格を規定する大きな要因となっていると考えられることから、販売の方式に応じ、相対型、買取型および代理型の3つの類型に細分化することとした。

第1表 專業合作組織の位置付け

	專業合作組織	農村社区合作經濟組織	農村供銷合作社	農村信用合作社
設立時期	新（改革開放後）	新（改革開放後）	旧（改革開放前）	旧（改革開放前）
農家主体性	強	弱	中	中
市場対応性	強	弱	中	弱
専門性	強	弱	弱	弱
共同性	強	弱	中	中
地区性	弱	強	中	中
組織形式・名称	多様	多様	単一	単一

資料：筆者作成

注．強，中，弱の判断は、各組織の比較による相対的なものである。

第2表 專業合作組織の分類と事例

分 類		代表的事例
情報型		(專業技術協會)
販売型	相對型	D Z 野菜協會 (四川省) Y S 果業合作社 (四川省)
	買取型	H A 白菊專業合作連合社 (浙江省) Y L 綠色耕種水稻協會 (黑竜江省)
	代理型	H L 養雞合作社 (湖南省)

資料：筆者作成

注： 代表的事例は、筆者が調査した 11 事例の中から選択した。

相對型とは、專業合作組織は農家の農産物の販売に関して經濟的行為は行わず、販売業者の紹介等、相對での農産物売買の取引の場の提供を行う方式をとる類型である。

買取型は、專業合作組織または傘下企業等が、農家が生産した農産物を買取り、加工販売を行う方式をとる類型である。

代理型は、專業合作組織が農家から農産物を集荷して、農家を代理して一括して販売する方式をとる類型である。

なお、これらの類型のうち、一般的には相對型と買取型がほとんどであり、代理型は少ない。

4．專業合作組織の農業共同化機能

中国の專業合作組織は一般的には特定作物の流通過程の共同化に関する業務を実施するものであり、生産過程の共同化に関する機能は有していない。このため、專業合作組織の農業共同化に関する分析は、流通過程のどの分野においてどのような共同化がなされ、それがどのような機能を有しているのかを分析するということになる。

一方、農業共同化の機能に関して、和田照男「農業生産組織の企業形態論的分析方法」(1980『農業経営研究』第17巻1号)は、組織の形成要因として、規模の經濟、外部効果(生産活動の外部効果を内部化すること)および市場補完(市場が不十分なため組織によって市場を代替し、または形成すること)の3つの經濟的要因を提示している。これらの要因は、組織の形成要因であると同時に、農業共同化が現実の農家経営において果している經濟的な機能を説明するものでもある。また、これらの要因を明らかにすることによって、專業合作組織を通じた農業共同化の性格や特色をより明確にすることができると考える。

以上の視点によって、第2表に掲げた各事例を分析し、專業合作組織の各類型ごとの農業共同化機能を整理すれば第3表のとおりとなる。

情報型は特に事例分析は行わなかったが、專業技術協會の主たる業務が新品種や農業技術の普及、情報交換等であることを考慮すれば、その農業共同化機能は技術情報の市場補完であることは明らかであろう。

相對型は農産物取引の補完的市場を形成するという市場補完機能を中心的な機能とす

第3表 專業合作組織の農業共同化機能

分 類	販売過程	生産・購買過程	備 考
情報型	-	市場補完（技術情報）	-
販売型	相対型	必要に応じて規模の経済（購買），市場補完（技術情報）等	市場の未成熟または市場制度の未整備が要因
	買取型	必要に応じて市場補完（技術情報），外部効果（緑色生産）等	買取主体（加工企業等）による原料確保のためのインテグレーションが大きな契機，買取主体の規模の経済
	代理型	市場補完（取引情報），規模の経済（販売用資材）	必要に応じて市場補完（購買）等

資料：筆者作成

る。取引の両当事者である農家と仲買業者はそれぞれが相対で取引するが，この際には両当事者間に取引に関する情報格差が存在する。この情報格差是正のための取引情報に関する市場補完も相対型の重要な機能である。

相対型のうち，無公害農産物の生産のような特殊な技術を要する場合（Y S 果業合作社）には，專業合作組織は生産・購買過程で規模の経済（生産資材の統一購入）や技術情報の市場補完等の機能を果している。

なお，相対型は自らが経済主体となった経済的行為を行わないため，組織の経済的基盤は多くが脆弱である。また，対象とする農産物の市場が十分に成熟し，市場制度等の流通制度が整備されれば，補完的市場を形成するという機能は，その意味を失うこととなる。

買取型は，農家の販売過程では買取先の確保という市場補完の機能を果している。また，買取型においても，緑色食品の生産を目的とするような場合（Y L 緑色耕種水稻協会）には，技術情報の市場補完機能を果すとともに，外部効果を内部化するための組織としての機能を果すことがある。

ただし，買取型は，加工企業等の買取主体が原料確保のために農家のインテグレーションを図ることが重要な契機となっている。現実的には，買取型においては，農業共同化というよりも，企業による生産のインテグレーションが直接的な形成要因となっていることも少なくないものと考えられる。

代理型は專業合作組織が農家に代わって農産物の販売を行うため，農家と取引相手方との情報格差という問題は生じない。その意味で，代理型は農家に対する取引情報の市場補完機能を完全な形で果しているものといえることができる。これとともに，まとまった量での取引が可能となることから販売用資材等については規模の経済が実現される。ただし，代理型は，商品が規格化，画一化され，販売後の農家との代金清算が容易に行えることが条件となるものと考えられ，現在では例外的存在である。

5．專業合作組織の制度的課題

專業合作組織の法制化については、各種の観点からの検討がなされているが、專業合作組織が農家の合作組織または共同組織であることは一定の前提とされ、協同組合法制による制度化が法制化に当たっての基本的な検討視点となっている。こうした点を踏まえ、相対型、買取型および代理型の各類型について、前述した農業共同化機能に即して、農家の協同組合としての法制化にどのような制度的課題があるのかをまとめれば第4表のとおりとなる。

相対型は、利害の反する農家と仲買業者がともに成員であるという現在の組織および機能を前提とすれば、公正で中立的な業務の実施が可能な社団の組織形態をとることが適正である。農家のための協同組合として制度化すれば、農家と仲買業者等との利害調整が困難となり、現在果しているような機能を果し得なくなる。市場がまだ十分に発達していない中国農村において、專業合作組織が市場補完のために有効に機能していることを考慮すれば、制度化のためにそうした機能を犠牲にすることは現実的ではない。

買取型は、專業合作組織が買取主体である場合（H A白菊專業合作社連合社）には、出資者が実質的に支配する公司としての運営がなされている。また、農家と買取主体（企業）とが專業合作組織の成員として含まれる場合（Y L綠色耕種水稻協會）には、相対型と同様、公正で中立的な業務実施を図るため、社団の組織形態が適当である。

なお、買取型の專業合作組織の設立は、公司（企業）による原料生産のインテグレーションを契機とすることが多いため、公司（企業）の経済的優越性をどのように扱うかが制度化に当たって大きな課題となる。公司（企業）の経済的優越性を肯定する立場からすれば專業合作組織に公司（企業）の出資を認め、出資に応じた議決権を与えるということになる。また、專業合作組織を主としてインテグレーションのための農家とりまとめ組織として位置付ければ“公司＋合作社＋農家”の形態となるが、いずれにおいても專業合作組織は公司（企業）の支配下で運営されることとなる。

農家の利益を重視する立場からすれば、專業合作組織には原則として公司（企業）の出資を認めず一人一票の協同組合原則をできるだけ貫徹させるということになるが、その

第4表 專業合作組織の制度的課題

分 類	適正な組織形態	制度化の際の課題	備 考
相対型	社団	農家と仲買業者等との利害調整。	制度化のために市場補完機能を犠牲にすることは非現実的。
買取型	公司 社団	買取主体の経済的地位の優越性の扱い。 農家と買取主体との利害調整。	農家の組織化は買取主体によるインテグレーションの一環であり、組織的發展に限界。農業産業化の優先。
代理型	協同組合	特になし。	—

資料：筆者作成

場合でも当該專業合作組織が公司（企業）のインテグレーションの一環として設立されるものである限り，実質的には公司（企業）の強い影響下に置かれるため，自主的な発展は困難である。專業合作組織が自主性を強め，公司（企業）の影響下から離脱するような動きは，竜頭企業等の経済的活動を支援して農業産業化を積極的に進めようとする現在の中国農村の実情からすれば考えにくい。

このように，買取型において，專業合作組織の設立目的，運営等がインテグレーションの形成主体である公司（企業）によって左右される場合には，農家の自主的な共同組織としての実質は乏しく，協同組合としての発展には限界がある。

代理型は，すでに農家の協同組合としての実質を備えているので，制度化に当たって障害となるような課題は考えられず，法制度の整備によって適正な制度化がなされるべきであろう。

6．おわりに

以上の研究を通じて，中国の專業合作組織が，中国農村経済の実情を反映して，我が国とは全く異なる方式で各種の農業共同化機能を果たしており，また，專業合作組織を直ちに協同組合として法制化することには困難な課題が多い事情が明らかになったと考える。

観点を変えれば，現在の中国農村経済の現状では，專業合作組織を協同組合として制度化するための経済的条件が十分に整っておらず，したがって專業合作組織は協同組合としての制度化を受け入れられるような内実を備えるに至っていないとすることができる。

こうした課題は，基本的に，市場の未整備・未発達，積極的な農業産業化政策等，現在の中国農村経済をめぐる事情によってもたらされている。したがって，これらの課題の解決には，まずこうした農村経済をめぐる事情の改善が図られねばならない。このためには，協同組合に対する農家意識の改革を含め，中長期的な継続した取組が必要とされよう。

なお，販売方式による分類については，中国における農産物の販売，流通，市場制度との実態と併せ考察することによって，その存在意義，条件等をより明確にしていくことが可能になるものと考ええる。

これについては，今後の課題としたい。

論 説

アメリカにおける遺伝子組換え作物規制の近年の動向 ——連邦および州による規制と新たな課題——

立川 雅司

アメリカは、世界においてもっとも遺伝子組換え作物（GMO）が栽培されている国であるが、GMOの規制は、既存の法律を拡張解釈しながら運用されてきたために、非常に複雑な仕組みになっている。一般に知られているようにGMOに対する規制は、農務省（USDA）、環境保護庁（EPA）、食品医薬品局（FDA）の3省庁が所管しているものの、各省庁の規制根拠や規制対象は非常に入り組んでいる。こうしたGMO規制を理解する鍵は、もともとの法律や規制がどのような考え方のもとで制定され運用されてきたのかを理解することである。換言すれば、USDAにおける植物病害規制、EPAにおける農薬規制、FDAにおける食品規制がどのように実施されてきたかを理解することが、GMO規制の概要を理解する上で不可欠である。以下では、このようなアメリカにおけるGMO規制の基本的枠組みと商業化に関わる権限について、その概略を整理する。

1. 連邦におけるGMO規制の枠組み

アメリカにおけるGMO規制は、1986年6月に公表された「バイオテクノロジー規制の調和的枠組み」にしたがって、USDA、EPA、FDAの3省庁のもとで行われている。調和的枠組みのもとで、それぞれの省庁が行うGMO規制の基本的視点は、以下のように概略整理することができる（JETRO, 2000）。

USDAは、作物に対する害虫、雑草、病害の拡大防止の観点から、組換え作物そのものについて規制を行う。

EPAは、農薬の規制、農薬残留限度の設定、新たな微生物などを所管する立場から、農薬成分（作物内保護物質（PIPs））および組換え微生物について規制を行う。

FDAは、食品・食品添加物、家畜用飼料、医薬品などの安全性について所管する立場から、組換え体由来食品について規制を行う。

したがって、GMOの性格によって、安全性を審査する法律、所管機関が異なってくる。たとえば、除草剤耐性大豆であれば主としてUSDAとFDAが（EPAは除草剤自体の規制には関与する）、BtトウモロコシであればUSDA、EPA、FDAという3機関すべてが関与することになる。また色変わりカーネーションであれば、USDAのみとなる。

この調和的枠組みは、大統領府科学技術政策室（OSTP）によって定められたものであるが、当時のレーガン政権の競争力優先の政策的判断によるものと考えられる。その基本的な立場は、第1に、バイオテクノロジーを用いることそのものは、特別なリスクをもたらすものではないということ。したがって第2に既存の製品に適用されている法律・制度を援用することで何ら問題は生じないということが規制の前提とされてきた（Pew Initiative, 2004, p.1）。そのためそれぞれの機関が有する所管法が拡張解釈されつつ、GMOが規制されている。換言すれば、新たな法律策定がなされなかったことで、政治的なプロセスが介在することなく行政システム内部の調整だけにより、GMOの審査・認可のプロセスが策定されたといえる。GMOのために新法を制定することは、議会での政治的な影響が入り込むことで、新たな産業領域に予期しない制約が持ちこまれかねないことから、そうした可能性を排除するために既存の法律制度を準用する方向を選択したのである。このことはEUにおける政治プロセスの介在と対照をなす。ただし、既存の法制度に依拠し続けることで、技術進歩との間にミスマッチが生じつつあることも確かであり、GM動物などをどのように規制するかといった課題が登場している。

2. 認可に至るまでの基本的な流れ

（1）USDA-APHISによる規制

農務省動植物検査局（USDA-APHIS）は、植物病害拡大防止の観点から、GMOの導入（輸入、州間移動、環境放出）に対する規制を行っている。

APHISによる規制の根拠法は、2000年以前は「連邦植物病害法（Federal Plant Pest Act, FPPA）」であり、そのもとで制定された連邦規則（7 CFR 340）「遺伝子操作された植物病虫害の環境への導入に関する規則」である。なお、そもそもなぜ植物病害を規制する法律によって、GMOを規制することができるのかという権限の源泉に関わる点であるが、これは現在のGMOのほとんどに植物病害由来の遺伝子が組み込まれているため、植物病害法の規制対象になるという考え方に基づいている。たとえば、遺伝子を導入するベクターにアグロバクテリウム由来の遺伝子を用いていることや、形質発現を促進する導入遺伝子（プロモーター）にカリフラワーモザイクウィルスの遺伝子を利用しているなど、植物病害由来の遺伝子を利用していることでAPHISの規制権限が成立する。逆にいえば、今後こうしたタイプの遺伝子を用いることなくGMOを作出した場合には、APHISの規制権限が及ばないことで問題が生じる可能性がある。

FPPAのもとでの野外試験から認可に至るまでの基本的な流れは以下の通りである。

まずGMOの野外試験を行おうとする機関は、USDA-APHISに野外試験に関する「許可（Permit）」申請を提出する。

なお、当該GMOが一定の条件を満たしているならば、この許可申請の手続は、「届出制（Notification）」という簡略化された方法を取ることができる。この届出制においては、申請書類審査によって適切と認められれば、30日で試験栽培が承認される。また届出制

が取れない場合の許可申請にあっては、120日以内に審査されることとなっている。なお、野外試験申請の9割以上は届出制による申請である。

もしもAPHISから許可がおりれば、申請者は定められた期間に野外試験を行うことができる（届出制のもとでは1年間で、更新可）。

当該GMOが作物や他の植物に悪影響を及ぼすような植物病害としてのリスクがないことが明らかになれば、申請機関は、野外試験の結果をAPHISに提出し、規制除外（deregulation）の申請を行う。

APHISは、申請に関して審査を行い、十分な科学的証拠があると認めれば、当該GMOを規制除外とし、自由に栽培することを許す。APHISは受理した規制除外申請を官報に告示するとともに、60日間パブリック・コメントを受け付け、これらの情報を考慮して、180日以内に最終決定を行わなければならない。

GMOの種類や特徴によっては、他の機関（食品・飼料用の場合にはFDA、また農薬成分が含まれている場合にはEPA）が並行して審査を行う。

ここで野外試験の承認手続きにおけるアメリカの特殊な制度として、届出制と許可制の区別について触れておく。この届出制の存在が、アメリカにおいてGMOの開発と商業化が急速に進んだ背景の一つと考えられるからである。

「届出制（Notification）」は、リスクが低いことが経験的に知られている場合に適用される簡易手続きであり、その場合の野外試験が満たすべき基準として、7 CFR Part 340.3（c）に「実施基準」が定められている。届出制に基づく審査は、いわば野外試験におけるファースト・トラックということができるが、1993年に導入され、当初6作物（トウモロコシ、綿花、バレイショ、タバコ、トマト、大豆）において適用が認められた。さらに1997年には届出制が認められる作物をすべての作物に拡大し、一定の条件を満たせば、届出制のもとでの野外試験を申請できるとした。野外試験数の年次別推移をみると、これら届出制を導入、さらに拡大した年を契機として、野外試験数が急速に増大したことが分かる。

他方、「許可（Permit）」の手続きは、届出制よりも厳格な審査手続きであり、この場合には、APHISが定めた許可条件を満たし、更にAPHISとの間でより密接な確認作業を行うことにより許可が与えられる。これはファミリーリティの点で、知見の蓄積が乏しいものに関して、より試験条件を精査することで予想せざるリスクを抑えるためのものといえる。この許可制のもとでの手続きでは、審査期間が120日間とされているが、ケースによっては、さらに60日かけて審査される。申請が出された場合には、APHISから申請者に対して追加質問がなされるなどの形でやりとりが繰り返され、許可が下りることになる。この手続きは、申請者とAPHISとの双方向のプロセスに依拠しており、この許可制の手続きに比べると届出制は一方通行のプロセスであるともいえる。

（2）EPAによる規制

EPAのGMOに対する規制は、基本的には農薬に対する環境影響を規制する「連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（FIFRA）」にもとづくものと、食品中への農薬残留許容値を規制

する「連邦食品・医薬品・化粧品法（FFDCA）」にもとづくものから構成されている。

EPAは、FIFRAにもとづく規則を、1994年に提案し、全米研究協議会などからコメントを受けて修正し、2001年に最終的な規則（40 CFR Part 152, Part 174）を公表した。この中で、当初は規制対象として「植物農薬」とよんでいた植物中の農薬成分を「作物内保護物質（PIPs）」という名称に変更した。

PIPsを含むGMOに関する野外試験を実施するためには、EPAから環境使用許可（EUPs）を得なければならないが、APHISと異なる点の一つは、4ヘクタール未満であればEPAに対して申請する必要がないとされている。ただし、試験に供された作物は廃棄するか動物の飼料として処分し、食品に混入してはならないなどの条件がある（Pew Initiative, 2004, p.51）。なお、EUPsのもとで認められている試験期間は通常1年間とされている。

FIFRAによる規制は、PIPsを含むGMOが環境放出された際、環境に対して必要以上のリスクにならないかという観点から審査を行うものである。重要な科学的判断が求められる場合には、FIFRAのもとで設置されている科学助言パネルから専門家の見解も徴しつつ検討される。

FIFRAに関連したEPAの規制は、こうした環境面でのリスクに基づいてなされているが、認可を行った後にも、害虫における抵抗性発達を防止するため、通常の作物を一定割合で作付けるなどの「害虫抵抗性管理」プログラムを実施したり、Bt作物に関して指摘されたオオカバマダラへの影響に関する継続的な情報収集を進めている。

FFDCAにもとづく規制としては、EPAは食品あるいは飼料への残留農薬に関して、対象ごとに残留基準を設定するか、あるいは残留基準設定からの除外を行わなければならないことになっている（残留基準値が設定された場合には、GMOが含有する農薬成分が基準値以下であることが認可の条件となる）。現在までのところ、GMOに含有されるBtタンパクやウィルス・コートタンパクに関しては、後者に該当し残留基準設定の対象とはなっていない。また上記スターリンク事件においては、EPAがBtタンパクのアレルゲン性に関する知見が不十分であった（そのため残留基準値を食品用として設定するかどうか結論が出ていなかった）ことから、スターリンクを飼料用にのみ使用するという条件の下で栽培を認めるといういわゆる「限定的認可」が背景にあった。このため本事件以降、EPAはこのような用途を限定した認可を行わないこととした。

（３）FDAによる規制

FDAは、連邦食品・医薬品・化粧品法（FFDCA）に基づいて、食品および飼料の安全性という観点からGMOの規制を行っているが、実質的にFDAの規制対象となっているものはほとんどなく、任意の協議プロセスのもとでFDAの評価を受けているという状況にある（JETRO, 2000）。というのも、FDAはGMO作出のプロセス自体ではなくプロダクト・ベースでの規制を行っており、GMOが組換え前のものと比較して大きく異なる成分を持つものでない限り、義務的な上市前認可の対象とはならないからである。

FDAは食品に関する規制を行う場合、それが「食品」であるか、あるいは「食品に添加されるもの」であるかという観点で規制対象となるかを判断する。ここで「食品」とみなされるものは、長い間の食経験に照らす限り、上市前認可を必要としないとされる。また「食品に添加されるもの」についても、砂糖や塩に代表されるように、これまでの経験上「一般に安全と考えられるもの（GRAS）」であれば上市前認可は不要とされる。「食品に添加されるもの」の中で、上記のGRASとみなされないものは、「食品添加物」とされ、これに対しては厳格な上市前認可が義務付けられることになっている。

GMOに関しても、FDAはそれが食品なのか、あるいは食品添加物なのかという観点からまず判断を行い、規制のあり方を定めている。例えばGMトウモロコシに関しては、これらはGMOであっても、食経験がある食品（トウモロコシ）であることから、「食品」とみなし、上市前認可を求めている。また、組み換えることによって新たに付加される核酸やそこから派生する炭水化物や油分、酵素等に関しては、食品に添加されているものの、他の一般の食品において食経験があるということからGRASとされ、上市前認可が必要とされていない。このようにGM食品に関しては、GRASとみなされない新たな成分が作り出されない限り、「食品添加物」としての規制対象とはならない。なお、Btタンパクに関しては、農薬としての性格を有することからEPAの規制（FFDCA）を受け、承認を得る必要がある。

以上のようにGMOに対するFDAの規制は、実質的には法的な規制対象外となっているものの、FDAは、開発企業に対して自主的にFDAへの協議を行うように勧めている。この任意協議プロセスにおいては、安全性審査の書類についてFDAがレビューし、問題がないと判断されれば、FDAは開発企業に「追加質問なし」との連絡を行う。この終了レターの通知で任意協議プロセスは完結し、FDAのウェブサイトにも結果が掲示される。

3．上市前認可権限と上市後監督権限

最後に、アメリカにおいて各省庁がどのような権限を各GMOに対して有しているかを横断的に比較することで、アメリカにおける規制の特徴を明らかにしよう。以下では、特にGMOの商業生産や販売に関して事前に認可を求める権限（上市前認可権限）と、こうした上市後における監督権限という観点から、3省庁における規制の特徴を明らかにする。

連邦政府の3省庁において、GMOの上市前認可権限を法的に有しているのは、USDAとEPAだけである（表参照）。USDAは、植物病害のまん延を防止するという連邦植物病害法の権限に基づき、野外試験、一般栽培、州間移動に対して規制をおこなう。またEPAの場合には農薬成分が環境に対して必要以上に影響を及ぼさないように連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法に定められた権限にもとづいて、野外試験と一般栽培に対して規制をかける。ただし、EPAでは4ヘクタール以上の野外試験から規制対象となる。またFDAは上市前認可権限を有していないが、その理由は、一般的に栽培されているGM作物が、「食品添加物」ではなく「食品」と定義されているためである。ただしFDAは、上市前

表 組換え作物に対する各省庁の権限

	上市前認可権限	上市後監督権限
USDA [連邦植物病害法]	野外試験， 一般栽培， 州間移動	なし（注１）
EPA [連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法]	野外試験（注２）， 一般栽培	害虫抵抗性管理 （注３）
FDA [連邦食品・医薬品・化粧品法]	なし（注４）	汚染食品の回収

注（１）規制除外を行った場合。

（２）面積が 4ha 以上の場合。

（３）権限は開発企業にのみ及び、生産者には及ばない。

（４）「食品添加物」ではないと認められた場合。但し、任意の協議を実施している。

認可に関する権限はもたないものの、企業からの任意の協議を通じて、安全性の確認を行っている（もっとも、GMOの食品安全性に関する最終的な責任は企業側に存する）。

次に上市後の監督権限について述べる。一般的にGM作物に対して商業栽培以後のモニタリング権限を有しているのはEPAだけであり、しかも特定種類のGMO（正確には、Btなど農薬成分）に対してのみである。この場合においても、EPAは生産者に対して直接監督する権限を有しておらず、販売企業に対して権限を有しているのみである（生産者に対するモニタリングは、企業側の責任である）。これはEPAが農薬成分に対してのみ規制権限を有しており、植物体そのものに対して規制権限を有していないことが関係している。というのもBtなど農薬成分を作り出すGMOは、種子で生産者に販売される時点では農薬成分をまだ作り出しておらず、したがってEPAは種子そのものにラベルを貼ることができない。そのためラベルを通じた生産者に対する監督といった手法を（一般農薬と違って）とれないからである。USDAもいったん規制解除をおこなうと、当該のGMOがどこでどの程度栽培されているかなどについてモニタリングする権限が失われてしまう。この背景には、USDAの規制権限が植物病害に対するものであって、GMOの規制除外を「植物病害ではない」という判定によっておこなうために、事後的な監督権限と矛盾してしまうからである。ただし、医薬品や工業製品を産生するGMOに関しては、USDAが規制からの除外を行わないという対応をとっており、上市後のモニタリング権限を保持しつつづけている。またFDAに関しては、上市後のモニタリングを系統的行なうプログラムは有していないものの、もしも健康に対する危害などが明らかになった場合には、食品の汚染と認定し、製品回収への手続きを発動することになる。したがって、このような限定的な意味において、上市後の権限を有しているといえることができる。

文献

JETRO（日本貿易振興会）2000『米国の遺伝子組換え農産物』。

Pew Initiative on Food and Agriculture（2004）Issues in the Regulation of Genetically Engineered Plants and Animals.

政策情報

担い手経営安定新法の政策としての安定性に関する考察

——品目横断的経営安定対策が「法律」により措置されたことの意義——

栃木県農務部経済流通課長 河南 健

1. はじめに

平成 19 年度から、品目横断的経営安定対策など 3 本の大きな柱からなる農政改革が本格実施を迎える。農村現場においては、この改革の流れに対応すべく、農業者、地方公共団体、農業団体等の関係者による精力的な取り組みが行われているが、その一方で、「猫の目農政」という言葉で象徴される感情が見え隠れしているように感じられる。

筆者は、平成 17 年度に農林水産省で品目横断的経営安定対策を法制化する作業に従事した後、平成 18 年度から栃木県庁に勤務しているものであるが、ある栃木県議会議員の方も「戦後最大の農政の改革なんていうけど、これまでの歴史に照らすと品目横断的経営安定対策もいつまで続くのか。またすぐに変わっちゃうんじゃないかと心配だ。この点はどうか。」という質問の形で、上記感情を代弁しておられた。

このため、本稿では、法律という形式で講じられる助成措置（以下「法律措置」という。）について、法律に基づかない助成措置（以下「予算措置」という。）と対比しつつ、特にその政策としての継続性・安定性に着目した形で論じてみたい⁽¹⁾。また、品目横断的経営安定対策のうち、具体的にどの部分が、法律（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律。以下「担い手経営安定新法」という。）で規定されており、「将来に向かって比較的変わりづらい」と評価し得る骨格であるかを簡単に検証してみたい。なお、本稿中の分析や意見は、あくまで筆者個人の私見であることを付言しておく。

2. 「法律」という行政手法

（1）法律措置として政策を講じることの意味

1）品目横断的経営安定対策を含めた農業政策に対する農林水産省の担当者のコメントとして、「（産地づくり交付金は）予算措置であるため制度の恒久的安定性が確保されない」といったコメントが見られる⁽²⁾。また、筆者自身、本稿冒頭で紹介した質問に対し、法律措置であることを理由として、安定的な政策である旨を返答した。これは行政実務者側の

どのような意識・感情を意味しているのだろうか。

政策の立案過程からみると、法律措置であろうが、予算措置であろうが、財務省との毎年度の折衝（いわゆる予算折衝）を経て措置されることとなる。この場合において、ある助成措置が既に法律措置という外形を有している場合には、立法府の意思として引き続き当該措置を講じていくことが明らかにされているものといえる。したがって、立法府の意思に基づいた行動をとる義務がある行政府内部での予算折衝の内容も、「ある助成措置を講じること」それ自体ではなく、具体的予算額や当該措置の細目にとどまることとなる。

これに対し、予算措置の場合、当該措置を講じることの適否自体が毎年度の予算折衝における議論となりうる。このことに関し、種々の予算措置に関する資料の中に「事業実施期間」として3年とか5年とか記載されていることが想起されるが、予算措置については、憲法第86条の予算単年度主義の原則から、国会で承認されるのは翌年度の分のみであり、「その後」に対して何らの約束がされているものでもない。誤解を恐れずに言えば、この「事業実施期間」という概念は、農林水産省としてこうありたい、という意味を表明したものに過ぎない。現に、3年や5年を事業実施期間としていた予算措置が、当該期間の経過前に他の予算措置と統合されたり、廃止されたりというのは、特段珍しい話でもない。

2) このように法律措置は、翌年度以降にも当該措置を実施することが国の意思として明らかとされたものであり、したがって、政策として、より安定性を有するものであるといえることができる。その際、ある政策を法律措置、予算措置のいずれの形式で措置するかは、通常、農林水産省が主導することとなるが、ある施策が「一過性の課題に対応するものであって、一定の期間のみ講じられるべきもの」との認識、あるいは、「従来に例のない新機軸のもので政策としての熟度に欠けるため、まずはその効果を見極めることが適切」との認識を同省が有する場合には、これを法律措置として講じようという意識は生じ得ない。逆に、法律措置として講じられた政策は、当該政策を継続して安定的に実施していこうという農林水産省の意思が体现されているものと考えることができる。

さらに、法律措置の骨格を規定する法律がひとたび制定された後は、その改正を行う権限は当然ながら国会のみが有し、農林水産省のみの意思でその骨格を変更するのは不可能である。この意味でも、法律措置は「政策としての安定性が高い」と評価することができる。

3) なお、法律といえども永久不変なものではなく、国会において、改正または廃止という手続がとられれば、政策の枠組みそのものが変更されるため、ここでの議論は、本質的に、相対的なものにとどまるものであることには留意をいただきたい。また、法律の中には、「暫定措置法」という用語をその名称中に有するものがあるが、これは、その名のとおり、暫定的・時限的な措置として、ある助成措置を講じることを内容とするものであり、法律措置のすべてが恒久的な助成措置として予定されているわけではない。

（2）法律措置を講じるに当たってのハードル

1) 以上のような性格を有する法律措置においては、「より安定的な政策手法」との効果を得ることの「対価」がある。先に述べたとおり、法律措置、予算措置ともに、財務省

との予算折衝を経て、また、予算に対する国会の承認を経て、初めて実現されるものであるが、その実現に至る過程で大きく違う点が2点ある。次のとおり、行政実務者からすると、法律措置の実現に向けて超えるべきハードルは、予算措置との比較において、より高い。

2) 1点目は、政府部内での調整局面において、内閣に設置されている「内閣法制局」という、財務省以外のアクターが登場することである。内閣提出法案については、その論理的整合性等につき、この内閣法制局における極めて細やかな審査をパスしなければ、内閣としての意思決定である閣議決定に至ることができない。予算折衝においては、財政の論理、すなわち、極力財政支出を合理的・効率的なものにしようとする論理と、農業・農村の実態からみた政策としての必要性を主張する論理との間でのせめぎ合いの構図となる。これに対し、内閣法制局から求められるのは、論理的整合性である。法案のすべて、文字どおり一言一句が、既存の他の政策との関係を含め、きちんと論理的に整理されたものとならない限り、内閣法制局を突破することはできない。行政実務者としての感覚からすると、細いロープの上を渡りきることが求められる作業である。その一方で、助成措置の内容は、農業・農村の実態や関係者からの様々な要請にも応えたものとしなければならず、論理一貫性の面からはどうしても凸凹が生じてしまうことから、しばしば、ロープから落ちそうになったり、ロープの張り直しを余儀なくされたり、という事態に直面する。

3) 2点目は、政治家・立法府との関係である。ある予算措置について、立法府の了解およびこれに先立って与党の了解を得る場面を考えると、当該措置は、あくまで農林水産予算全体の1パーツとして説明されるものであり、説明に用いられる資料も当該措置のエッセンスのみが記載されたものととどまる。そこでの議論も、政策としての方向性・哲学など、骨太のものが中心となり、細目は基本的に行政府に委ねることを前提としたものとなる。

これに対し、法律措置の場合、当該措置のみがそこでの議論の対象となる。国会での議論を例に挙げれば、「○年度予算案質疑」ではなく「○○法案質疑」として議論の場が設定されることになるわけである。こうして与党プロセス、国会審議の両面において、相当の時間をかけて、全国の農業・農村の多様性をまさに反映するものとして、様々な角度から提起される細やかな議論を乗り越えていく必要がある。その際には、当然ながら、省令等の下位法令のレベルで定めようとしている内容も議論の対象となる。さらに、国会における議事は、様々な政治情勢等、農林水産省からみれば他律的な事象の影響を受けるとともに、実質的な論戦の場である農林水産委員会での質疑開始に到るまでの手続きでも、国会対策委員や議院運営委員との間で相当の調整が必要となる。このため、会期末までに国会審議を終わらせることができないかもしれない、というリスク（会期末までに成立しなかった法案は基本的に廃案）も抱え込むこととなる。これらは、ひとたび成立した法律の改正でも同様であり、行政実務者サイドからすれば、相当の心理的なハードルを越えた上で、覚悟を持ってチャレンジすることとなるわけである。

3 法律措置として講じられた品目横断的経営安定対策

法律措置が以上のような性格を有するとして、しからば、品目横断的経営安定対策は何故に法律措置として講じられたのか。筆者は、その旨の方針決定後にそれを前提として法制化作業に参画したこともあり、その理由を明確に承知しているものではないが、本対策を継続的・安定的に実施していこうとする意思を外形的にも整える必要があるとの考え方が、方針決定に当たり、判断の中核をなしていたものと推測している。

とはいえ、法律措置を講じようとする場合、単にある助成措置の内容を法律に規定すれば足りるわけではない。国民の権利制限、国民への義務賦課といった「法律においてのみ規定し得る」とされる内容を有する条項を、法律措置と関連づけつつ当該法律中に盛り込むべき、との行政内部での約束があるためである。これは「法律事項」と呼ばれ、内閣法制局で厳格にチェックされる。法律事項に該当する規定は、すべての法律に存在する⁽³⁾。

補助金など国や地方公共団体から私人に対して交付される金銭については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「補助金適正化法」という。)という一般法が存在し、不正な交付申請や不正使用の防止など、適正な予算執行のために必要な規定が措置されている。過去の立法例を見ても法律措置を規定する法律の数は必ずしも多くないが、それは、補助金適正化法の規律の対象となる補助金等であれば、同法中に必要な規定が措置されているため、あえて別法で措置する法律事項が存在しないという事情によるものと思われる。この点、担い手経営安定新法にあっては、「食料の安定供給の確保に資する」という法目的(第1条)や交付金の交付ルート(国から担い手への直接交付)等を踏まえつつ、同法の交付金が補助金適正化法の規律外との整理を行い、その上で、適正交付のための強権的手続き規定(第6条第3項および第4項)を措置し、これを法律事項としたものである。

4 担い手経営安定新法の骨格分析

(1) 対象農業者(第2条第2項)

品目横断的経営安定対策の対象となる農業者、すなわち「担い手」の具体的範囲は、同対策の導入に当たり、政策論として最も議論があった点であるが、法律上の整理としては、認定農業者または所要の要件を満たす農作業受託組織で一定規模を満たすもの(第1号)、環境と調和のとれた営農の実施(第2号)、遊休農地の不存在(第3号)の3つに分けられている。およびの要件は大きな論点となったものではないが、対象者要件の骨格をなしていることが分かる。

一方、最大の論点であった4ha、20haという面積基準に関しては、法律上は「その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切」という規定にとどまっている。現時点の具体的ラインについては、効率的かつ安定的な農業経営の具体的な姿として

「農業経営の展望」(経営展望)に示されている水田経営の規模の2分の1を基本として設定した旨が説明されているが、(実質的な政策論議の話としてではなく)法形式上は省令レベルで機動的に変化し得ることとなっている。このため、将来を見据えると、農業構造の改革の進展の程度に応じて、より高い水準に引き上げられる可能性もあるということを念頭に置いた対応、すなわち、計画的に規模拡大を図ることが経営上のリスクを最小化することとなると思われる。

(2) 生産条件不利補正交付金(第3条)

交付金の大きな枠組みとして、過去実績交付金(第1項第1号)と品質・生産量交付金(第1項第2号)の2つで生産条件の不利補正を図るものであることが法律上明らかとなっている。我が国の土地利用型農業の現状やWTO農業協定との整合等に照らし、これらの2つを組み合わせた形で交付することが適切との意思が体现されているものと言える。

担い手農業者からすれば2つの交付金の単価水準が最も関心を集めるところであるが、法律上は、諸事情を考慮して農林水産大臣が定める(第3項および第5項)とされているのみで、具体的な助成水準は運用に委ねられている。しかし、これら2つを合わせて標準的な生産コストと販売収入との差額補てんを図ることを旨とすると規定されている(第6項)ことから、他に先んじて生産性を向上させ対象農産物の生産コストを縮減すれば、その果実を享受できる仕組みとなっていることが分かる。一方で、過去実績交付金、品質・生産量交付金それぞれがどれほどの割合で交付されるかについては、法律上言及されていない。

(3) 収入減少影響緩和交付金(第4条)

交付要件を規定する第1項で明らかとされているのは、一定の方法に基づいて計算した結果収入減少があったときに交付金が交付されること、その際、交付対象者は、担い手のうち収入減少に備えて積立金を積み立てている者に限ること、の2点である。1点目は当然の内容であるが、2点目から「担い手が積立てという自助努力を行っていること」が本交付金の仕組みの柱になっていることが分かる。このことは、「担い手要件を満たし第3条の交付金の交付は受けつつ、積立ては行わずに第4条の交付金の交付は受けない」という経営選択もあり得ることを示唆するが、積立金は、保険料(例：農業共済の掛金)などと異なり、その全額が常時担い手の所有に属するものとして構成され、この結果、いつでもその全額を取り戻すことができるため、積立てを行うべき時期にその額の資金調達ができないといった事情がない限り、そのような経営選択は不合理と思われる。

本交付金の具体的な額の計算方法については、法律上は考慮要素を列挙するのみで、全面的に省令に委ねられている(第2項)。現在の計算方法(収入減少額の9割を農業者と国とが1:3の割合で拠出して補てんする。その際、最大補てん割合の農業共済に加入しているとの前提を置く。)は、今後、発生する収入変動の状況、担い手の積立金の積立て能力、あるいは国の財政事情等に応じて、機動的に変更し得る規定ぶりとなっている。

5. むすびに代えて

以上の骨格分析をみて、「何だ、結局、品目横断的経営安定対策の重要部分はほとんど下位法令に委任されていて、安定性などないに等しいではないか」との感想を持った方もおられると思う。しかし、同時に、農政への批判的なコメントとして、「猫の目農政」と並んで、「硬直的・非弾力的」、「多様な農業・農村の実態軽視」といったコメントがなされてきたことも想起されるべきである。筆者は、農林水産省における政策立案に当たっては、この両方向からの要請にいかに応えるか、という命題が、明確な形ではないにせよ常に意識されてきたものとする。この点、法律措置は、政策の骨格部分につき安定性を確保しつつ、農業・農村の実態変化に応じて見直しを行うことが適切な部分を下位法令に委任することにより、これへの弾力的な対応も可能とする仕組みを有する政策手法であり、相矛盾する双方の要請を満たす政策手法として、一定の評価に値するものとする。

注 ただし「法律措置でない（＝予算措置）、イコール、農林水産省は当該措置を継続的・安定的に実施する意図を有していない」ではないことに留意する必要がある。本稿の「3 法律措置として講じられた品目横断的経営安定対策」の中の法律事項に関する記述を参照されたい。

農林水産省経営政策課（2006）「農政改革 制度設計のねらい」、『AFCフォーラム』2006年12月号、農林漁業金融公庫、12頁

法律には、国会議員から提案されるもの（議員立法）と内閣から提案されるもの（内閣提出法）がある。法律事項に関する約束は、このうち、後者のみに対し適応されるものである。

〔参考〕

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）

（目的）

第一条 この法律は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの
- 二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条の二第一項に規定する認定農業者であって、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

ロ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。）であって、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの

- 二 環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

三 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。

（生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付）

第三条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物（対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

- 一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の期間平均生産面積（当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。）に応じて交付する交付金
- 二 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金
- 2 前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価（以下「面積単価」という。）に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。
- 3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。
- 4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分（以下「品質区分」という。）別の数量当たりの単価（以下「数量単価」という。）に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。
- 5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。
- 6 農林水産大臣は、面積単価又は数量単価（以下「面積単価等」という。）を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。
- 7 農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 8 農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

（収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付）

第四条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における対象農産物に係る収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「前年度収入額」という。）が、対象農産物に係る標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより対象農業者ごとに算出した額（以下「標準的収入額」という。）を下回った場合には、これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者（収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であってその額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。）に対し、交付金を交付するものとする。

- 2 前項の交付金の金額は、対象農業者ごとに、標準的収入額と前年度収入額との差額、当該差額の発生がその農業経営に及ぼす影響及び収入の減少に備えて行われる取組の状況を考慮して農林水産省令で定めるところにより算出した金額とする。
- 3 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（交付金の交付の申請等）

第五条 第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、第三条第一項各号又は前条第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(交付金の返還)

第六条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。
- 4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告及び検査)

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項各号若しくは第四条第一項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八条 偽りその他不正の手段により第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第九条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。) の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。



続・「実務家教員」体験記

松原 明紀

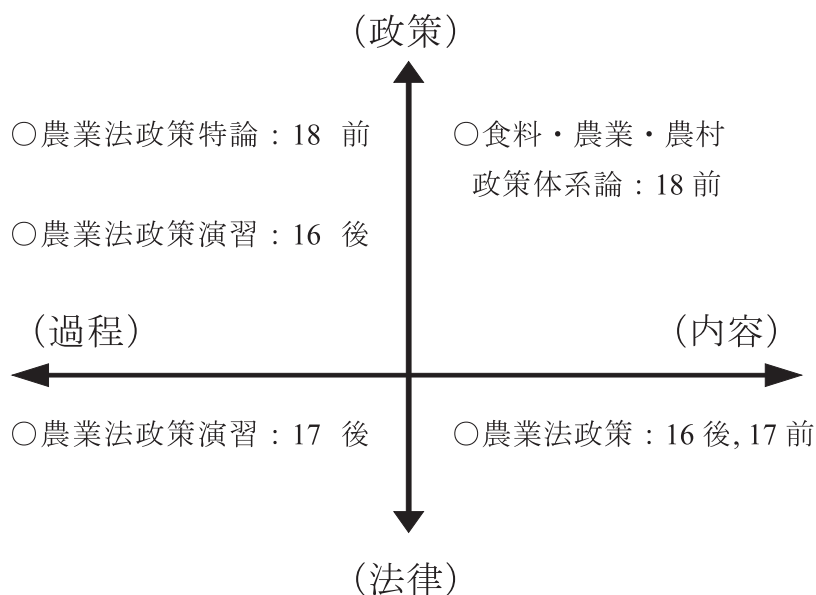
前回（農林水産政策研究所レビューNo.22）のコラムでは、講義のコンセプト（実務家教員の行う教育）作りについて触れたが、これを具体化するものとして、平成16年度後期から平成18年度前期にかけての2年間で6つの講義を行った。

私が所属したのは「法学部」と「公共政策大学院」であったことから、「法律」←→「政策」の軸と「過程（政策・法律が形成されるプロセス）」←→「内容（政策・法律の中身）」の軸で形成される4分野を網羅するように農業政策及び農業法関係の講義を行おうと考えたためである。この試みは、「前例」を作った点において有意義であったと考えている。

着任して最初に担当した講義は「農業法政策」であった。これは、農業法全般について、どのような政策的背景の下に、どのような内容であるかを法律ごとに解説しようとするものである。この準備に当たっては、講義資料の作り方について気を遣った。前回触れたとおり、標準的な教科書がなく、また、役所の資料の単純な流用というのも学生に失礼と考えたためである。

教科書を用いない場合の講義資料は、大きく分けて、パワーポイントを用いるもの（最近の若手教員に多い）、講義ノートを手持ちで準備して、講義では板書しつつ読み上げるもの（最近は少なくなった）、講義ノートを手持ちで準備しつつ、箇条書き程度のレジュメを別途準備するもの（おそらく最も多い）の3つが考えられる。私はを目指して、まずは講義ノートをなんとか作成したが、次の段階であるレジュメの作成まで行き着かず、結局は、講義ノートをほぼそのまま配布する羽目に陥った。

受講者の評価は、「早口（役人である実務家教員の共通の欠点！）であるが、聞き落としても講義ノートに書いてあるから助かる」との肯定的評価（普通の反応？）と「講義ノートを配るなら、それに沿ってただ話すのでは、講義に出席する意味がない」との否定



的評価（真面目な反応）に二分され、後者には大いに反省させられた。途中からは、講義ノートを金科玉条のものとせずに、反応を見ながらメリハリを付けて講義するように改めたのは言うまでもない。

このように四苦八苦しながら講義を進めていったが、講義を行うことが次第に楽しいものになっていった。

講義の準備を始めた頃は、行政官（政策立案者）としてこれまで数多く務めてきた「講演」の延長線上で「講義」を行えばよいのだろうと思ったこともあったが、シラバス（講義要綱）を作成し、更に実際に講義に臨む中で、それは間違いであることに気付いた。

両者の形式上の違いとしては、対象者（講演：主として農業・農政関係者，講義：農業・農政の専門家ではない学生）、時間（講演：1～2時間，講義：90分×十数回（1期＝半年の場合））、テーマの広さ（講演：主として特定テーマ，講義：原則として対象分野の全内容）がある。加えて、「講演」は講演する側が政策立案過程を通じて得た知識を前提に、一方的にその知識を披露することでも足りるが、「講義」は学生に伝えるべきこと（往々にして、自分の経験や知見が少ない分野も含まれる）を体系的に伝えるために、十数回の長丁場を見通したストーリーを組み立てて臨まなければならない。また、食料・農業・農村をめぐる世間の状況を頭に入れ、関連する学問分野（農業経済学，農業経営学等の農業分野だけではなく、憲法，民法，行政法，政治学，行政学等の法律学・政治学分野も）も一定水準までは自分のものとしておく必要がある。

このように講義の準備を行い、教壇に立って学生の反応や理解度合いを見ながら講義を進め、更に新鮮な発想を有する学生と質疑応答を行うことが、広く、かつ、深く「学ぶ」契機となる。このような「講義」の奥深さの一端に触れられたことは得難い知的体験であったのだと考えている。



集落営農組織化の実戦書を読んで

小野 智昭

集落営農に関する本が最近いくつか出版された。その中に集落営農を実際に組織しようとする読者を対象に書かれた実戦的な書がある。森本秀樹『新ここがポイント！集落営農「つくるまで」と「つくってから」』（農文協、2006年）がそのひとつだ。同書は、副題が示すように集落営農組織化にあたっての重要ポイントを40に整理しつつ、集落営農を組織化の前段階から法人化までステップアップさせる手順を具体的に示している。その中で、集落営農活動の奥行きをの深さを読みとった。

集落営農は地域の客観的・主体的条件に応じて多様な態様をとっている。その点、森本氏の整理は興味深い。集落営農を4つの発展段階＜共同利用→作業受委託・農地流動化→経営体の確立→法人化＞と2つの方向＜経営の高度化、農産物加工・都市交流などの高付加価値化＞に整理している。集落営農を生き成長する活動として、発展的・動態的な過程の中に位置づけているのだ。

ところで集落営農の多様性を規定する要因の1つは、農業従事者の確保状況だろう。個別の規模拡大経営や専任オペレーターという実働部隊を一定程度確保できる条件があるところでは、そうした営農の実働部隊を経営体として確立させる体勢がとれやすい。しかし農作業の担い手たるべき壮年人口が欠落しているがために、ぐるみ型の集落営農が組織されるような地域では、実働部隊を経営体として確立させる前途には課題が多かる。

兵庫県の専門技術員である森本氏は、後者のような条件不利地において集落営農の組織化を進めてこられた。その経験を踏まえて森

本氏は、集落営農の発展に共同利用というその端緒的段階をも明示的に含め、さらに加工・直売や都市との交流など地域資源を活用して幅広い年齢層が参加する活動を「高付加価値型」の方向として示されたのだろう。集落営農は低コスト化や担い手育成のみならず、コミュニティの再活性化、社会関係資本（ソーシャルキャピタル）の充実のために大切なのだと、氏は提案していると理解する。

集落と農家の関係についても興味深い提起をしている。集落の今後の農業を話し合う場合には、世帯主・経営主すなわち家を単位としてではなく、各世帯員個人を単位として意見を集約することが非常に重要だ、ということ強調していることだ。いわく、「戸」ではなく“個”の意向が大事、「集落営農ビジョンをつくる場合には、10年後に農業を担わなければならない若者や、家事や農作業に追われ、もっとも苦勞の多い女性の声など、ふだんあまり聞こえてこない意見を積み上げてつくることが重要です。」（森本、56頁）。

農作業確保を農家単位ではなく個人単位で考える、そして個々人のエネルギーの結集により集落を活性化させるという実戦的な提案がされている。集落（ムラ）の農業を農家（イエ）の集合体ではなく、個人の集合体として考えていこうというこの提案は、集落や農家に関する従来の規範を大きく変更させることをも含意している。また世帯主の下でいわば抑圧的な位置にある跡継ぎや女性（妻、嫁）の独立性を保障していく活動の提起でもある。集落営農組織化の活動が、農業生産の活性化のみならず、イエやムラの新しい規範を形成する契機ともなり、農村社会の新たな変革をもたらす可能性が示唆されている。

最後に、同書末に氏が掲げる「農業・農村を動かす指導者」の像をここで紹介したい（森本、140頁）。

- ・つねに農業者と同じ目の高さでものを考え行動できる人
- ・つねに農業者とともに悩み、汗を流し、喜びをわかちあえる人
- ・つねにわかりやすく語りかけ、たまには遠くを眺められる人
- ・つねに絶対に負けない信念をもつ人



Column

カレー考

河川 正紀

一昔前に、「カレーライス」か「ライスカレー」かということで論争があったが、カレーのレシピは既に明治初年には「西洋料理」として紹介され、ライスカレーが陸軍のメニューに取り入れられている。

インド起源のカレーが西洋（英国）を経由して幕末に日本に入ってきたため、西洋料理とされたものであろう。英国で発明されたカレーパウダーで肉や野菜を煮た煮にした料理が紹介されたため、日本式カレーもこのスタイルになったのだと思われる。

カレーの語源は諸説あるようであるが、南インドやスリランカの一部で話されているタミル語のカリ（ソース、具）という説が有力である。具材を香辛料がたっぷり入ったスープで煮込んだものをご飯やロティ（ナンやチャパティなどの小麦製品）にかけたものをカレーとしてヨーロッパに持ち帰ったものであろう。

しかし、本場インドでは肉や野菜を煮た煮にすることはなく、それぞれの具材は別々のスープ・香辛料で煮込んだものであり、日本式のカレーとはちょっと趣が違ふ。

私が本所に赴任する前に滞在したスリランカでもそれぞれの具材ごとに煮込まれた料理が3～7品ぐらい供される場合が多かった。

ちなみに、スリランカのカレーは、かの夏目漱石も英国留学への途上コロンボに寄航した際、食したそうである。（味についての感想は書かれていないようであるが。）

スリランカカレーの基本は肉、魚、豆、野菜である。スリランカ人の多くは仏教徒であるがヒンドゥー教徒やイスラム教徒もかなり

いるため肉は主に鶏肉である。スリランカは島国であるため魚は比較的豊富でモルディブフィッシュと呼ばれる鰹節のようなもので出汁をとる（そのまま煮込むのであるが）場合もある。豆はスリランカでは採れないダルと呼ばれる黄色い豆がとても好まれ、ほぼ毎日供される。野菜は種類があまり多くなくレディースフィンガー（おくら）や冬瓜、へちまなどの瓜類が主である。果物は豊富でバナナの果実（サツマイモのような味がする）、ジャックフルーツなどがよくカレーに利用される。バナナは花も使われる。

これらの具材をスリランカで多く取れるターメリック、シナモン、カルダモン、ナツメグ、胡椒といった香辛料とともに煮込まれる。

スリランカ人は、それぞれのカレーをご飯にかけ、皿の上で手でこねまわしながら食べるのであるが、スプーンやフォークを使ったのでは味気なく、私もいつの間にか手を使ってカレーを食べるようになってしまった。このとき注意するのは、5本指を使って食べるのであるが、使うのは第2関節までで、手のひらは決して汚さない、左手は不浄の手なので決して使わないということである。

スリランカ人は手で触れる温度以上の料理を食べることがあまりないため猫舌の人が多く、スリランカ人の友人と中華料理を食べに行ったとき、供されたスープに手をつけないためどうしたのかと聞くと、熱くて食べられないので冷ましているとのことだった。

スリランカでは米が主食であり、粘り気のないインディカ米の短粒種のサンバ米や赤米が主に食べられている。サンバ米はパボイルといって精米の前に一度蒸すことから独特のにおいがあるため、私は赤米のほうを好んで食べた。

なお、スリランカでは「Curry & Rice」すなわち「カレーライス」という標記をよく見かけたように思われる。

 コラム
Column

東畑イズム

石原 清史

東畑イズム。役所に入ったばかりの私がよく使った言葉である。ただし、この言葉そのものが一般的な言葉としてあったのか、あったとしても私の理解と同じだったのかは不明である。当時の私なりの東畑イズムとは、「研究者自らがやらなければならないと思った研究がまさに所として研究すべき研究である」といったような意味で使っていたように記憶している。

言うまでもなく行政と研究の関係については、農林水産政策研究所（政策研）の前身である農業総合研究所（総研）設立当初からの重要な問題であり、大学の研究機関と異なり産業行政機関に所属する研究所のいわば宿命的な課題であった。歴代の所長もこの問題に対峙し悩み続け、心を砕かれてきたに違いない。総研の初代東畑所長は研究所年報第1号に次のよう記している。「研究員の多くが何時も研究と行政と云うことについて語り合っているが、未だに到達した一般的な解答も出し得ないし、またわれわれがその態度において何等か之れが答えになるものを示し得ているかを必ずしも確認し得ないものがある」。この課題の解答を容易に出せないという初代所長としての苦悩が伝わってくる。

さて、その後東畑イズムという言葉はぱつぱつと使わなくなり、いつのまにか頭の片隅からもなくなった。しかし、この研究と行政との関係について、頭を悩ます日々を送るようになる中で、東畑イズムというこの言葉が再び甦ってきた。そこで、東畑所長は、それに対する何らかの解答をだされたのが気になり、改めていくつかの資料をみてみた。す

ると昭和41年7月に開催された「総研二十年をかえりみて」という座談会の中で東畑所長（昭和31年退官）はこう述べられていた。「研究と行政の一致点は、現在百姓が問題としていることを問題として解答するということで、研究者として十分ではないか。何に苦しんでいるか、こういう問題に苦しんでいるんだという問題の性質をはっきりさせることであって、仮に頭のなかで勝手な問題を作って、答えを作るということではない・・・（中略）・・・現実で苦しんでいる問題をやれば、必ずや行政にも役に立つというのが僕の信念です」（「総研廿年」）。これが東畑所長が出された一つの答えではないかと思った。

研究と行政の質的な違いについては、生源寺東大教授の指摘があるので紹介したい。氏によれば、経済学を専門とする人々の思考は比較静学の思考に根ざしており、ひとつの状態と別の状態を比較し改革の必要性を説きおこす。しかし別の状態に移行する際に生じる摩擦やコストといった問題には無頓着であり、それゆえ思い切ったビジョンを打ち出せるが、一步間違えば無責任な夢物語になる。他方、制度改革に向き合うもう一つの代表的態度である法学的な態度は、まずなによりも改革に踏み出すことによって生じる人々の権利と義務の変化に着目し、利害関係の調整に神経を使う。それゆえ改革がビジョンを欠いた微調整におわりがちになるという。

研究と行政は思考回路も手法も異なるため、自ずとその距離感をどのようにとり、お互い日常でどのようにつきあえばいいのか難しい問題である。

しかし、同じ現実問題の解決に向けて研究、行政それぞれの立場から向き合うのであれば、その目的や向かっている出口は一致するのである。到達するまでの経路は違っても、研究も行政も同じ終着点を目指していることを、東畑初代所長の言葉をかみしめながら改めて思い起こしたい。

スローフードな日本！



佐藤 孝一

「スローライフ」、「スローフード」、最近では「ロハス」といった言葉をよく聞くようになった。著者の島村菜津氏は、イタリアで始まった「スローフード」運動を日本に紹介してきた人である。

著者の前書『スローフードな人生！』はスローフード運動を生んだイタリアの農村で暮らす人々の食にまつわる生活を書いたエッセーである。

そもそもスローフードとは、「土地土地の郷土料理や家庭ごとに違う味、そんな世界中の多様な味を大事にしようという運動」という。

スローフード協会が唱える活動の3つの柱は

「質のよいものを作ってくれる、小さな生産者を守ること。」

「子供を含めた消費者への味の教育。」

「ほっておけば消えそうな味を守ること。」である。

本書は、そうしたスローフードの考え方をどれだけ実践できるかがテーマとなっている。著者は「しっかりと自分と生産者や自然がつながっているという実感のある食卓を取り戻そう」とおいしいものを作っている人たちを、食の専門家としてではなく一消費者の立場で訪ね歩いている。

本書は、既に刊行されてから1年を経過しているので、既に読まれた方もいることを承知の上で紹介することをご容赦願いたい。

以下本書の構成を紹介すると、「第1章 人類が初体験する食卓の異変」、「第2章 種から考えた大根」、「第3章 アイガモと共に育つ米」、「第4章 豆腐は豆が命です」、「第

5章 牡蠣が見上げた森」、「第6章 牛をめぐる冒険」、「第7章 水がつなげるもの」、「第8章 身体に効く食べもの」、「第9章 土から離れた不安」の9章から構成されている。

著者が住んでいる東京・練馬の大根農家から、福岡県で有機農業、アイガモ農法で無農薬米を作る農家や、宮城県で森から考える牡蠣、岩手県で山地酪農に取り組んで牛を育てている酪農家、水俣での安心な水への取り組みなど、北海道のチーズや短角牛から沖縄・宮古島の農家民宿まで全国各地の生産者、生産現場を訪れている。

農薬や化学肥料の使用にあまり頼らない農家や、いいものを作っている小さな農家や漁師、加工業者や料理人を探訪している。おいしいものを食べ続けたいならば、食べものが、どのように作られているのか、産地はどのような状況なのかを知ることだという。著者自身、各地の生産者を訪ね歩き、生活を見直すことができたという。スローフードな食卓で、生産者と産地の風景を思い起こし、人と人、人と自然との関係を見直している。

また食を通じて、生活意識ばかりでなく、環境問題、さらには地域活性化にも言及している。

日頃自分たちが食べているものが、どのように生産されているのか、生産の現場を訪れてみたくなる気持ちにさせる。本書で紹介された以外にもまだまだ全国においしいものを作っている生産者は大勢いる。読後には、食べているものの、食生活、生活の仕方を見直し、そのためにおいしいものを見つけに出かけてみようと思う人もさらに増えるのではないだろうか。

島村菜津『スローフードな日本！』新潮社、(2006)。



定例研究会報告要旨

第 2025 回定例研究会報告要旨（10 月 5 日）

我々の社会における『安心』と『リスク』
- 主として「食」の問題を題材に -

神里 達博

近年、我が国においては、地震や水害などの天災、鉄道などの人為的事故、BSEやO-157といった健康問題など、広い意味での「安全」を脅かす出来事が頻発してきた。そのため「安全」「安心」「リスク」といった言葉は、時代のキーワードとして定着してきている。これらは非常に基本的な概念であるがゆえに、それ自身が改めて省みられることは、さほど多くはないが、実のところ、それぞれ異なる背景を持った言葉である。

今回は、1) 上記の概念を若干丁寧に検討することを試み、2) また、主として「食」の問題をその具体的事例として取り上げた。更に3) 近年のリスク政策のモデルを一部紹介し、議論の契機となることを狙った。ここでは紙面も限られているので、以下、1) についての概要のみを述べたい。

1. 「安心」

文部科学省が設置した「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会報告書」によれば、安全とは「人とその共同体への損傷、ならびに人、組織、公共の所有物に損害がないと客観的に判断されることである」としている。一方で「安心」については、「個人の主観的な判断に大きく依存するもの」とし、いくつかの見解を示しながらも、そこで明確な定義は行っていない。少なくとも「安心」は「安全」に比して主観性の高い概念であることは間違いない。これは、元々「安心」の語が仏教用語に起源を持つことから了解しうるだろう。

近年、この2つの言葉は公共的なシーンにおいて「安全・安心」として一括りで語られることが多くなった。したがって、そのことの背景・影響を検討しておくことは重要であろう。簡潔に述べるなら、「安心」は客観的な

指標を立てにくいがゆえに、それが一旦政策目標などになると、どこまで「安心」を追求すべきかという基準が立てにくい。このことは、「安心」と例えば「自由」や「(新しいものへの)挑戦」、また「多様性」といった他の価値を侵食する可能性があることを意味する。では、どうすべきか。「何事もバランスは重要である」というのは陳腐な結論だが、しかし、依然として重要な観点であるのは間違いない。

2. 「リスク」

一方、「risk=リスク」は言うまでもなく外来語である。実は、この語は近代的な精神と結びつきが強く、17世紀頃に登場した比較的新しい言葉である。より古い類義語としてdangerがあるが、最も大きな違いは、「リスク」には「人間が進んで何かに挑戦する」という含意がある点だ。すなわち、「自由」と「リスク」はコインの裏表の関係なのである。自由の無いところにはリスクもないのだ。したがって、科学技術が進み、人間の手にする自由・可能性が増せば増すほど、「リスク」は増えるというアイロニーがここに存在する。

さて、我が国においてこの言葉が使われる場合は、主として貿易や保険などに以前は限定されていた。しかし、新聞紙面の定量的な分析からも、この語が1990年代後半に一般的な用語として定着したことが推測できる。これは、いわゆるグローバル化の波に日本社会が晒された時期とも一致し、その意味で、「リスク」はいわゆる「第三の開国期」に上陸してきた概念だとも言える。だが、我々はこの言葉をまだ自らの歴史的な文脈の中に位置づけることはできていない。未だに「カタカナ」で表記されていることも、その1つの傍証であろう。今後、我々の社会がいかなる方向に進むかにも大きく依存することだが、この言葉をたとえば「虎穴に入らずんば虎児を得ず」や「覚悟」といった使い慣れた言葉と比較しつつ、我々の社会にとってのその意味を再検討しておくことは、ますます「リスク社会」の様相が深まる中であって、重要なことではないかと思われる。

主要文献：神里達博『食品リスク - BSEとモダンティ』(弘文堂、2005)、神里達博「社会はリスクをどう捉えるか」(『科学』10月号、岩波書店、2002)、神里達博「安全・安心言説の登場とその背景」(『科学技術社会論学会誌』、玉川大学出版部、Vol.3、2004)

(文責：高橋克也)

第 2026 回定例研究会報告要旨（10 月 10 日）

中国雲南省における灌漑管理の成果と
農民間の協調行動
——進化ゲーム理論による仮説の提示と実証——

伊藤 順一

オープン・アクセスの環境下で、多くの人々が共有資源を乱獲し、その保全・管理を怠れば、資源の機能は低下し、やがて枯渇する。これがハーディン（G. Hardin）によって指摘された「共有地の悲劇」である。しかし、すべての共有地がそのような運命を辿っているわけではない。おもに途上国のフィールドからは、悲劇的な結末とともに多くの成功事例が報告されている。ハーディンの予測に反し慣習的なルール、共同体の規範がオープン・アクセスを制限している。その結果、農村の共有資源は、住民の集団行動（collective action）によって適正な状態に保全・管理されている。明らかにそこには、ハーディンが悲劇を回避する方法として提唱した私的所有権の確立、中央集権的な管理とはまったく異なる別のメカニズムが作用している。

本研究の分析は、筆者が中国雲南省昆明市で独自に収集したデータをもとに、当地の灌漑を対象として行った。実証分析では、協調性の測定という問題に直面した。先行研究では、ルールの遵守、協調行動の自己評価、資源の保全状態、資源の保全・管理労働（出役）などが用いられているが、その根拠はきわめて薄弱である。われわれは公共財供給の原理に立ち返り、出役を協調行動の指標と見なすことが適当であると判断した。協調的な共同体ほど、集団による資源の保全・管理活動に「ただ乗り」する個人のインセンティブが抑制され、公共財の供給は社会的に最適な水準に接近すると考えたからである。

本研究では、最適化理論と進化ゲーム理論（evolutionary game theory）を援用し、共有資源の利用に関するいくつかの仮説を提示し、その検証を試みた。

分析は、進化ゲーム理論が集団の行動原理を理解する上できわめて有用な概念であり、

そこから導き出された仮説が共有地問題の争点と深く関わっていることを示唆している。具体的には、利用者間で相互協調が成立し、共有資源が良好な状態に保全・管理される確率は、集落内に非農業就業機会が乏しく、利用者間の所得格差が小さく、資源の制約が適度にシビアで、共同体の中に様々な社会的交換ゲームが存在する場合に上昇する。反面からいえば、これらの条件を満たさないコミュニティでは、囚人のジレンマが発生しやすく、共有資源の保全・管理は悲劇的な結末を迎える可能性が高い。

計量分析の結果は上記の仮説をほぼ肯定するものであった。水不足が深刻で農民間の資産格差が大きく、所得均等に配慮していない（資産保有のジニ係数が高く、換地回数が少ない）集落ほど、個人の出役頻度は低い。また、灌漑施設の保全・管理活動への農民参加は、共同作業を行う機会が多い集落ほど積極的である。出役と集落規模（利用者数）の関係は理論的には確定しないが、実際には、両者は逆U字型の関係で結ばれている。共同体を取り巻く外部環境も協調行動に重大な影響を及ぼしている。たとえば、兼業機会の発生は出役頻度を減少させる。耕地面積と出役回数との間の正相関は、単純な規模効果の現れと解釈されるが、農地の他用途利用によって利用権が不安定化すれば、耕作者の出役に対する誘因は低下するかもしれない。なお、水利用のパフォーマンスは、上級政府への依存度が高く、水管理人が多く常駐している集落ほど低く、ルール遵守の程度が高く、出役頻度が高い集落ほど高い。ただし、ルール遵守に関する本研究の分析は、試論にとどまっている。

第 2027 回定例研究会報告要旨（10 月 17 日）

農村共有資源の共同管理と直接支払いに関する理論的考察
——中国雲南省紅河州元陽県の事例と
わが国農村への含意——

伊藤 順一

今回の報告は、前回（2026 回）の続編をなすものである。本研究の結論を先取りして言えば、協調行動から得られる経済的便益が、特定の者に集中し、彼らが資源保全コストのすべてを負担すれば、「共有地の悲劇」は回避される。これは、所得・富の同質性よりも異質性が、資源の保全・管理に資するという見解と矛盾しない。しかし、実際には、そうした格差を是正する所得移転が、協調行動を促す別の要因として、重要な役割を演じているのである。このことは、所得に比例的な費用負担（応益ルールの適用）と直接支払いの必要性を示唆しており、経済格差と協調行動に関して識者の意見が分かれる原因は、このグロスとネット（所得移転の前後）の経済格差を混同している点にあると考えられるのである。

分析では、中国雲南省紅河州元陽県の稲作、灌漑管理と森林保全を題材とした。当地の稲作と灌漑用水の利用は、2 種類の地理的・立地的非対称性によって特徴づけられる。1 つは、この地域全体で利用できる灌漑用水が上流農村の森林面積に強く依存するため、水利権が上流農村に帰属するというものである。もう 1 つは、標高差にもとづく気候条件の相違により、上流農村では単作、下流農村では 2 期作が行われており、土地の利用率が農村間で異なるというものである。こうした状況下で、上流農村が利己的に行動すれば、下流農村は用水不足に見舞われる。反対に、上流農村が下流域に多くの灌漑用水を供給しようとするれば、自村での開墾を制限し、米生産量の減少を甘受しなくてはならない。われわれのモデル分析は、この地域の経済がいわゆる「囚人のジレンマ」に陥りやすいことを示唆している。

本研究の目的は、こうした状態をモデルによって抽象化した上で、ジレンマを回避し、相互協調を促す方策を見いだすことにある。現在、中国で実施されている「退耕還林」政策は、上流農村の森林伐採を厳しく制限している。しかし、こうした政策はパレート効率性を改善しない。ジレンマの状態を基準とすれば、上流農村の経済厚生が著しく損なわれるからである。そこで本稿では、上流農村の利他的な行動（下流農村への灌漑用水の供給）に対する下流農村の裏切り（トランスファの拒否）を処罰するような制度の導入を提案した。モデル分析により、このゲームには囚人のジレンマと相互協調という 2 つのナッシュ均衡が存在するが、後者が唯一の進化的安定戦略であることが判明した。さらに、安定戦略に至る収束時間が、農村の物理的および社会的属性のみならず、制裁金の水準、所得移転額にも依存することが明らかとなった。

さらに分析では、下流農村から上流農村への所得移転が安定均衡に至る収束時間に及ぼす影響をも検討した。囚人のジレンマから相互協調への移行過程が迅速であるほど、住民が獲得する経済的便益の割引現在価値は高まる。シミュレーション分析の結果、収束時間は、移転前における事前的所得格差の減少関数であることが分かった。つまり、米生産量の格差が大きいほど、相互協調への収束は迅速に進む。この事前的な格差を所与として、移行過程をできるだけ早めるためには、下流農村から上流農村への所得移転（直接支払いと森林保全費用の負担）が不可欠である。

最後に、本報告では、わが国の農業用水合理化転用事業を事例として、応益ルールの妥当性を検討した。分析は、都市から農村への所得移転（直接支払い）と補助金の交付が不可欠であることを示唆している。

第 2028 回定例研究会報告要旨（10 月 23 日）

人びとのリスク判断と信頼

中谷内 一也

一般市民がリスクを判断する仕方はさまざまな要因によって変化する。なかでも、対象となる問題について深く理解しようとする動機づけの強さと、知識の構造化の程度は、その個人のリスク情報処理の精緻さに最も強く影響を与える。たとえば、妊娠している女性はそうでない人よりも、胎児の成長に関心が強く、それに影響しうる問題について知っておきたいという動機づけが強い。そのため、魚の水銀含有量についての情報があれば、より丁寧に読んで魚を食べることについて判断を行うだろう。また、そもそも遺伝子とは何かさえ知らないという知識水準であれば、遺伝子組換え作物のリスクについて最新の技術的情報が提供されたとしても、情報内容を丁寧に読み込んでリスク判断を行うことは難しいだろう。

食に関して豊かになった今日の日本では、特定の食材にこだわる必要はそれほどない。したがって、多くの一般市民は特定の問題について丁寧に情報を吟味しようとする動機づけは高くなりにくいだろうし、次々に報じられる食の問題に対応して、技術的情報を読みこなせるよう知識を蓄えておくような余裕もない。そのため、実際のリスク判断は情報処理負荷の低い方法で行われることが多い。

情報処理負荷の低いリスク判断の仕方としては、ヒューリスティクスを用いた判断や、リスク認知の 2 次元モデルで説明されるようなイメージによる判断などがあるが、最も負荷の低い判断としては信頼に基づくリスク判断が挙げられる。「アメリカが信頼できないから輸入牛肉は食べない」とか、「日本の政府が国民に悪いものを食べさせるはずがないから大丈夫」というような判断の仕方である。では、その信頼は何によって決まるのだろうか。

この問題に対して、社会心理学研究の標準

的なモデルは、対象となる人ないしは組織に能力があり、公正な性格をもつと認知されるなら信頼される、と回答する。この標準的なモデルに従うかたちで、これまでリスク管理機関は政策の科学的根拠を示すことで能力認知を向上させ、また、第三者機関のリスク評価を利用するなどして公正さの認知を改善しようとしてきた。ところが、このような方法を用いても、信頼は必ずしも向上しない。なぜだろうか。「人は、相手と自分とが当該問題において重要な (salient) 価値を共有していると認知すると、その相手を信頼する。信頼の本当の規定因は価値の類似性認知である」と考える Salient Value Similarity (SVS) モデルでは、能力や公正さは信頼に基づいて帰属されるケースが多いので、標準的モデルに従った方法では信頼は築かれない、と説明する。

そこで、標準的モデルと SVS モデルの説明力の高さを検討するため、開発が進められている遺伝子組換え作物の一つ「花粉症緩和米」を材料として、首都圏在住の一般市民を対象とした社会調査を実施した。取り上げた関係機関は、農林水産省、厚生労働省、国連の関連機関、反 GMO の市民団体、花粉症の患者団体、であった。各機関への信頼を従属変数、SVS 認知、能力認知、公正さ認知、を独立変数とする重回帰分析を行ったところ、全体的にみて最も偏回帰係数が高かったのが価値の類似性認知であり、公正さ認知はそれに近い値で、能力認知は大きく隔たって最も値が小さかった。これらの結果から、リスク管理機関への人びとの信頼を最も説明するのは価値を共有しているという意識であり、有能さの評価はそれほど信頼へと結びついていないことが示唆された。

食の安全に関して問題が生じたとき、リスク管理機関は政策の合理性を科学的に説明しようとすることが多い。それはもちろん必要な行為であるが、信頼獲得という見地からはそれだけでは不十分である。むしろ、人びとの価値に配慮し、政策は消費者の価値を守るためのものであることを伝えることが必要だといえる。

第 2029 回定例研究会報告要旨（11 月 7 日）

圃場特異的な降水量変動リスクと農民行動 ——西アフリカ、マリにおける実証——

櫻井 武司

西アフリカ半乾燥熱帯は毎年の降水量の変動が大きく、旱魃の頻度が高いという特徴があり、そのことが同地域の農家家計の行動を規定している。旱魃は、年間降水量が平年並みの降水量（例えば、長期平均値）を下回った場合であると定義されることが通例であり、広い地域にわたり同時に発生する現象であると考えられている。しかし、研究者も農民自身も、西アフリカ半乾燥熱帯では、狭い地域内の降水量の空間的変動が非常に大きいことを知っている。つまり、気象台で測定した地域の降水量が平年並みの年であっても、一つの小さな村の内部で、旱魃の被害を受けた者と平年並みの収穫を享受している者が存在するのである。にもかかわらず、圃場レベルの降水量変動が農家家計のリスクの事前管理やリスクの事後対処にどれほど顕著な影響を与えているかはほとんど知られていない。その理由は、それが重要ではないからではなく、単に降水量の空間的な分布に関するデータが得られないためである。

近年の技術革新により、日々の降水量を記録する廉価な電子装置が開発され、各農家家計の圃場にその装置を設置することで圃場レベルの降水量を測定することが可能となった。本研究は、そうして測定した圃場レベルの降水量と農家の家計調査データを用いて、圃場レベルの降水量の変動に対する農家行動を解明する。本研究の課題は以下の問いに答えることである。農家は自分の圃場における降水量の変動を知っており、それに基づいてリスクに備えているのか、またその備えは実際の降水量変動に対して十分なのか。

データは、西アフリカの内陸国、マリの南東部の二つの村で 2001 年から 2003 年にわたり国際農林水産業研究センターがマリの農村経済研究所と共同で実施した農家家

計調査に基づく。サンプル数は、各村 30 世帯である。二つの村は、年間降水量がおよそ 800mm の地帯に立地する N 村とおよそ 1200mm の地帯にある D 村である。圃場レベルの降水量の測定の結果、N 村の 3 年間の平均降水量は 1014mm（標準偏差 167mm、最小 666mm、最大 1301mm）、D 村の平均降水量は 1342mm（標準偏差 342mm、最小 778mm、最大 2089mm）。両村とも、同一年度の降水量の空間的変動、同一圃場の降水量の毎年の変動、ともに大きい。

降水量変動に対する事前の備えとして、雨期開始時における保有家畜の資産価値および作物と作付け場所の分散を指標として採用し、それらの指標が各農家家計の圃場レベルの年間降水量（の期待値）と年間降水量の変動（の期待値）により受ける影響を調べた。一方、事後の対処としては、収穫後の農業外収入、家畜売却、贈与受け取りを取り上げた。他の家計特異的な要因をコントロールするため重回帰分析を行った結果、以下のことが明らかとなった。

家畜資産については、圃場レベルの平均降水量が少ない農家家計ほど、また圃場レベルの変動の大きい農家家計ほど、多くの家畜資産を保有している。また、作物・耕地の分散についても、圃場レベルの平均降水量が少ない農家家計ほど、また圃場レベルの変動の大きい農家家計ほど分散の傾向が強い。

一方、収穫後の行動を見ると、圃場における降水量がその圃場の平年値を下回った場合に、家畜の売却額や農業外収入の額、贈与の受け取り頻度が有意に高まっている。これらの結果は、西アフリカ半乾燥熱帯において、圃場レベルの降水量の変動が大きいこと、また各農家家計はその変動を認識し、そのリスクに備えた行動をしていることを示している。しかし、そうした事前の備えは実際の降水量変動を吸収するには十分ではなく、各農家家計は事後的に収入を確保する行動を行っている。

以上は、圃場レベルの降水量を測定することにより、本研究において始めて実証できた。西アフリカ半乾燥熱帯において、技術普及や貧困削減などの政策的介入を行う際には、これらの点を十分に考慮する必要があるだろう。

第 2030 回定例研究会報告要旨（11 月 14 日）

中国の社会主義新農村建設の推進政策について

山下 憲博

2002 年 11 月の中国共産党第 16 回大会において「全面的小康社会の実現」が方針として打ち出され、都市と農村との経済格差解消の必要性が強調された。これを引き継いで 2004 年 8 月の党第 16 期 4 中全会において、工業が農業を養い、都市が農村を牽引するという「2 つの趨勢」という考え方が示された。そして、この翌年の 2005 年 10 月の党第 16 期 5 中全会で社会主義新農村建設が提起された。また、党の決定を受けて毎年の年末か年初には、党と国务院が主催して中央農村工作会議が開催されるが、この会議での決定が、2004 年以降は、毎年、中央 1 号文件として公布されている。これら中央 1 号文件は、2004 年には農民収入の増加、2005 年には農業総合生産力の向上、2006 年は社会主義新農村建設の推進を主題としたものである。時系列的に党の中央委員会全体会議での決定と毎年の中央農村工作会議の決定を眺めると、主題が社会主義新農村建設に収斂してきていることがよくわかる。

社会主義新農村建設の基本的な考え方について、2006 年中央 1 号文件では、次のように解説している。全面的な小康社会を建設するための最も困難で重要な任務は農村にある。現代化の促進を加速するためには、工業と農業、都市と農村の関係を適切に処理する必要がある。新農村建設の推進は長期にわたる重要な歴史的任務であり、農村生産力の発展を促進し、食糧生産の安定的発展と農民収入の持続的な向上が堅持されなければならない。農村の基本的経営制度を堅持して、農民の主体的地位を尊重しつつ、農村の体制・メカニズムを不断に刷新して行かなければならない。都市と農村の二重構造体制を改変するための条件を整備し、都市と農村の労働者が平等に就職できる制度を構築し、経済

発展レベルに相応した多様な形式の農村社会保障制度を構築すべきである。新農村建設に推進活動においては、地元の実態に応じて実効性に注意を払い、形式主義を廃して、力量に相応した実行に心がけ、強引な実行は禁物である。

社会主義新農村建設が目指すものとして、政府が執ろうとしている施策を整理してまとめると以下の 3 点に集約できる。農村総合生産能力を向上させる。農民収入の持続的増加を図る。農村の各種インフラ（社会システムを含む）を整備する。また、新農村建設をめぐる阻害要因としては、3 つの要因別に次の 3 つの課題が指摘できる。指導的要因としては、基層政府の財政問題の深刻化している（土地収用問題を含む）。自助的要因としては、農民合作組織化が低迷している。経済的要因としては、農村金融体制が未整備状態に置かれている。

これらの課題の克服も含めて、現在の中国の農業経済研究者の間で、新農村建設モデルをめぐる論争が行われている。論者の一方は中国人民大学教授の温鉄軍氏で、日本・韓国で有効であった「政府助成+総合農協」方式を欧米モデルの「農場主+企業」方式に換えて採用すべきであると主張している。これに対して、社会科学院の研究者である党国英氏は、かつて韓国は都市への人口移転を促進することにより、農村生活を改善することができたのであり、農村人口の減少こそが、農村と都市間の格差を縮小を実現を可能にすると主張する。これは市場経済の中で小農経営を協同化して共生させる方向か、規模化した新たな担い手を育成する方向か、という論争である。

新農村建設というのは、人民公社時代の「集中」から家族請負制の「分散」へ移行した中国農業が、市場経済下において規模化や協同化という新たな「再集中」に向けて動き出し始めたものであるということが言える。

第 2031 回定例研究会報告要旨 (12 月 12 日)

アメリカ・カナダの農業保険とリスク管理

吉井 邦恒

1 はじめに

最近の各国の農業政策の状況をみると、アメリカ (2002 年農業法)、カナダ (2003 年 APF: Agricultural Policy Framework)、EU (2003 年 Fischler 改革)、そして、日本でも 2005 年に経営所得安定対策等大綱が策定される等一連の改革が進められてきた。ここにきて、アメリカの次期農業法案検討、カナダの APF の終了とポスト APF の検討、EU のレビュー実施等今後 1, 2 年の間に各国において農業政策の見直しが行われる。本報告では、このうちアメリカ及びカナダの農業政策の見直しについて、リスク管理政策に焦点を当てて、整理を行うこととする。

2 アメリカの農業保険とリスク管理

アメリカでは、次期農業法案の検討の過程で、農業関係者の主要関心事項である現行のリスク管理政策 (経営安定対策) に関する分析が行われている。アメリカ農務省や農業経済の研究者等は、価格の低下 (マーケティング・ローン、価格変動緩和型支払い) や収量の低下 (作物保険) に対応するためのプログラムはあるが、価格と収量を合わせた収入の低下に対応するプログラムは、収入保険がなく、それも現行では不十分であることから、価格から収入へとリスク管理・経営安定プログラムのターゲットを代えていくべきであるとの分析結果をまとめている。

そして、現行のリスク管理プログラムに対して、農業関係団体や農業経済学者が次期農業法案の制定に向けて、いくつかの代替案を提示している。提案は、「全国ベースの収入不足払い + 従来 of 農業保険」、「地域単位で発動する収入保険 + 従来 of 農業保険」、「マーケティング・ローンや価格変動緩和型支払いの代わりに、地域単位で発動する収入保険や農

家単位の収入保険を導入」という 3 つのタイプに分けることができる。いずれの提案も実現性についての具体的な裏付けが十分に行われているとはいえない。しかしながら、各提案が農業保険をベースに組み立てられていることは注目に値すると思われる。

アメリカの農業保険は、1938 年に創設され、低加入率の時代が半世紀以上続いたが、大幅な制度改革、保険料補助率の引上げ等によって、現在では面積加入率で全国の農作物の 8 割以上が加入するに至っている。このように大半の個別農家が農業保険により収量あるいは収入リスクを管理していることから、農業保険をベースに、不足する部分を他の制度で、あるいは、他の制度で不足する部分を個別の農業保険で対応するという形の提案が行われていると考える。

3 カナダのリスク管理政策の見直し

カナダでは、NISA (Net Income Stabilization Account) + 作物保険 + CFIP (Canadian Farm Income Program) + 州ごと安定制度の 4 つの制度によりリスク管理政策が推進されてきたが、2003 年の APF により、CAIS (Canadian Agricultural Income Stabilization Program) + 生産保険という 2 つのプログラムで農家のリスク管理が図られることになった。CAIS は所得変動の調整を担う積立制度の NISA と大幅な所得下落への対応プログラムである CFIP が一本化されて創設されたものである。しかしながら、CAIS は導入当初から、農業者等の評判が悪く、数度にわたる改正が行われてきたが、支持が得られず、結局、大幅な収入・所得減少への援助プログラムとマージンベースの所得安定プログラムに分割されて仕組み直されることとなった。CAIS は、2007 年度以降には上述のような新たな制度に移行することが検討されているが、2006 年度については、積立方式から手数料方式に変更して運営される。

第 2032 回定例研究会報告要旨(12月19日)

スリランカの食料・農業事情

河口 正紀

スリランカは南アジア(インドの南)に位置し、人口は2千万人弱、面積は北海道の約8割である。国民所得(GNI)は1.2千ドル、識字率は97%、平均寿命は74歳で、インド、パキスタン等他の南アジア諸国に比べると高くなっている。

農業の地位は、GDPの18%、労働力の33%を占める。農村人口は、政府の都市へのアクセスの悪さもあって全体の約8割と変化がない。

輸出額では全体の約2割が農産物であり、その7割を茶が占め、その他では伝統的なシナモン等香辛料が多く、近年、果物の輸出も増加している。輸入額では1割強が農産物で、小麦、砂糖が過半を占める。

スリランカの農業はMaha期(10月～3月、北東モンスーン)、Yala期(4月～9月、南西モンスーン)の2期に分けられ、Maha期には島全体に、Yala期には南西部のみに雨をもたらす。

降雨量と、高低から7つの農業地帯に分けられる。大まかにスリランカの農業を分類すると、湿潤(低地):天水または小規模灌漑稲作、ゴムプランテーション、半湿潤(低地):天水または小規模灌漑稲作、ココナッツプランテーション、湿潤(中位)・

湿潤(高地)・半湿潤(中位)・半湿潤(高地):野菜、果実、ジャガイモ、茶プランテーション、乾燥(低地):大規模灌漑稲作、たまねぎ、とうがらしに分類される(乾燥地帯は低地のみ)。

乾燥地帯での稲作が主となっており、灌漑率が8割と非常に高い。水の量にもよるが、多くの地域で2期作を行っている。

農家戸数は326万戸(2002年)、農地面積は192万ha(国土の約30%)で、一戸当たり農地面積は0.5haであり、0.1ha以下の農家が

45%を占めるなど零細な農家が多く、農地の細分化はさらに進んでいる。

稲作の単収は約3.5t/haと他の南アジア諸国と比べると比較的高く、育種能力は発達しており、独自開発の多収量品種が普及している。機械化はあまり進んでおらず、特に収穫はほとんどが手作業で行われており、脱穀機はあまり普及していない。このため、生産費の約4割は労働費となっている。田植えはほとんど行われず、9割以上が直播である。施肥量の75%が尿素と非常に偏っており、一部地域では窒素過多による土壤汚染も見られる。

野菜は、優良品種が少ない。また、害虫が多発することから農薬の使用量が多く、病害虫管理に多くの労力が必要となっている。農薬の不適切な使用例も見られる。

食料消費では、米が主食で、近年ほぼ自給水準を維持している。全量輸入にたよる小麦が消費カロリーの15%を占め、消費量の多い砂糖、豆類等の自給率も低い。肉類の消費は、宗教上の理由もあり非常に少ない。総合自給率(カロリーベース)、穀物自給率とも65%程度となっている。栄養バランスは、炭水化物が過多であり、たんぱく質、脂質の摂取量が少ない。

農産物流通は非常に複雑で、農民の資金力が低く、運搬や貯蔵手段も十分でないことから仲買業者への販売が多数を占め、低価格で買い叩かれる場合もあり、農家価格が低くなる原因となっている。

収穫・調製や運搬等収穫後技術の水準が低いことから収穫後のロス率が果物で約25%野菜で約35%と非常に高く、品目によっては40%を超えるものもある。

このような状況に対応してスリランカ農業が発展していくためには、水管理能力の向上、普及・研修制度の強化による肥料利用・病害虫管理の適正化、機械化の促進、収穫後技術の向上、農民の販売力強化、付加価値の向上等を図っていく必要があり、わが国としてもこのような分野に重点的に協力しているところである。



特別研究会報告要旨

【安全・安心プロジェクト研究】

特別研究会報告要旨（2006年9月8日）

水産物の安全・安心の構築における ITの活用と波及効果

水産においては、商品の多様性や特性、多段階に及ぶ流通過程の複雑さなどから、他産業に比してITの普及が遅れているといわれている。しかしながら、近年、安全・安心への関心の高まりによる水産物の生産・流通履歴の消費者への情報提供の重要性や、漁業地域の振興策として、水産におけるITの導入が注目されており、各地で実証実験が数多く実施されている。

本研究会は、水産にITを利活用した事例を紹介するとともに、その導入による安全・安心の構築や経済波及の効果について論じることを目的に、知見のある2人の外部講師を招いて開催した。

『ITを利活用した地域の振興について ——主に水産業について——』

（公立はこだて未来大学 システム情報科学部 教授）長野 章

近年多発する食品事故や偽称事件により、消費者が水産物を求めるうえで関心のある項目の上位に「産地」が挙げられるようになった。消費者はもはや産地の定かでない商品は選択しない。こうした状況から、水産物にもトレーサビリティの導入が求められるようになっていく。

水産業者におけるトレーサビリティの導入は、生産者にとっては自分の情報が消費者に届けられることで、また、小売業者にとっては産地が明らかな商品を販売しているとの評価によって、それぞれメリットを受けるであろう。しかし、中間業者にとっては、生産地

情報を次の業者に伝えていくことが必ずしも目に見える自分のメリットになるわけではない。このことから、商品数量の照合や個体識別といった、水産物流通に携わるすべての業者に必然的にコストや労力がかかるシステムでは、実用化が困難であることが予想される。水産物では、生産者自身が入力した生産地情報を、中間業者に大きな負担をかけることなく、商品を購入した消費者自身が簡便に得ることのできるトレーサビリティシステムが有効と考える。

そこで、生産者が生産者情報を入力したQRコードラベルを、商品の販売態様に応じて規定の枚数を添付して出荷し、中間業者が取扱量に応じて必要なラベル枚数を分割して次の中間業者に引き渡して商品とともに小売店まで輸送し、小売店がラベルを商品に貼付することで、消費者自身が携帯電話によって生産者情報を確認できるトレーサビリティシステムを開発し、いくつかの水産物で実証実験を行ってきた。中でも、青森県十三湖産シジミでは、この方式によるトレーサビリティシステムを導入したところ、他の漁協のシジミと差別化・ブランド化が図られ、価格の維持の効果が認められたことで、2005年10月からすべての十三漁協産のシジミに適用され、注目を浴びている。

また、ネットを活用する水産物取引の支援を行うシステムの開発が進んでいる。このシステムは、生産者、流通・料理に関する専門家、消費者が参加するもので、生産地における漁獲状況や取引希望価格だけでなく、調理法や保存の仕方といった付加的な情報についても、予め会員となった消費者にリアルタイムで流すもので、小回りかつ適宜な流通・購買が可能になるものである。この経済波及効果は数千万円と試算されている。

『産業連関表による漁業地域の経済波及 効果の分析と振興策の評価について』

（有限会社マリンプランニング 代表取締役）古屋 温美

期待される水産へのITの普及による地域振興を実効あるものにするためには、当該地域の産業構造や産業間の連携についての確な

分析が不可欠である。また、その振興策の経済波及効果が地域の産業を担う人々に理解され、地域が主体となって実施していく必要がある。そこで、漁業地域における課題を見出し、適切な地域振興シナリオを構築していくこと等を目的に、水産業を核とした地域の産業連関表を作成することによって、市町村合併に伴う振興策の効果や異なる漁村地域の産業構造の特性について事例分析を行った。

水産業主体の4つの町村と商工業・サービス産業主体の1つの市が合併した函館市では、基幹産業の違いから旧市町村ごとに異なっていた振興施策を総合的に見直すことによって、漁獲物の付加価値化や販路拡大が起こることが見出された。たとえば、旧町村域で漁獲される昆布に関する産業は、ITの利活用による加工地の集約、旧市域観光とのタイアップ、オーナー制の導入などによって付加価値化が進み、新たな域内外への需要が起こることで、域内における所得の増加が見込まれた。

また、道内5漁村の産業構造について比較を行ったところ、域内の漁獲物の域内消費の割合を増加させることにより、商品に付加価値が与えられ、域内の経済が好転することが見込まれた。

こうした分析に基づく具体的な波及効果が担い手に提示されることで、漁業者の意識改革が促されることが見込まれ、水産業を核とした地域の活性化が期待できる。

水産へのITの導入は、単なる地域における水産業の振興だけでなく、地域の産業構造を大きく変える可能性を有している。その普及にあたっては、関係者が実施しやすい手法の開発や、的確な経済波及効果の評価に加えて、流通・生産の現場となる漁港や市場等においてITの特性を生かせる環境を整えるための水産基盤整備が必要である。

（文責：高橋祐一郎）

特別研究会報告要旨(11月28日)

「韓国およびアメリカにおける
環境保全型農業の推進政策」

(韓国農業専門学校教授)
金 種淑

韓国の農業は、もともとは多肥多農薬で、自然環境への負担の大きい農業であった。それが、国民所得の伸びによる安全な食品ニーズの増加、貿易に絡んだ差別化戦略、そして中央政府主導の推進政策への転換等により、1999→2005年の間に環境保全型農業(韓国では「親環境農業」と呼称)は、急成長した。環境保全型農産物の品目別シェアは、野菜41%、果実36%、穀類12%...である。

環境保全型農作物の流通は、販売単価が高いことを特徴とする。19品目の平均単価は、慣行農業作物に比して180%、内訳では、野菜185%、果実133%、米175%である。2005年度の国内市場規模は8,000億ウォン、全体農産物対比4.4%とマイナーな存在である。流通経路シェアは、産直15-20%、生産者組織を通じた販売30-35%、消費者団体を通じた販売15-20%、デパート・量販店・専門流通業体を通じた販売30-35%である。

環境保全型農業政策は、1990年代に中央政府が生協中心の産直運動としてあったものを法律制定や直接支払い金支援により根子入れし、2000年以降は農政目標として定着し、量的に拡大した。具体的には、1995年農林部に親環境農業課を設置、97年親環境農業育成法制定、99年親環境農業直接支払い制施行、2001年親環境農業育成5カ年計画等である。

直接支払い制は環境保全型農業の農家個々へ直接支払う。その支払額は環境保全型農業の実施により追加的にかかるコスト相当程度の稀少額で、減収分まで補填するレベルではない。したがって、最近の環境保全型農業の伸張の要因は、直接支払い制よりも認証制によるところが大きいと考える。認証業務は政府と民間両者ともに当たっているが、今後民間へ全面移管する方針である。その場合、実費程度の現行認証費水準では民間の運営が成り立たないので、認証費を引き上げ、その

一部を政府が負担する案が検討されている。

ある経営調査によれば、有機農業は慣行農業に比べて、単収は低めだが(数値はレタス55%、以下同様)、販売単価は高く(193%)、生産費も高い(124%)。その結果、所得はやや少なく(94%)で済むが、純収益で見れば半分程度(52%)にまで低下する。環境保全型農業の形態には、有機(4.7%)、転換期有機(8.9%)、無農薬(34.3%)、減農薬(52.1%)である。そして、環境保全型農業全体の認証された2005年度現在の農家数(2000→2005年の伸び率)は、53千戸(2650%)、50千ha(2500%)、798千トン(2280%)である。

環境保全型稲作は、総農家の8%、水田面積の7%を占める。形態別内訳では、タニシ農法13,786ha(13%)、米糠農法8,222ha(13%)、合鴨農法5,964ha(9%)等である。環境保全型稲作の10a当たりA粗収益、B経営費、C自家労賃+地代、D所得を対慣行農業費で、栽培形態別にそれぞれに示せば、タニシ農法がA115、B110、C126、D118%、米糠農法がA102、B93、C142、D110%、合鴨農法がA128、B132、C125、D126%となり、概して全項目とも高めである。

韓国の環境保全政策が直面する問題としては、環境保全型農業にあった品種改良など技術開発の立ち遅れ、環境保全型農作物の供給過剰による価格の下落、環境保全型農業農家の政府依存的な体質、有機農産物とその他の環境保全型農産物との競合等が挙げられる。量的成長を遂げた韓国の環境保全型農業は、今岐路に立たされている。その方向は、環境政策面と産業政策面とを分離して推進することであり、そのために政策主体の持続的なリーダーシップの発揮が重要である。

(文責：相川良彦)

なお、共催研究会のもう一方のR・モア報告とその本城解説は、河川水系の環境保全を排出権取引により地域の環境保全型農業の推進と連携させた米国オハイオ州のパイロット事業の紹介である。それは、自然環境保全対策を環境保全型農業の推進に援用するもので、分離した両者を再連携させる新段階での環境保全型農業の先駆的な推進施策だと思われる。



講演会要旨

((独) 国際農林水産研究センターと農林水産政策研究所による共催)

講演会「地球温暖化が農業と水資源に与える
影響評価のためのモデル構築」の概要

日時：平成 18 年 10 月 25 日（水） 15:30 ~ 17:00

場所：中央合同庁舎第 2 号館 地下 2 階 講堂

講師：マーク・W・ローズグラント氏 (Dr. Mark W. Rosegrant)

(国際食料政策研究所 (IFPRI) 環境・生産技術部部長)

まず、IFPRIが行っている本研究の背景、目的および研究課題を述べたい。我々の問題意識としては、まず、かなり不確定要素があるが、地球規模での変化が、食料及び水の安全保障という観点から、特に、貧しい農民に対して影響を与えてきたし、将来的にも与えることである。そして、この地球的規模での変化は様々な面、例えば、貿易、エネルギー、情報技術、人の健康などで起こりうるということである。さらに、気候変化の影響が、特に貧しい国（例えば、アフリカ、アジア、中国農村部）の影響を受けやすいグループ、つまり変化に対応できない人々にじかにマイナスの影響を与えるという事を認識しなくてはならない。

変化の要因となるものの影響を分析することの理解、能力が高まれば、効果的な対応策の形成を促進する。そして、変化のマイナスの面を緩和したり、変化の結果にいかに適応するかなどができるようになる。

次に、我々が実際調査すべき事は、(1) 食料安全保障、貧困、環境持続性に最も影響を与える要因を知ること、(2) 気候変動などの結果として、どのような結果が起こるのかを調査し、食料・農業システムへの影響はどのようなものかを知る、(3) 要因や結果を知るだけでなく、それがどのような意味があるのか、また、それに対して、インフラ、投資、教育で何が必要か等を研究す

ること、である。

本研究の最終的な目標は、貧困削減、栄養不足の改善、食料安全保障の向上である。まず、社会面での変化(人口動向、経済、政策、技術動向、環境(天候のみならず水の問題、土壌の問題など)) から、将来的にどのような変化になるか、どのようなシナリオになるかを考える。さらに人口、食料システムの両面から捉え、社会経済的な影響と生態系への影響を考察する。そして、将来的な食料、人間の生活、環境にどのような影響を与えるかを見る。

気象変動研究の主要構成要素として、まず、歴史的に見た影響の実証分析が挙げられる。過去の影響分析を注意深く評価・分析することで、将来の評価のシミュレーションの信頼性が高まる。例えば、中国における小麦の単収であるが、単収と生育期の気温との間に、完全ではないが、ネガティブな関係が見られる。単収と投入財、特化(その地域でどれだけ特定の作物を作るか) についてはポジティブな関係にある。次に、農業技術、将来の技術及び適応作物の特性を研究する事であるが、まず、ベースラインとして飢餓、貧困、生産、貿易などの動向分析、さらに貧困・飢餓の分析を行う。次に抑制分析(例えば、ウガンダなどでは、肥料がない、市場がないなど制限を受ける。これを分析) を実施する。さらに、技術の調査(例えば、パイプラインなどがあるか)。また、貧困地域に技術があったとしても、利用する能力があるか、適応可能かを分析する。例えば、遺伝子組換え技術ができあがったとしても、ライセンスの問題や知的所有権の問題もある。広い視点からのシナリオを立て、生物物理的かつ経済的に分析。そして、戦略的な投資情報など、何が必要かを見ていく。

グローバルの観点から、空間的な、作物の特化や地域の分析を行う事も重要である。干ばつリスクの度合いによって、色分けし、空間的に分かるようにする。ただし、これで見ると、米国中西部と南アフリカと同じリスクとなるが、米国の方がより高度なことが分かっている、順応可能であり、一概に同じと言えないので留意する。

また、農業及び水経済モデルの統合を行うことが必要となる。土壌と水資源を分析するモデルとしては、GAEZモデル（気候の変化の潜在性を見る）、IMPACT-WATERモデルがある。さらに気候変化の要因として、気候データ（降水量、気温など）や社会経済的なデータ（GDPなど）の要素を組み入れていく必要がある。

今後の本研究の推進には、IMPACT-WATER部分均衡モデルと計算可能一般均衡（CGE）モデルの統合が必要である。気候変動のCGEモデルは、資本の蓄積、人口・労働供給の変化、累積債務などを扱うことができる。また、CGEモデルでは、4つの基礎的要素、すなわち、土地需要、土地供給、農業による温室効果ガス排出、林業における炭素の蓄積をモデルの中で扱うことが可能である。

IMPACT-WATERモデルは部分均衡モデルなので、農産物45品目のデータを組み込むなど詳細である。一方、CGEモデルは、品目はグループ化されており、詳細ではない。しかし、GTAPデータベースを使っており多くの国をカバーしている上、他のセクターへの影響なども見ることができる。2つをリンクさせることで、より良い分析が可能となる。

これまでの主要な成果としては、（1）灌漑による小麦生産の予測を計測すると、気候変化がない場合をベースとすると、気象の大幅な変動が生じた場合、悪影響が出る。しかもシナリオによっては、生産量は半分以下になる。（2）天水による小麦生産の予測を行うと、降雨の影響で年ごとの変化が大きいが、やはり気候変化がない場合をベースとすると、気象が大幅に変動した場合、生産量は減少する。（3）EUにおける灌漑による小麦生産の予測を行うと、地球温暖化による利点を得る点が上記の2つの予測と異なっており、気候変化がない場合をベースとすると、生産量は増えるという結果になる。

バイオ燃料の食料事情への影響については、原料である穀物が食料と競合するため、食料価格の上昇が生じ、影響を与えと考えられる。やや「強引な」見方をすれば、輸送

用燃料が、バイオエタノール、バイオディーゼルなどのバイオ燃料に置き換えられる割合は、全燃料に対する比率は、2010年で10%、2020年には20%というシナリオになる。バイオ燃料の原料作物の価格の面では、2020年にはかなり上がるが、新しい技術（例えば、草など食料以外の作物を使う技術、セルロースによる変換技術）が投入されれば、少し価格の上昇は抑制される結果となる。

本モデルによる今後の研究の課題としては、（1）土地利用の変化のIMPACT-WATERモデルへの組み込み、（2）環境へのインパクトのより詳細なシミュレーション（3）気候変動への順応性のある（干ばつに強い、耐熱性のある）作物への影響、（4）バイオ燃料の役割（価格、土地、水への影響）、といった点があげられる。

（文責：上林 篤幸）



講演会要旨

((独) 国際農林水産研究センターと農林水産政策研究所による共催)

講演会「新農村建設背景下における中国農業政策の行方」の概要

日時：平成 18 年 11 月 21 日（火） 15:00 ~ 17:30

場所：中央合同庁舎第 2 号館 地下 2 階 講堂

講師：徐小青（中国國務院發展研究センター農村經濟研究部副部長）

新農村建設についての政府の考え方は、都市と農村との経済格差の拡大化が 2000 年頃から顕在化してきたことから、経済発展の不均衡をどう是正するかということで、新農村建設を重点的な課題として取り組むこととしたものである。自分としてはこの新農村建設には、3 つの解釈が可能だと思っている。まず 1 つは、新農村建設は三農問題の解決のための行動であること。2 つ目には、経済発展の戦略的な転換、つまり都市と農村の不均衡から調和のある発展への転換の現れであること。3 つ目には、これまでとは違う「工業が農業を養う」という理念への変化が具体的な政府の政策の中で実現されようとしていることである。

政府の新農村建設の推進に当たっての重点は以下の 4 点である。現代化農業を推進して農業生産を発展させる。農民収入を増加させる。インフラ設備の整備を促進する。

農村社会事業を整備・強化する。

の農業生産の発展については、2003 年に中国の食糧生産は 6 % の減産となったため、穀物全体の価格が 30 % も上昇した。このあと、2004 ~ 05 年は生産が回復する傾向を示し、2006 年の食糧生産量は 4.91 億トンに達する見込みである。2006 年の品目別の生産量予測は籼が 1.9 億トン、小麦が 0.91 億トン、トウモロコシが 1.41 億トンである。今後も、継続して農業構造調整を実施し、現代的農業技術の応用と普及を図っていく。

の農民収入の増加については、現在、都市住民と農民との収入格差は 3.22 倍と言われているが、農民純収入には都市住民可処分所得には含まれていない自家消費分も収入として含まれていることと、社会福祉の差が大きいことから、実際の格差はもっと大きいものであると言える。このため、政府は長期的持続的対策をとることとして、優勢産業区域化配置を設定して、11 品目の作物について、生産流通にかかる一体化の強化を推進することにより農民収入の増加を図る努力をしている。農業産業化経営については、現在、十数万社の龍頭企業が中心になって実施しており、2.5 億戸の農家のうち約 20 % に当たる 5 千万戸の農家が何らかの形で参加している。また、農民專業合作社法が 10 月 31 日に成立して、今後は農民の自主的参加による合作社について法律的に促進をすることとなった。農民収入のうち 56.7 % が家族経営収入であるが、賃金収入が 36.1 % となっており、また政府からの直接補助金を含めた贈与が 4.5 % と、最近では家族経営収入以外の収入の比率が大きくなる傾向がある。農業就業人口は 4.9 億人であるが、このうち半年以上出稼ぎに出ている人口が 8 千万 ~ 1 億人ぐらいと見られている。農村労働力は減少する傾向にあるが、これは研修実施等による就業促進の取り組みの効果の現れである。

のインフラ整備については、道路整備に 4 千億元の予算投入を行って、農村の村と村の間の道路の舗装化を進める。農家の燃料は 55 ~ 60 % は薪に頼っており、燃料の改善は重点的課題である。

の農村社会事業については、農村義務教育の無料化の実現と農村と都市の 1 人当たり義務教育経費の均等化を目指す。農村合作医療制度については、現在江蘇省で試行的に実施している制度（年間、中央政府 20 元、地方政府 20 元、農民 10 元の負担による医療保険制度）を 5 年間で全国に 100 % 普及させる計画である。また、土地収用で耕地を失った農民に対する社会保障制度を 5 年間のうちに構築することになっているが、まだ今のところ、具体的な目処は立っていない。

新農村建設は長期にわたる課題であり、実

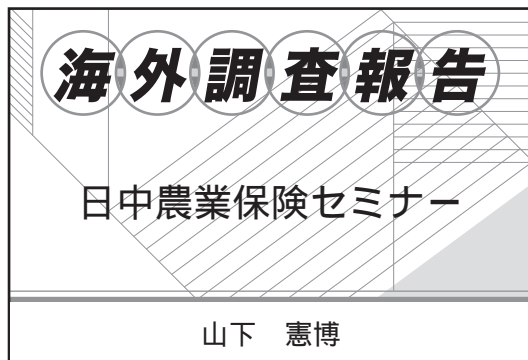
施体制の持続的なシステムを確立することが必要である。これが、中国政府の課題となっている「農村発展のための持続的なシステム」であるが、これには次の5つの主要な方向性を持っている。ただし、これらはすべてまだ模索の段階であり、すぐに実現可能なものではない。

(文責：山下憲博)

国民収入配分構造の調整を行い、農業農村への投入を増加させる。公共財政による農村への投入範囲を拡大し、農業支援のための資金が安定的に増加するシステムを構築する。国はインフラ設備に対する投入の重点を農村に振り向ける。農業支援資金をさらに集中させて、資金の使用効率を向上させる。金融機関は三農問題への支援を強化する。都市と農村の二元構造の体制を徐々に改変していくことが可能となるように、都市と農村の労働者の平等な就業制度を実施し、経済発展レベルに相応した多様な形式の農村社会保障制度を整備強化する。

以上のように農業政策に関して、中国政府は戦略的に重大な転換をしようとしていると言える。具体的には、財政措置の転換である。財政の支出構造の改革を行い、これまで本来は別ものの水利事業支出も農業支出に入れていたが、これは分離される。また、これまでのプロジェクトごとに財政支出する方式を改めて、日本のように様々なシステムを利用して政策的インセンティブを与える方式に変えて行く。

財政体制の改革については、郷鎮政府の改革が中心である。農業税の廃止に伴い、郷鎮政府の経費は交付金として中央・省から100%支出される。現在、全国に3.9万ある郷鎮政府は農業税を徴収する仕事から、農村・農民に行政サービスする仕事に転換することになり、組織・人員を適正規模に縮小することになる。また、土地制度の改革も重要な課題である。この課題の核心は、農民には土地に対する権利がないという問題である。土地収用上の制度的な改革が必要になっている。これらの他に、金融制度の改革も政府にとっては非常に重い課題であるが、この件については本日は省略したい。



日中農業保険セミナーは、2006年11月11日～12日の間、北京において開催された。これは、最近の中国で政策的農業保険への関心が高まる中で試みられた第1回目の2国間セミナーである。本セミナーには、中国側は国務院発展研究センターと中国農科院農業経済発展研究所とを中心として、財政部、農業部、中国保険監督管理委員会、農業発展銀行など農業保険に関連のある多くの機関から参加者を得た。日本側からは、全国農業共済協会を中心に国際農林水産業研究センターと農林水産政策研究所が参加した。

セミナーは、おおむね中国側が中国の現状に照らしながら日本の農業共済制度の実施の内容について質問するのに対して、日本側が日本の農業共済制度の現状の詳細について説明する、という進み方になった。

中国の農業保険は、改革開放後の1982年に再開され、民生部と農業部の補助金の支出の下で、人民保険公司等3社の保険会社が連合して農業保険を実施し、当初は順調に発展した。もっとも規模が大きくなったのは1993年で、掛金収入は8.7億円で保険金支払額は3.7元であった。しかし、1994年には国営企業であった人民保険会社が改革により民営化したこともあり、加入者が減少した。2002年の掛金額は縮小して3億元となったため、2004年の冒頭には中央1号文件が出て、農業保護の施策が打ち出され、農業保険についても重視が打ち出された。現在、安信保険公司、安華保険公司、陽光相互保険公司、安盟保険公司などの11社が農業保険を試行的に実施している。

現在の中国の農業保険の試行実施について

は、以下の4つの問題点が指摘された。

商業保険会社が利潤獲得を目的として実施している。(事業の外部性)

補償額が低くて、農業生産を支えるまで達していない。

事業としてコストが高く、収益性が低い。

法律の整備がなされておらず、モラルハザード等管理上の問題が発生している。

現在、例えば上海市では、人民保険公司が農業保険を実施しているが、乳牛は90%以上が農業保険に加入しており、水稻と小麦はほぼ100%の加入となっている。しかしながら、まだ政策的な実施という段階までには至っていない。法律や制度の整備もまだできていない。まだ、財政上の問題があり、政府部内でも認識が一致しておらず、積極的に取り組める状態にはない。中国では中国の国情に合致させて、政策的農業保険の制度を整備する必要があるが、日本の農業共済制度については、次の5つの点が特に参考になるという指摘が中国側からなされた。

農業保険の掛金について国が支援をしていること。

国の再保険の措置を取っていること。

事務経費についても国が支援していること。

米麦について一定の経営規模を持った農家について強制加入させていること。

法律と制度の整備がなされていること。

本セミナーでは非常に活発に熱心な議論が展開されて、特に中国側の農業保険の制度的構築に対する強い熱意が伝わってくるものであった。このため、中国側からの今回のセミナーに対する評価は非常に高いものがあり、今後、引き続き交流を進めることに強い期待が表明された。

また、今回のセミナーにおいては、日本側としても中国における農業保険の試行的実施の現状について知見を得ることができた。今後の農業保険にかかる日中双方の交流は、日中双方の農業関係者の相互理解にとって大きな意義を有するものである。

海外調査報告

巨大市場機会の出現に反応するラオス北部

櫻井 武司

東アジア諸国で進展している経済統合が、この地域の農業生産や農村経済にどのような影響を与えているのか、与える可能性があるのか。これは、学術的に非常に興味深い課題であるだけでなく、日本の農林水産政策の立案にも決定的な情報である。

ところが、それを研究対象とすることには幾多の困難がある。実証的な研究をするのに必要なデータがほとんど存在しないからである。国レベルに集計されたデータは、多様な農業生態系を内包する国やインフラが未整備なために国内市場が分断された国を適切に扱うことができない。また、過去に栽培実績のほとんどない新規作物が急速に拡大している場合、既存の統計では把握できない。こうした条件下で政策立案に貢献する研究を実施するには、自ら農家家計調査を実施し、その分析から一般性のある結論を得ることが必須である。このようなアプローチは、私が今まで主要な研究対象としてきたサブサハラ・アフリカでは当然なことである。そこで、東アジア経済統合についても、同じ手法を採用する。

2004年にラオスの北部山岳地帯を訪問した際（本誌第15号34頁参照）、農家家計調査に基づき貿易自由化の影響を分析する必要性を痛感した。その後、国際農林水産業研究センター（JIRCAS）が2006年度より5年計画で実施する「東アジアにおける経済統合の進展が農業に与える影響の分析と農村の貧困解消を実現するための政策提言」プロジェクトに、運良く参加することができた。

同プロジェクトで私は、JIRCASの銭主任研究官と共同で、中国雲南省とラオスの国境貿易の進展が両国の農村部の貧困と環境に及

ぼす影響を分析する。私は主としてラオス側の調査を担当するため、2006年11月29日～12月13日までラオスを訪問し、同国北部の中国国境近辺で予備調査を行った。

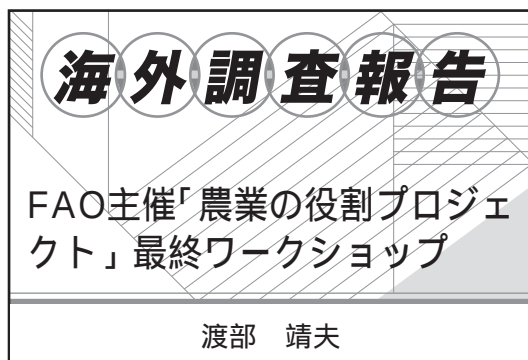
ラオス北西部のムアンシンは、中国国境まで10キロである。町の周辺には収穫を終えたばかりの水田が広がり、コメを買い付けたラオス人や中国人の集荷業者のトラックが次々と国境に向かう（写真）。ラオス北部から中国への農産物輸出が急増したのは2000年以降のことである。従来は自給的な農業生産だけだった農民は、新たな市場機会に反応して換金作物の生産を開始した。主食のコメ以外に、サトウキビやメイズなどが新規の換金作物として導入され、中国に輸出されている。

ところが、ラオス人のコメ集荷業者にインタビューすると、浮かない顔である。聞くと、2005年から中国がコメの品質に関する規制を強化したため、中国側で流通を担っていた非正規業者が駆逐され、農家庭先価格は低下し、輸出量が激減したのだという。稲作の副業として2000年より集荷を始めた彼の取扱量は、最盛期には年間16トンだったが、昨年は約6トン、今年も同じ程度である。ムアンシンのあるルアンナムター県の農業部によると同県から中国へのコメの輸出は、2004年の3600トンピークに、2005年には620トンまで落ち込んでいる。そこで、一部の農家は、灌漑条件下での乾期の水稲作をやめ、スイカやタマネギ、トウガラシなどの高付加価値作物への転換を図っているのだそうだ。

巨大な中国から見れば取るに足りない話かも知れないが、大国のちょっとした政策の転換がラオス北部の農業に大きな影響を与えている。なおラオスで急速に拡大するゴム植林についてはまた別の機会に書くことにする。



コメを積んで雲南省に向かうトラックの列



(ROAプロジェクトの概要)

2006年12月5～6日、ローマのFAO本部で開催された「農業の役割(Roles of Agriculture; ROA)プロジェクト」の最終ワークショップに参加してきた。

このROAプロジェクトは、日本政府の拠出金によって、2000～2006年に実施されたものである。そのねらいは、これまで開発途上国の政策決定であまり反映されてこなかった「間接的・非経済的な農業の役割」(例えば貧困緩和や環境便益等)の内容をはっきりさせ、それを最大限活用するための方策について指針を作成することであった。

プロジェクトは2つのフェーズに分かれる。その第1フェーズ(2000～2003年)では、アジア・アフリカ・南米地域の11か国を対象に、農業生産の増加による貧困削減への波及的効果や農業の環境外部性に関する分析が行われた。その結果、農業が他部門に比べて有効な貧困削減効果を持つことや高い環境便益を提供する場合のあることが明らかとなった。また、同時にこうした農業の役割については、その国の経済発展の段階によって様子が大きく異なること等も確認された。

(ワークショップの概要)

そして第2フェーズ(2004～2006年)では、以上のような農業の非市場的な役割を活用する観点から、さらに11か国を対象にして環境便益に対する支援策の設計と、貧困緩和・食料安全保障にかかわる農業の役割を最大限発揮するための政策改革に集中した分析が実施された。今回の最終ワークショップは、この第2フェーズの分析結果を議論し、プロジェクト全体を総括することを目的に開催さ

れ、そこでの主な結論は以下のとおりであった。

○貧困削減の対策として、開発政策における農業の重要性が再認識されたが、今後、環境便益との関係にも十分配慮したプロジェクトのガイドラインを途上各国の農業政策、開発政策、環境政策等に適切に反映させ、農業投資を増加させるインセンティブとする必要があると結論づけた。

○このプロジェクトは、途上国における環境便益向上と貧困削減との両立も、主なねらいのひとつとしているが、こうした枠組みにおける政策の形成や実施段階における論点整理とガイダンスは、先進国にとっても有効とみられたことから、OECDをはじめとする関係機関の活動との連携も重要であると結論づけた。

○今後、本会合での議論を踏まえて、事務局が最終報告書を作成するとともに、プロジェクトの成果をFAOの日常活動を通じ、OECD、世界銀行等とも協調しつつ、各国政府の責任で普及していくこととされた。

(所感)

貿易自由化の荒波の中で、我が国農業を支えるために、「農業の非市場的役割」は、極めて重要な概念である。近年、関係者の努力もあって、先進国の間ではかなりの程度認知されるようになったが、多くの途上国にとってなかなか理解しがたい。しかし一方で、WTO農業交渉等における途上国の力が強まる中、彼らの理解・支援がなくては、この概念に支えられた我が国の主張を交渉結果に適切に反映させることは難しい。

こうした情勢の中で、このプロジェクトが果たす役割は、途上国に対する啓蒙普及という点において決して小さくはないと感じた。華々しい交渉の陰で、こうした地道な取組みが、ボディブローのように効いてくることを期待したい。

なお、ROAプロジェクトの詳細については、以下のFAOホームページを参照されたい。

http://www.fao.org/es/esa/roa/index_en.asp

学 会 報 告

九州農業経済学会

小野 智昭

第59回九州農業経済学会大会が平成18年10月7～8日に熊本学園大学（熊本市）で開催された。報告討論会と題されたシンポジウムの共通論議は「農業参入の課題と展望」で、田中基晴氏（九州沖縄農研センター）、小林恒夫氏（佐賀大）を座長に、以下の4報告がされた。

1. 「農外からの多様な農業参入 - 市民に開かれた農業システムの模索 - 」秋山邦裕（鹿児島大）
2. 「今日の九州農業における農業法人と農業参入の意義と位置」近藤良雄（くまもとテクノ産業財団）
3. 「特区制度を活用した農業・農村政策の実践」永田洋一郎（南さつま市産業振興部）
4. 「農外からの参入の新しい形 - 有色米（古代米）・雑穀の生産と加工で中山間地の活性化と棚田の保全 - 」堤公博（農業生産法人（有）ファームきくち）

第1報告では、前半は農外企業の農業参入について事例が紹介され、参入法人は本格的農業経営を目指しつつ、実態的には労働費確保等の非営利的事業にとどまっていること、参入企業には社会的ガバナンス、社会的責任（CSR）を問うことが重要な課題であることが報告された。後半は、市民参加型の農業システムという意味での「農外からの参入」について検討がされ、LLCやLLPを活用した農業における社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）、公益法人制度改革に対応した農業公社のあり方としての住民参加などについて、問題提起がされた。

第2報告では、九州等における農業法人の実態調査をもとに、川上、川下の諸産業との結びつきや地域の農業クラスターの分析から、

農業法人の優位性の源泉が示された。（ただしこのことと農業参入との関係がよく理解できなかった。）

第3報告は、南さつま市（旧加世田市）で平成15年に農業特区を開設して砂丘地域に農外企業等による農業参入を実施した経緯とその現状について、担当者自身が行ったものである。同地域には15法人（うち1法人は市民農園開設の生協）が合計15.5haの農地に参入している。作目はラッキョウ等に限定している。理由は、すでにラッキョウの産地であること、熟練した栽培技術が不要であること、参入企業の半数を占める土木建設業者の事業閑散期にラッキョウの繁忙期が重なりシナジー効果が期待できることなどである。この経験を整理し今後の課題を報告しているが、特区実施が「自治体パフォーマンス」の絶好の機会（究極的には担当者のパフォーマンス - 筆者）であったこと、農家と参入法人の関係や支援のためのコンセンサスづくりが課題であることなどが報告された。

第4報告は、Uターン就農者による農業生産法人の事例報告である。新規作物（古代米）の導入と集落営農との連携による産地化、新規参入者の受け入れと就農支援を行っていることが報告された。Uターン者独特の開かれた視野によるもの、という位置づけである。

討論からいくつかの点を紹介する。社会的企業の指摘は、既存の農業者にも適応されるべきだ。食品企業は原料農産物の価格設定いかんが課題であり農業経営の採算は問題ではなく、建設企業は賃金分の粗収益獲得が目的になっていて、ともに市場原理に完全に乗っているわけではない。参入地域の条件が悪い、参入支援策が整っていないなど課題があるが、企業参入を農業の担い手として認めることが重要。参入企業の目的は様々、そのニーズに応え、ともに考え地域に貢献することが大切だ。特区（リース制度）では、参入地域は自治体の判断で出来る、自治体が農地の中間保有ができることはメリットだ。以上、農外企業の参入については肯定的な意見が多かった。

学会報告

経済理論学会

須田 文明

私は経済理論学会第54回大会（2006年10月21～22日、愛知大学、車道キャンパス）に参加した。この大会では、企業、雇用、環境、情報、景気循環、グローバリゼーション、中国・韓国、ジェンダー等の各部会の他、英語での報告部会が設置され、共通論題「現代株式資本の変容と病理」というシンポジウムが開催された。

私自身は、企業部会で「資本主義の新しい精神と企業倫理」という論題で報告を行った。ゆきがかかりでリュック・ボルタンスキ他著『資本主義の新しい精神』（ナカニシヤ出版）という書物の翻訳を担当することになっており、せっかくの機会でもありボルタンスキの議論を現代資本主義分析に応用したいと考えたのである。

現在、行き過ぎた（と考えられる）市場重視の経済政策に疑問が提示されるようになってきている。その背景には、次第に明らかになりつつある「経済格差」への社会的批判がある。ボルタンスキが強調するように、資本主義の進化のためには「批判」が不可欠な原動力である。私の報告は、近年、隆盛を見ている「企業の社会的責任CSR」をめぐる議論は、一連の企業不祥事やグローバリゼーションの負の側面に対する批判を迂回するための、「方便」でしかないのか、それとも、真に経済社会を進化させる「正統な試験」をなしているのかを検討するための前提作業を提示する、という趣旨であった。

ボルタンスキによれば、資本主義は資本蓄積そのものを自己目的としており、この過程に人々（とりわけ資本主義のスポークスパーソンたる管理層）をコミットさせるためには、資本主義は、このコミットが公益に資する、という倫理的動機付け（資本主義の「精神」）

を動員しなければならないというのである。ところが資本主義は、「形式的に平和的な手段による、資本の無制限の蓄積の要請」でしかなく、こうした正統化イデオロギーを自ら調達することができず、自らに対する「批判」からこれをくみ取らなければならないのである。このような批判は、社会的不平等や貧困への批判という社会的批判と、「まがい物性」批判という芸術家的な批判という、二つの形を歴史上とってきた。後者の批判は、とりわけ68年5月に顕著であった。

こうした議論に照らして、CSRを批判的に検討することで、CSRは正統なる制度として確立し資本主義を進化させることになる、と私は結論づけた。さらにこうした議論を農業食品分野に適用させてみよう。よく知られているように、68年5月以降、先進各国の若者たちが「真正なる」ライフスタイルを求めて農村に移住し、ある者たちは地域で有機農業運動のリーダーになっていくという道を辿っている。これは、ボルタンスキの言う芸術家的批判の一つの形であるだろう。他方、南北間の格差の是正を求め、途上国の農民の所得の向上を求めるようなフェアトレード運動は、社会的批判に立脚していると考えることができる。量販店や食品企業によるCSR行動への取り組みも目立つが、こうした行動が農業生産部門をどのように掌握し、農業と農村をどのように変容させることになるのか、興味深いテーマをなしていよう。

さて、本大会では、山口「正規・非正規雇用代替の企業行動」、間宮「非正規雇用への代替と経済成長」、四方「所得格差とジェンダー：90年代後半以降の雇用の非正規化と夫婦の収入」と、現在の経済状況の喫緊の課題に取り組む、切れば鮮血が飛び散るような報告が若い人たちからなされている。社会的批判が経済理論を捉え、経済理論がこうした社会的批判をさらに豊かにし、ひいては資本主義の進化を促進するよう、本学会の活動に期待したい。現在こそまさに、本学会にとって千載一遇のチャンスをなしていよう。

学 会 報 告

地域農林経済会第56回大会

林 岳

昨年10月末、桃山学院大学で開催された地域農林経済学会大会に参加した。今回の大会シンポジウムでは、「地域農林経済学者の役割と評価 - 社会貢献の視点より - 」というテーマが掲げられ、3人の講演者の報告のもと、研究者は社会貢献のために何をすべきかについて活発な議論が行われた。

講演者の1人である岩手大学の木村氏は、大学の社会貢献について報告した。木村氏は、大学の社会貢献の第一歩としては、大学教員には教育および研究の他に社会貢献という責務が課されていると、教員自らが意識を改革する必要があると主張していた。そして、大学教員の意識改革ためには、教員を統括する人物が専門分野を越えた雑学的知識を持つことが重要であり、それも単なる事情通だけではなくアカデミックな知識を持つことが必要であると論じていた。

また、もう1人の講演者である農業開発研修センター会長の藤谷氏の発言も興味深かった。氏の話によると、研究機関へのクライアントからの調査・分析依頼に対して、どのような結論が導かれるかは、実際に作業を進めてみないとわからないものであり、事前にクライアントの要望に添う結論を出すとは約束してはならないという。アカデミックな視点を無理に曲げて、クライアントの要望に合わせることは、研究機関としての存立意義が問われると主張していた。藤谷氏が長を務める農業開発研修センターは官庁付属の研究機関ではないので、クライアントの望む結果を導けるかどうかかわからないと言うと、大切なクライアントが他の研究機関に流出してしまう可能性もある。それでも藤谷氏がクライアントの要望に添う結論を出すとは確約すべきでないとは主張するのは、研究機関としての本質を守

ろうとする藤谷氏の強い意思の表れであろう。

さて、わが政策研の使命は「行政からのニーズに応えること」と言われており、これに対して政策研の社会貢献とは、「行政以外からのニーズに応えること」になるのか。所内の研究者は行政からの依頼とともに、外部の機関や大学などからの調査・分析や共同研究にも対応している。我々も時として期待される結果が出ないときには、なるべくその期待に応えるべく、さまざまな手法を検討しより良い結果を導出している。しかし、その過程において、アカデミックな視点を逸脱して鉛筆を舐め数字をいじることは、研究者としての社会貢献の責任を果たすことにはならず、一時期話題となった某テレビ番組のデータ捏造問題と何ら変わらなくなる。

シンポジウムの話が長くなったが、個別報告では、私の共同研究者が広域農道のリダンダンシー機能に関するテーマで報告した。「リダンダンシー」という言葉はあまりなじみがないかもしれないが、日本語では「冗長性」、「柔軟性」などと訳されることが多い。気候変動の影響が、近年各地で台風や豪雪などの自然災害が頻発している。今回の報告は、国道などの幹線道路が災害等により断絶した場合の代替ルートとして広域農道が有する経済的な価値を評価するという内容であった。

ところが、この学会の個別報告セッションは、参加者数に比してかなり多数設定されており、あまり参加者の関心を引かないセッションでは、聴衆が数人ということもあった。今回、私たちが報告したセッションも座長や次の報告者の他に聴衆がほとんどいない寂しいものだった。当然、活発な議論を行えるわけもなく、フロアーからの質問もほとんどない状態で、座長との質疑応答に終始した感じであった。もっとも、報告内容によっては同じセッションでも聴衆が増減するので、聴衆の少ない報告は関心の低いテーマということでもある。参加者の関心を引くテーマを選定して良い報告をしなければ聴衆が集まらないという意味では、かなりシビアな学会である。

学会報告

地域漁業学会第48回大会 (福井県小浜大会)

竹ノ内 徳人

本学会は、1959年に九州大学で発足した西日本漁業経済学会を前身とし、近年の日本漁業の諸問題に対応するために1995年に改組・改称した歴史ある学会である。

さて同学会の第48回大会が2006年11月3、4日の両日、福井県立大学小浜キャンパス(福井県小浜市)において開催された。本大会初日前半に個別報告が3会場に分かれ行われた。第1会場は「京都府ズワイガニ保護礁における追加的経済効果の試算」など8報告、第2会場は「マーシャル諸島共和国の沿岸漁業構造と漁家経営」など9報告、第3会場は「島根県の漁協系統合併について」など8報告、計25本の報告であった。

初日後半の地域交流ミニシンポジウム、2日目のシンポジウムは、やはり学会のメインイベントとして強い印象が残った。ミニシンポは、地域固有の問題を討議する場として当学会の特徴の一つとなっている。今回は「地域水産業と食育について考える - 食育先進地域・小浜市の事例から学ぶこと - 」(司会：若林良和(愛媛大学)、林紀代美(金沢大学)、阿部覚(愛媛大学大学院))というテーマで行われた。本テーマの解題は、林氏より(特に農業で)食育への政策・民意の高まりがあることを背景に、食育先進地・小浜市の小学校や行政の取り組み、水産物での食育活動の可能性と課題、水産業の食育への位置づけ・役割を明らかにしようとした。

第一報告は、地元関係者として陣頭指揮にたった高島賢氏から「小浜市の食育が目指すもの」(元小浜市食のまちづくり課課長、現農林水産省経営局経営政策課)として、全国初の「食のまちづくり条例」制定の経緯、地場産農水産物を活用した給食の取り組みなどを報告した。第二報告は、「小浜市立田島小

学校の取り組み - 水産物を用いた学校給食とPTA行事 - 」としてVTR映像にコメントを差込む形で大上伸幸氏(小浜市立田島小学校教諭)、山下徹氏(前田島小学校PTA会長、現福井県立小浜水産高校教諭)、浜家直澄氏(田島地区定置網漁業者・民宿経営)が報告した。第三報告は、阿部覚氏(愛媛大学大学院)から「愛媛県愛南町における「ぎょしょく教育」の実践報告」として、「魚触、魚色、魚殖、魚職、魚食」などをキーワードにした現地小学校での取り組みについて報告した。

総合討論冒頭では、「食育」概念の多義・多面性から報告者とフロアのギャップが散見されたが、報告者コメントや事例への理解が深まるとともに地域水産業として積極的に支援し、取り組んでいくべきというフロアからのコメントが印象的であった。

翌2日目のシンポジウム「日本海漁業の現段階と地域産業」(座長：島秀典(鹿児島大学)、山尾政博(広島大学))では、第一報告が本シンポテーマの設定者である加藤辰夫氏(福井県立大学)から「日本海の漁業と地域産業」としてテーマ解題も含めて報告した。第二報告は「日本海の水産資源と漁場利用 - ベニズワイガニかご漁業の漁場利用と資源動向 - 」(養松郁子、日本海区水産研究所)、第三報告は「水産物のブランド化と地域振興」(波積真理、熊本学園大学)、第四報告は「若狭の地域産業と食のまちづくり」(上野清治、小浜海産物社長)となった。

総合討論では、漁獲量減少、担い手の高齢化などを背景に、やはり産地の競争力を高めるためのブランド化について熱心な議論が展開された。質を求める消費者の食への動向がブランドを支え、地域ブランドには産地と消費者の交流ビジネスの展開が不可欠であり、地域関係者の協働が重要との認識が高まった。

学 会 報 告

T E A 研究会 学不可以已（荀子）

伊藤 順一

本年度の秋季 T E A (Theoretical Economics and Agriculture) 大会は 11 月 18 日神戸大学で開催された。前回の神大での開催は阪神・淡路大震災のはるか前、遠い昔の出来事である。懇親会の後、兵庫県出身の原洋之介教授のタクシーに同乗させてもらい、先に降車した先生から 1 万円を渡されたことが記憶に残っている。確かその 1 万円は受け取らず、先生にお返ししたはずである。

「T E A の T は東京の T だと思っていた」という関西在住の会員の一言がきっかけとなり、ここ数年、秋季大会は東京以外で開催されることが多くなった。開催校の教官、大学院生にとっては迷惑な話かもしれないが、あまりなじみのない会員同士が顔と名前を一致させるいい機会でもある。

本誌の学会報告では、報告内容が紹介されることが通例のようだが、幸いにも T E A 会のホームページ <http://muses.muses.tottori-u.ac.jp/dept/E/wfarm/matsudat/EA.html> (鳥取大学松田敏信先生作成) に、すでに報告要旨が掲載されている。そこでここでは過去の研究会を振り返り、感想を述べたい。

T E A 会は日本農業経済学会の個別報告とは違い、報告時間が 30 ～ 40 分と長い。質疑・応答をあわせると 50 ～ 60 分に及ぶから周到的な準備が必要である。加えて T E A 会の伝統かもしれないが、報告の途中でフロアから質問がはいる。会の創設当時は「仮定が間違っているのだから、これ以上報告する必要はない。聴く方も迷惑だから報告を中止せよ」といった意見まで出されたそうである。私はこの逸話を入会時に聞かされていたので、T E A 会と政策研の定例研究会だけは、出来る限りの準備をして報告に臨む。また口下手な

ので、フル・ペーパーを作成して配布するようにしている。

最近の若手会員は度胸が座っているのであろう。「さっきまでレジメを作っていました」などと平然と言い放ちながら、意気揚々と報告時間の直前に会場に現れ、緊張した素振りも見せず報告を終える。

しかし、ここには少なくとも 2 つの問題がある。ひとつは他人の報告を聴かないという態度である。おそらく「自分の研究とは関係ない」というのが彼らの言い訳であろうが、大凡関係のない経済問題など、この世には存在しない。これは経済学者としての常識である。彼らの研究が他の経済問題と本当に無関係であれば、それは取るに足らないテーマであると断言できる。これとよく似ているが、自分の同僚の研究報告は聴くが、それ以外はスキップするという態度である。大学院生に多いが、研究会の報告は学芸会の発表とは違う。経験のある研究者は他人の報告のなかにも新たな研究のシーズがあることを自覚している。

もうひとつは報告直前に完成したレジメやパワー・ポイントのスライドには改善の余地が多く残されているという、これも常識的なものである。口頭報告に限らず、原稿の執筆についても同じことがいえる。レジメやスライドが直前まで完成していなければ、頭のなかも整理されていないから、いい報告などとても覚束ない。泥縄式は通用しないのである。問題意識や論点、結論を要領よく伝えることができなければ、やや酷な表現かもしれないが、報告しないほうが本人のためである。一度ついたマイナス評価を挽回するのは相当に骨の折れる仕事であることを銘記すべきである。

誤解のないように繰り返しておくと、これは今回の T E A 会に出席しての感想ではない。著者本人の経験にもとづいているといった方が正確である。今回に限らず、若手会員の報告はどれも素晴らしく、とくに最近には仰ぎ見るような報告も多いというのが偽らざる感想である。

学会報告

人文地理学会大会

大橋 めぐみ

平成 18 年 11 月 11 日に 2006 年度人文地理学会大会が近畿大学で開催された。よく、「(人文)地理学とはどういう学問ですか」と質問されて答えに詰まることがあるが、地理学は非常に多様な分野・方法論を含んだ学問分野といえる。地理学を大きく分けると、地形・気候・水文・植生・環境などの「自然地理」、経済・社会・政治・人口・都市などの「人文地理」、世界各地の自然・歴史・産業・文化などの総合的な「地域研究」、さらに、地図・リモートセンシング・GISなどの研究分野がある。

1925 年に発足した日本地理学会は上記の全ての研究分野を含んでいるが、1948 年に発足した人文地理学会は、人文地理を中心にしつつも、地域研究や地図学なども含む幅広い研究分野を対象としている。学会には、専門的研究者・大学教員だけでなく、地理教育の現場に関わる中学・高校教員や、大学院生・学生も多く参加している。

大会は、初日の特別研究発表は 2 会場で開催され 4 報告が行われ、個別研究報告は 5 会場で開催され 80 前後の個別報告が報告された。最終日には「政令指定都市とまちづくりの課題 - チンチン電車で堺環濠都市と上町台地南端部をめぐる - 」というエクスカージョンが行われた。

特別研究発表は、第 1 会場では、「LUCC (土地利用・土地被覆変化研究計画) の観点から見た日本と中国の都市化 (氷見山幸夫・北海道教育大学)」、「水資源管理と地域性 (内田和子・岡山大学)」の 2 報告があり、資源管理に関する議論が行われ、第 2 会場では「パプアニューギニアー新しい地 (域) 誌をめざして - (熊谷圭知・お茶の水女子大学)」、「移民問題に表象される現代スペイン社会の

変動 (長岡顕・明治大学)」の 2 報告があった。筆者は第 2 会場に参加したが、フィールドワークのあり方、地誌を通じた調査地域への貢献のあり方について深い考察がなされており、非常に興味深く感じた。

個別報告は、地理学史、都市地理、郊外化などといった分野ごとに行われる。筆者が個別報告を行ったセッションは農業地理であったが、今回の農業分野の個別報告の傾向としては、全体的に学生の報告も多く、1 事例地域を掘り下げた詳細な分析が多かった。理論化の面で不足を感じる部分もあったが、一方で、過度な理論化を図らず、詳細なデータに基づいたリアリティのある報告も多かった。

農業分野と重なる分野としては、他にも、漁業地理、人口地理、福祉高齢化、海外研究などがある。観光地理や海外研究で農村ツーリズムなどもしばしば取り上げられている。今回は、流通および中山間地域振興に関する研究発表も多く行われていた。幅広い面から農業・農村地域についてアプローチがなされている研究大会であるといえるだろう。

学 会 報 告

第7回現代韓国朝鮮学会大会

樋口 倫生

2006年11月18日～19日に、第7回の現代韓国朝鮮学会大会が、静岡県立大学で開催された。現代韓国朝鮮学会については、農業経済を専攻する研究者にあまり馴染みがないと思われるので、ここで若干説明を加えておく。この学会は、世界各国との交流が深まるなか、朝鮮半島の政治動向に対する社会的な関心が一層高まっており、当該地域の諸問題を歴史的かつ社会科学的な思考に基づいて解明した研究成果を社会的要請に応えて活用するという趣旨で2000年に設立された。研究成果は、学会誌と学会大会で発表されており、HP (<http://www.meijigakuin.ac.jp/~ackj/front/>) でその内容の一端を窺うことができる。今大会でも多くの成果が報告された。

大会初日の18日は、「朝鮮半島問題とマスメディア」というテーマでのパネルディスカッションであった。司会は静岡県立大学平岩俊司教授がつとめ、尚美学園大学鐸木昌之教授、水野孝昭朝日新聞ニューヨーク支局長、山岡邦彦読売新聞論説委員、塚本壮一氏(NHK中国総局)がパネリストとなり、熱を帯びた討論が行われた。

翌19日には午前中に二つの会場に分かれて、自由論題による個別報告があった。第1セッションでは、横浜市立大学倉持和雄教授を司会として、「京城紡織株式会社の経営に見られる人間関係の機能」や「持株会社制度の導入と韓国財閥」といった報告がA会場で行われた。B会場では、「中選挙区制における候補者擁立戦略 - 5・31地方選挙の検証」、「法による“過去克服”の限界 - “疑問死第一号 崔鍾吉事件を中心に - 」などが、神戸大学大西裕教授の司会のもとで報告された。また第2セッション(A会場)では、「『8.3

措置』は単なる私債撲滅措置だったのか - 危機対策という観点から『8.3措置』を再考する - 」、「1970年代初現代グループの造船所建設と川崎重工業」といった発表であった。

今大会で小生は、第2セッションのB会場にて討論者の役割を仰せつかった。京都産業大学後藤富士男教授が司会で、田村善弘氏(九州大学大学院)が「日韓における輸入食品の安全性確保の現状と課題」という題目で報告した。近年、日韓両国において、海外からの食料輸入が急増しており、それに伴って食品の安全性問題も発生しているということを問題の背景としており、輸入食品の安全性について、危害要因のある食品の流入を防ぐ輸入食品の検査制度が重要であるとした上で、水際での検査体制に焦点をあてて分析を行っている。また日本と比較的類似した韓国をとりあげることで、日本、韓国両国の検査体制の差異と課題を明確にし、輸入食品の安全性確保の課題をさぐることをも併せて行っている。結論部分では、中国からの輸入が今後、増加することが指摘されており、日韓両国の課題としてそのような急増する輸入に対して、従来からの検査制度を効率的に運用する一方で、輸出国である中国と協力し、自国へ輸入する食品の安全性向上などが促進される対策を行わなければならないとしている。小生は、日韓における輸入食品の安全性確保の課題は、中国を含めた東アジア三カ国の課題ともいえ、輸入国としての日本、韓国、輸出国である中国、この三カ国の協力のもとで、食品の安全性を確保する必要があることがこの報告には示唆されているとコメントした。

個別報告を終えた午後からは、静岡県立大学小針進教授を司会としたシンポジウムが開かれ、「韓流現象をどうとらえるべきか」に関して活発な意見交換が行われた。パネリストは、京都大学小倉紀蔵教授、野崎宗利氏(フジテレビジョン)、静岡大学朴根好教授、朴正淑氏(キャスター)、静岡県立大学渡邊聡教授であった。特に、朴正淑氏による報告は、韓国の立場からみた韓流に関する見解であり、誠に興味深い内容であった。

なお余談であるが、大会懇親会で、静岡名産のしらすとさくらえびを堪能させてもらった。

学会報告

日本国際地域開発学会 2006 年度秋季大会

上林 篤幸

日本国際地域開発学会 2006 年度秋季大会が平成 18 年 11 月 25 日に明星大学経済学部（東京都日野市）において開催された。

今回のシンポジウムでは、まず、大賀圭治氏（日本大学生物資源学部教授）による「国際食料需給の新展開」についての講演が行われた。

この講演では、21 世紀を迎え、世界の食料需給は新たな展開をみせていることに関し、以下の三項目に要約して報告がなされた。すなわち；

（１）世界的に人口増加率が低下傾向を示しており、人口増加が「爆発的」といわれた時代は終わったこと、

（２）世界最大の人口を有する中国の食料需給構造が変化しつつあり、需要面では既に量的に飽和水準に達し、穀類が減少し、代わりに果実、魚介類、牛乳・乳製品等へと消費の多様化が進んでいる一方、供給面では、生産技術の向上等によりさらに大幅に穀物生産が増大する余地があること、

（３）ブラジル、米国をはじめとして、燃料用エタノール生産向けのトウモロコシやサトウキビの需要が増大する、いわゆる「食料とバイオマス燃料の競合」が世界各地で発生しつつあり、原油価格の高騰により、投機的な資金も一時的に流入してきていること、

これらに関し、具体的な事例を引きつつ解説が行われた。

次に、稲葉敏夫氏（早稲田大学 教育・総合科学学術院教授）による「食料消費と年齢・世代」についての講演が行われた。この講演では、食料消費は個人の年齢によって変異するものであるから、日本全体の食料消費の動向を把握するためには、個人の年齢別食料消費データを、年齢・世代・時代の各効果に分

離する手法の開発は今後の研究課題であること、例えば日本の場合には、戦後世代でも、1950 年以前に成人した世代と、1980 年代以降に成人した世代の間には食習慣の差があり、後者のグループでは、2000 年に中年になっても以前の中年ほど魚を食べないこと、などを、「家計調査年報」における時系列・年齢別データをもとに示した。

この 2 題の講演に先立ち、2 会場に分かれて、14 名の研究者から、アジア、アフリカを中心として、環境教育の視点から見る自然資源管理のあり方、識字教育プログラムによる村落内の組織化、住民の生業活動と外部支援による砂漠化防止活動、コミュニティによる森林認証を通じた持続可能な森林管理、ネリカメ（西アフリカで開発された新種のコメで、乾燥や病害虫に強く、収量も多い）普及のための社会経済的条件に関する農業者アンケートなど、広範な地域を対象とした事例研究を中心とする研究報告が行われた。

本学会は、農業を中心とする開発と環境保全を重要なテーマとしており、本年 4 月の日本大学（藤沢市）における春期大会に引き続き、幅広い議論が行われたが、基調講演の「食料とバイオマス燃料の競合」に関しては、質問が集中し、本問題における学会員の関心の高さがうかがわれた。

学 会 報 告

科学技術社会論学会 第5回年次研究大会

須田 文明

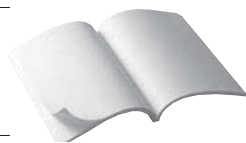
2006年11月11~12日に、北海道大学にて開催された標記の研究大会に参加した。農業食品分野でも、科学技術ないし科学的専門知をめぐる科学と社会との関係について研究が蓄積されている。本大会でも例えば藤本・藤垣「専門家による政策判断の責任境界設定：BSE事件における分析」や、山口「遺伝子組み換え作物をめぐる論争の分析：『正当化』と『妥協の装置』」などが報告されている。

筆者は、「力と議論：シャトーレイノによるナノテクの言説分析によせて」という報告を行った。近年、コーパス分析や言説分析といった手法が科学技術社会研究にも適用されるようになっており、とりわけフランスのシャトーレイノのグループは、アスベストや鳥インフルエンザ、GMO、原子力、農薬、プリオンなど、合計37分野、10万ページに及ぶコーパスを収集し、Prosperoという独自に開発されたソフトを用いて分析している。ナノテクをめぐるコーパスは1991年から2006年9月までに3,334ページ、873のテキストからなる。他のコーパスと比較したナノテクのコーパスの特徴として、シャトーレイノは以下を挙げている。まず、研究開発のきわめて早い段階で、「市民」や「社会」といったフレーミングが登場していることであり、これは「GMOシンドローム」を回避するためであろう、という。さらに「金銭」のフレーミングが顕著であり、さながらITバブルを想起させるほどであるという。例えば原子力などはその金銭的投資は膨大なはずであるのに、それほどこのフレーミングは顕著ではなく、ナノテクにおける金銭的フレーミングの特徴が浮かび上がるのである。また「遅れ」という時間的フレーミングも顕著である。「旧大陸欧州は（米国に対して）遅れている」と

といった具合である。

ところで、WTOのGMOパネルが示しているように、国際交渉の場においてますます「科学的証拠」が厳格に解釈される傾向が強まる背景の下で、ラトゥールやボルタンスキ等の、いわゆる「構築主義的」な研究はどのような政策的含意を有するのか。例えばこうした潮流に属するボヌイユBonneuilの研究は示唆的である。彼は1996~2003年の、GMO研究開発をめぐる7つの請願書に署名した総勢3,217人のフランスの研究者とその専門分野を分析している。こうした請願書は、科学的進歩としてGMOを擁護するという趣旨のものから、GM作物の社会的、環境的なリスクを懸念するものと、多様である。自然科学者でさえ、その認識論的文化(Knorr-Cetina)に応じて、異なったフレーミングの仕方を行っていることをボヌイユは明らかにしている。フランスのGMO政策に専門的見地から政府に勧告を行う組織の「分子生物学工学委員会CGB」ではかつては分子生物学者がほとんどであったのが、近年、個体群生物学や農学、昆虫学の研究者が参加するようになっており、GMOの環境影響評価が重視されるようになってきている。こうしたフランスの個体群生物学研究者による働きかけが欧州レベルでGMOモラトリアムを決定させ、GM作物と非GM作物との「共存co-existence」政策のフレームを精緻化することに貢献したのである。筆者も、「科学的証拠」の「ブラックボックス」を開けるといふドン・キホーテ的な作業にしばらく付き合いたいと思う。

なお、本報告に際して依拠したりュック・ボルタンスキ著「事件・警戒・破局」、フランス・シャトーレイノ著「ナノサイエンスと技術予言」等は、山口富子著『科学技術をめぐる言説論的アプローチの展望：ナノテクノロジーを事例に』（国際基督教大学、モノグラフシリーズ）に資料として所収される。さらに今回の報告をもとに、筆者は「食品リスクをめぐる科学的専門知と公共討議：欧州・フランスを事例に」（住沢他編著『ヨーロッパ政治経済論集（仮）』河合出版）を執筆中である。



研究活動一覧

「研究活動一覧」は、当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を、読者の皆様にタイムリーに提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては、直接担当研究員までお問い合わせ下さい。

【研究論文および雑誌記事等】

研究員名	表 題	発表誌等，巻・号	発表年月
相川良彦	ワインと花と福祉	グリーン情報	2006.10
上林 篤幸	北イタリアの稲作 - EUコメ政策改革の意義と影響	2006 年度日本農業経済学会報告論文集	2006.12
上林 篤幸	歴史を踏まえたEU（欧州連合）砂糖政策の転換点～今後の動向に注目～	月刊砂糖類情報 No.123	2006.12
上林 篤幸	「OECD-FAO Agricultural Outlook 2006-2015」の概要（砂糖関連部分）～今後の世界砂糖市場の動向	月刊砂糖類情報 No.122	2006.11
上林 篤幸	「バイオ燃料の動向の影響に注意が必要；OECD-FAO農業見通し 2006-2015 の概要」	月刊食料と安全 第4巻第11号	2006.11
上林 篤幸	どうなる？乳製品の国際マーケット 「OECD Agricultural Outlook 2006-2015 の概要」	別冊Dairy Japan 牛乳生活情報 48号	2006.11
佐藤百合香・大橋めぐみ	日本短角種牛肉の地場消費者の特徴	農業経営通信(中央農業研究センター) 230, 34-37	2006.12
岡江恭史	ベトナム村落の市場経済化と農民の選択	日本村落研究学会研究通信 217号	2006. 9
小野智昭	農外企業の農業参入と農地制度について	農政調査時報 No.556	2006.12
勝又健太郎	米国ニューヨーク州の生乳生産における規模の経済 ——スタンションとパーラーの比較——	2006 年度日本農業経済学会論文集	2006.12
河原昌一郎	中国郷鎮企業の株式合作制に関する制度的考察	農林水産政策研究所レビュー 21	2006.10
河原昌一郎・明石光一郎	中国における農民収入の増加に伴う食糧生産量の変化に関する一考察	農林水産政策研究所レビュー 22	2006.12
小泉達治	米国農務省における穀物等中期需給予測について	食料と安全 第4巻	2006.12
小泉達治	ブラジルにおけるバイオディーゼル計画の実態と課題	2006 年度日本農業経済学会論文集	2006.12

研究員名	表 題	発表誌等，巻・号	発表年月
小泉達治	世界のバイオエタノール政策と農産物	Dairyman Vol56, № 12	2006.12
小林茂典	需要動向からみた加工・業務用野菜の今後の展開予測	施設と園芸 第 135 号	2006.10
Takeshi Sakurai	Measurement and Analytical Framework on Social Capital	Potential of Social Capital for Community Development (Asian Productivity Organization)	2006.11
Takeshi Sakurai	Role of Social Capital for Economic Development: Evidence and Issues	Potential of Social Capital for Community Development (Asian Productivity Organization)	2006. 3
櫻井武司	「辻井博・松田芳郎・浅見淳之編著『中国農家における公正と効率』(書評)」	農業経済研究 第 78 巻第 3 号	2006.12
佐々木宏樹	「環境支払い政策の制度設計——行動経済学の政策適用——」	農業経済研究別冊 2006 年度日本農業経済学会論文集	2006.12
須田文明他	パティフリエ『コンヴァンション理論の射程：政治経済学の復権』(翻訳)	昭和堂	2006.11
須田文明	力と議論：シャトーレイノによるナノテクの言説分析	科学技術社会論学会第 5 回大会報告予稿集	2006.11
須田文明	資本主義の新しい精神と企業倫理	経済理論学会第 54 回大会予稿集	2006.10
須田文明他	エマール＝デュヴルネ『企業の政治経済学』	ナカニシヤ出版	2006.12
中川尚志・相原佑康・高橋祐一郎	STS研究における政府系政策研究機関のネットワーク化について	科学技術社会論学会第 5 次年次研究大会予稿集	2006.11
高橋祐一郎	ナノテクノロジーと市民的価値	科学技術社会論学会第 5 次年次研究大会予稿集	2006.11
三上直之・杉山滋郎・山口富子・高橋祐一郎	ナノテクの社会適用における市民参加型手法の可能性	科学技術社会論学会第 5 次年次研究大会予稿集	2006.11
立川雅司	「アメリカにおける遺伝子組換え作物規制の特徴——上市前認可権限と上市後監督権限——」	『Techno Innovation (テクノイノベーション)』, (社) 農林水産先端産業技術振興センター (STAFF) 62 号, 58-59 頁	2006.12
樋口倫生	韓国農業部門の相対的縮小過程に関する分析	『2006 年度日本農業経済学会論文集』	2006.12
樋口倫生	「牛の月齢判別に関する検討会」報告書に対する検証	2006 年度地域農林経済学会大会報告要旨	2006.10
福田竜一	政治的圧力が関税交渉に及ぼす影響	2006 年 日本農業経済学会論文集	2006.12
薬師寺哲郎	砂糖関連部門の波及効果と国民負担——地域間産業連関表を用いた分析——	農林水産政策研究 12	2006. 9

研究員名	表 題	発表誌等，巻・号	発表年月
薬師寺哲郎	砂糖関連部門の波及効果と国民負担——地域間産業連関表を用いた分析——	農林水産政策研究所レビュー 22	2006.12
薬師寺哲郎	食料・農業	統計でみる日本 2007 ((財)日本統計協会)	2006.11

【口頭発表および講演】

講演者	講 演	講演会名	発表年月日
伊藤順一	Inter-Regional and Inter-Temporal Differences of Agricultural Productivity in China: Distinction between Biochemical and Machinery Technology	T E A 研究会	2006.11.18
大橋めぐみ・永田淳嗣（東京大）	短角牛肉流通のシステム論的分析	人文地理学会大会（人文地理学会）	2006.11.12
金子いづみ	集落営農の目的とリーダーの役割	集落営農推進リーダー養成講座・旭会場（千葉県水田農業推進協議会）	2006.10.12
金子いづみ	集落営農の目的とリーダーの役割	集落営農推進リーダー養成講座・印旛会場（千葉県水田農業推進協議会）	2006.10.17
金子いづみ	集落営農にどう取り組むか	平成18年度営農生活指導員パワーアップ大会 50 周年記念大会 記念講演会（佐賀県農協営農生活指導員協議会）	2006.10.31
金子いづみ	集落営農にどう取り組むか	共済部長研修会（三豊農業共済組合）	2006.11. 5
金子いづみ	集落営農の組織形態と中山間地域における集落営農の可能性	第 44 回農政連・農業者連盟幹部研修会（福井県農政連）	2006.11.13
金子いづみ	「集落営農」戦略下での富山県の集落営農の展開と課題	平成 18 年度JA営農指導員研修会（富山県農業協同組合中央会）	2006.12.11
河原昌一郎	中国の農業問題：食糧，労働力，土地問題を中心として	中国研究会（財務総合政策研究所）	2006.12.15
小泉達治	「米国と中国におけるバイオ燃料政策の拡大が国際とうもろこし需給に与える影響」	我が国における食料供給予測に関するワーキンググループ（総合食料局食料企画課）	2006.10.25
小泉達治	「米国と中国におけるバイオ燃料政策の拡大が国際とうもろこし需給に与える影響」	地球温暖化と食料需給に関する講演会（農林水産政策研究所）	2006.10.25
小泉達治	「バイオ燃料政策の国際的動向と中南米」	中南米勉強会（J I C A）	2006.11. 2
櫻井武司	西アフリカにおける低湿地稲作の集約化と緑の革命の可能性	名古屋大学農学国際教育協力研究センター第7回オープンフォーラム「アフリカにおける稲作振興の現状と今後の日本の役割・NERICA	2006.10.20
Takeshi Sakurai, Jun Furuya, and Koichi Futakuchi	The Role of Industrial Cluster in Market Development: The Case of Rice Milling in Ghana	2006 年秋季TEA研究会（TEA研究会）	2006.11.18
Takeshi Sakurai and Kimseyinga Savadogo	War-Induced Covariate Shocks and Poverty in Burkina Faso	平成 18 年度 貧困削減開発戦略研究会（国際開発高等教育機構）	2006.12.16 ～ 17

講演者	講演	講演会名	発表年月日
鈴木源太郎	認定農業者の経営管理能力とマーケティング対応力	平成 18 年度日本農業経営学会研究大会個別報告（日本農業経営学会）	2006.10.22
高橋祐一郎・小林傳司・八木絵香	科学コミュニケーションを促す市民参加型手法の実践例「コンセンサス会議」	サイエンスアゴラ 2006 ワークショップ「参加型科学コミュニケーションの多様性」(科学技術振興機構)	2006.11.26
立川雅司	「情報の現状及びその課題——街にある情報から考える——」	お茶の水女子大学「化学・生物総合管理再教育講座」後期	2006.10.27
立川雅司・河野恵伸（農業・食品産業技術総合研究機構）	「ナノテクをめぐる政策と市民：バイオテックの経験から学べること」	科学技術社会論学会，北海道大学	2006.11.11 ～ 12
伊藤寛幸，林岳，山本充	広域農道によるリダンダンシー機能の効果分析	第 56 回地域農林経済学会大会	2006.10.29
林岳，高橋義文，山本充	NAMEAによる地域農林業の環境影響評価	日本応用経済学会 2006 年度秋季大会	2006.11.25
松原明紀	農政改革について	「実務公共政策」(各府省によるオムニバス講義)の一つとして(早稲田大学大学院公共経営研究科)	2006.12.14
山下憲博	日中の農業保険の相違点について	日中農業保険セミナー(中国国务院発展研究センター及び中国農業科学院農業経済発展研究所)	2006.10.11



農林水産政策研究所 最近の刊行物

農林水産政策研究

第10号(2005.11)

中国の土地請負経営権の法的内容と適用法理・・・河原昌一郎
米豪自由貿易協定の交渉過程と影響分析・・・福田 竜一

第11号(2006.7)

野菜の用途別需要の動向と国内産地の対応課題・・・小林 茂典
中国郷鎮企業の株式合作制に関する制度的考察・・・河原昌一郎
米国における燃料用エタノール政策の動向・・・小泉 達治

第12号(2006.9)

糖価調整制度下のてん菜直播の導入促進効果に関する計量経済分析・小島 泰友
砂糖関連部門の波及効果と国民負担・・・葉師寺哲郎
沖縄県におけるさとうきび作と製糖業の現状と課題・・・井上荘太郎

第13号(2007.2)

中国農村專業合作經濟組織に関する一考察・・・河原昌一郎
アメリカにおける遺伝子組換え作物規制の近年の動向・・・立川 雅司

農林水産政策研究叢書

第7号(2006.3)

GMO: グローバル化する生産とその規制・・・藤岡 典夫・立川 雅司 編著

農林水産政策研究成果情報

No.5(平成17年度, 2006.8)

農林水産政策研究所年報

第5号(平成17年度, 2006.9)

PRIMAFF Annual Report 2005(2007.1)

ライフスタイルプロジェクト研究資料

第5号(2005.11) わが国における農村型ワーキングホリデーの実態と課題

行政対応特別研究[FTA・WTO]プロジェクト研究資料

第2号(2006.3) 韓国農業の展開と戦略

行政対応特別研究[農村集落]研究資料

第1号(2006.7) 農業集落の変容が農村地域社会に及ぼす影響

行政対応特別研究[交渉戦略]研究資料

第1号(2006.8) 特別研究会「先進諸国の農産物輸出政策の分析と今後の展望」(抜粋)

先駆者・支援プロジェクト研究資料

第1号(2005.11) 食, 農, 環境に関する政策ニーズ等調査研究資料

多面的機能プロジェクト研究資料

第1号(2005.12) 多面的機能政策の諸相と今後の展開

農業バイオプロジェクト研究資料

第1号(2007.1) EC-バイオテク産品(GMO)事件 WTOパネル報告の内容と意義

平成19（2007）年3月30日 印刷・発行

農林水産政策研究所レビュー No.23

■ 編集発行 ■

農林水産省農林水産政策研究所

〒114-0024 東京都北区西ヶ原2丁目2-1

電 話 / 東京（03）3910-3946

FAX / 東京（03）3940-0232

URL / <http://www.prima.affrc.go.jp/>

印刷・製本 / 株式会社 美巧社